1 関税政策

11-100 最近の関税をめぐる諸問題

1988 (昭和63) 年度 関税率審議会提出資料

1. 世界経済の現状

OECD (Economic Outlook) による経済見通し (1988年 6 月)

								,					
	実質(SNP成長	率(注2)		失業率			デフレー			経常収支		
		(%)			(%)		上	昇率(9	6)		(億ドル)		
	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	
日 本	4.8	4.25	3.75	2.8	2.5	2.75	▲ 0.2	1.75	2.5	870	850	800	
米 国	2.9	2.75	2.5	6.2	5.5	5.5	3.0	3.25	4.0	▲ 1,607	▲ 1,500	▲ 1,320	
西ドイツ	1.7	2.25	1.75	7.9	8.0	8.0	2.1	1.5	1.5	443	470	420	
フランス	1.9	2.0	1.75	10.6	10.75	11.25	2.7	2.75	2.5	▲ 45	▲ 50	▲ 60	
英 国	4.5	3.5	2.25	10.4	9.5	9.75	4.4	4.75	4.5	▲ 27	▲ 100	▲ 140	
カナダ	3.9	4.0	3.25	8.9	7.5	6.75	4.6	4.0	4.0	▲ 72	▲ 90	▲ 120	
イタリア	3.1	2.5	2.25	11.0	11.5	12.0	5.6	4.75	4.25	▲ 7	▲ 10	▲ 10	
7カ国計	3.1	3.0	2.5	7.0	6.5	6.5	2.7	3.0	3.5	▲ 446	▲ 440	▲ 430	
OECD計	3.1	3.0	2.5	7.9	7.5	7.5	3.2	3.5	3.75	▲ 535	▲ 580	▲ 640	

- (注) 1. 1987年は実績、1988年は実績見込み、1989年は見通しである。
 - 2. フランス、英国、カナダ、イタリアについては実質GDP成長率である。

(参考1) 先進国、途上国の貿易動向

(単位:10億ドル、%)

					(-122	10 10 10 10
地垣	暦年	1983	1984	1985	1986	1987
先	進国	1,138.6 (A 1.5) 67.9	1,215.1 (6.7) 68.4	1,256.5 (3.4) 69.8	1,463.1 (16.4) 73.4	1,715.4 (17.2) 72.8
開	発途上国	513.8 (A 4.6) 30.6	512.0 (3.5) 29.9	512.4 (A 3.7) 28.5	489.1 (4 .5) 24.6	588.6 (20.3) 25.0
	産油国	176.9 (△ 20.7) 10.5	163.3 (A 7.7) 9.2	147.2 (A 9.9) 8.1	118.3 (A 19.6) 5.9	135.6 (14.6) 5.8
	非産油国	336.9 (6.7) 20.1	368.7 (9.5) 20.7	365.2 (△ 0.9) 20.3	370.8 (1.5) 18.6	453.0 (22.2) 19.2
全	世界	1,677.5 (A 2.3)	1,777.5 (6.0)	1,799.7 (1.2)	1,922.0 (10.7)	2,357.8 (18.4)

⁽注)数値は上段が輸出額、中段が輸出額の対前年伸率、下段が全世界輸出額に占めるシェア である。

(資料) IMF「IFS」

(参考2) 主要債務国の債務残高

(単位:億ドル、%)

			債務	残高			デット・	サービス・	レシナ(注)
国名	1984	1985	1986	> >			7 7 11 1	リーレス・	
	年末 残高	年末 残高	年末 残高	うち 中長期	公的 債務	民間 債務	1984年	1985年	1986年
ブラジル	1,053	1,067	1,107	972	187	783	23.7	25.0	33.2
メキシコ	964	971	1,017	911	107	803	34.8	36.9	36.8
アルゼンチン	468	485	489	430	47	383	41.9	25.9	50.4
ベネズエラ	362	347	339	324	1	323	14.3	14.0	28.5
チリ	200	204	207	179	28	151	26.2	26.4	30.8
インドネシア	324	358	421	357	177	181	14.7	19.9	29.3
フィリピン	246	262	282	216	78	138	13.9	15.9	18.3
ユーゴスラビア	197	209	214	180	52	127	6.9	9.7	11.4
開発途上国計	8,768	9,490	10,210	8,710	3,430	5,280	16.3	19.2	21.3

⁽注) 年間元利返済額/年間の財サービス輸出額

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

(単位:百万ドル、%)

		暦年	1985	年	1986	5年	1987	'年	1988年 1 -	·8月(P)
地域			金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
Щ	世界	輸出 輸入 バランス	175,638 129,539 46,099	3.2 5 .1	209,151 126,408 82,743	19.1 1 2.4	229,221 149,515 79,706	9.6 18.3 —	169,438 123,688 45,751	16.1 31.9
先	上進国	輸出 輸入 バランス	102,468 53,121 49,347	6.3 A 3.0	131,149 62,233 68,916	28.0 17.2	142,883 71,610 71,273	8.9 15.1 —	103,842 62,115 41,726	14.0 36.5
	米国	輸出 輸入 バランス	65,278 25,793 39,485	8.9 • 4.0	80,456 29,054 51,402	23.3 12.6	83,580 31,490 52,090	3.9 8.4 —	56,402 27,728 28,675	6.0 38.0
	EC	輸出 輸入 バランス	20,016 8,893 11,123	3.2 4 .7	30,675 13,989 16,686	53.3 57.3 —	37,693 17,670 20,023	22.9 26.3	30,994 15,919 15,075	27.2 44.0
	LDC	輸出 輸入 バランス	56,978 67,936 ▲ 10,958	▲ 9.7 ▲ 7.9	63,934 55,941 7,993	12.2 1 7.7	74,402 67,276 7,126	16.4 20.3	56,884 52,593 4,291	20.3 25.8
	OPEC	輸出 輸入 バランス	13,177 36,312 ▲ 23,135	▲ 16.9 ▲ 12.4 —	11,631 23,656 1 2,025	▲ 11.7 ▲ 34.9	11,384 26,685 1 5,301	▲ 2.1 12.8 —	7,438 18,756 • 11,317	1.3 11.3 —
親	アジア 新興工業 国・地域	輸出 輸入 バランス	22,492 9,838 12,654	▲ 7.8 ▲ 2.0	30,063 12,519 17,544	33.7 27.3 —	39,456 18,812 20,644	31.2 50.3 —	31,501 15,819 15,682	25.8 42.4 —
A	ASEAN	輸出 輸入 バランス	11,258 20,205 ▲ 8,947	▲ 20.4 ▲ 8.3 —	12,123 16,517 ▲ 4,394	7.7 1 8.3	15,574 19,579 ▲ 4,005	28.5 18.5 —	13,319 15,280 ▲ 1,901	40.2 25.8
#	共産圏	輸出 輸入 バランス	16,190 8,480 7,710	52.7 6.8 —	14,064 8,232 5,832	▲ 13.1 ▲ 2.9	11,924 10,627 1,297	▲ 15.2 29.1 —	8,700 8,979 ▲ 278	15.7 39.3 —

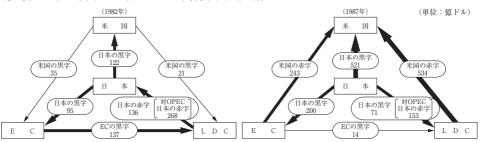
- (注) 1. ASEANの1984年以降についてはブルネイを含む (1984年1月7日加盟)。
 - ECの1986年以降についてはスペイン、ポルトガルを含む (1986年1月1日加盟)。
 アジア新興工業国・地域とは、韓国、台湾、香港、シンガポールをいう。

 - 4. (P)は速報値。 5. 伸び率は対前年(同期)比。

(資料) 大蔵省貿易統計

⁽資料) 世界銀行「World Debt Tables」(1988年1月)

(参考) 日本、米国、EC及びLDCの貿易収支 (図解)



- (注) 1. 日・米、日・EC、日・LDC 貿易は大蔵省貿易統計による。
 - 2. 1以外の貿易は IMF「DOT」による。

(2) 主要商品動向

(単位:百万ドル、%)

_	暦年		1985年			1986年			1987年		1988年	1 ~ 8)	(P)
商。	品名	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率
	総額	175,638	100.0	3.2	209,151	100.0	19.1	229,221	100.0	9.6	169,438	100.0	16.1
	うち												
	自 動 車	34,377	19.6	15.3	,	20.4	24.1	44,942	19.6	5.3		18.5	7.1
	事務用機器	7,785	4.4	3.1	11,305	5.4	45.2	14,392	6.3	27.3	11,649	6.9	34.2
輸	鉄 鋼	13,566	7.7	▲ 2.1	12,706		▲ 6.3		5.5	▲0.8	9,652	5.7	20.5
	自動車の部分品	5,228	3.0	15.8	8,253	3.9	57.9		4.7	29.8	6,039	3.6	▲ 11.0
	科学光学機器	6,831	3.9	10.9	8,509	4.1	24.6	9,448	4.1	11.0	6,920	4.1	17.5
出		4,753	2.7	▲ 18.3	6,342	3.0	33.4	8,312	3.6	31.1	7,680	4.5	48.5
	原 動 機	3,789	2.2	▲ 1.2	4,940	2.4	30.4	5,904	2.6	19.5	4,197	2.5	12.0
	V T R	6,622	3.8	▲2.9	7,416	3.5	12.0	5,900	2.6	▲20.4	3,780	2.2	3.0
	通信機	2,983	1.7	8.0	3,724	1.8	24.9	5,000	2.2	34.3	4,274	2.5	39.8
	船舶	5,929	3.4	▲ 19.4	4,879	2.3	▲ 17.7	4,360	1.9	▲10.6	2,359	1.4	▲ 17.2
	総額	129,539	100.0	▲ 5.1	126,408	100.0	▲2.4	149,515	100.0	18.3	123,688	100.0	31.9
	うち												
	原油及び粗油	34,599	26.7	▲ 12.1	19,481	15.4	▲ 43.7	20,663	13.8	▲6.1	13,657	11.0	3.2
	魚 介 類	4,610	3.6	▲ 12.5	6,426	5.1	39.4	7,992	5.3	24.4	6,794	5.5	36.9
輸		3,886	3.0	0.3	5,027	4.0	29.3	7,624	5.1	51.7	6,462	5.2	43.7
	石油製品	5,975	4.6	▲ 2.2	4,636		▲ 22.4	6,782	4.5	46.3	4,942	4.0	17.4
	木材	3,700	2.9	▲ 5.4	4,029	3.2	8.9	6,227	4.2	54.6	4,826	3.9	36.4
入	非鉄金属	4,041	3.1	▲ 14.0	3,655	2.9	▲9.6	5,644	3.8	54.4	6,177	5.0	85.1
	液化天然ガス	7,200	5.6	9.2	5,751	4.5		5,052	3.4	▲ 12.2	3,773	3.1	13.2
	石 炭	5,196	4.0	2.2	4,926	3.9	▲ 5.2	4,633	3.1	▲ 5.9	3,476	2.8	14.3
	非貨幣用金	2,027	1.6	▲ 9.8	6,984	5.5	244.6	4,149	2.8	▲36.3	2,631	2.1	6.8
	有機化合物	2,411	1.9	▲ 0.5	2,849	2.3	18.2	3,494	2.3	22.6	2,945	2.4	30.0

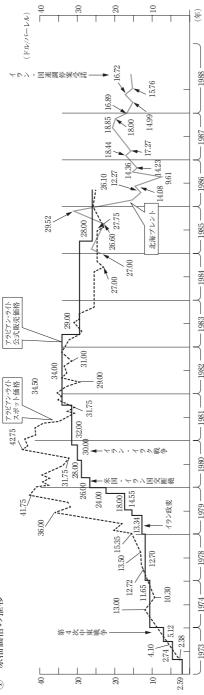
⁽注) 1. (P)は速報値。

(資料) 大蔵省貿易統計

^{2.} 伸び率は対前年(同期)比。

(参考) 原油の輸入動向

① 原油価格の推移



(注) アラビアン・ライトは主としてネットバック契約で取引されているため、スポットでの取引が成立しておらず、1/27 以降相場がたっていない。

② 我が国の原油輸入の推移

区分	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
原祖油輸入金額 (単位:百万ドル、() 内は伸率)	23,573 (11.3)	23,433 (△0.6)	33,471 (42.8)	52,762 (57.6)	53,343 (1.1)	46,274 (△13.3)	40,063 (△13.4)	39,379 (△1.7)	34,599 (△12.1)	19,481 (△43.7)	20,663 (6.1)
原油輸入量 (万kl) (下段は、中東地域からの輸入比率)	27,802	27,065	28,120	25,445 73.2	22,744	21,226	20,701	21,320	19,595	18,884	18,470 67.8

ル→34,00ドル/バーレル)になり(第二次石油危機)、世界経済及び我が国経済に大きな影響を与えたが、1983年3月1日には、1パレル29ドル、1985年2月1日に1パレル28ド ○ 原油価格(アラビアン・ライト)は、1973年後半に約4倍(2.74ドル/バーレル→11.65)(第一次石油危機)、1979年後半から1980年いっぱいにかけて2倍強(13.34ドル/バーレ 我が国では、この10年に、原油価格の高騰に対応した省エネ、投入構造の変化が進み、成長率低下の影響と相まって、原油輸入量は大きく減少。また、原油輸入に占める中東 ルヘと値下げ

された。

代替エネルギー供給の増加、非OPEC産油国の増産などから国際石油情勢は大きく変化しOPECの市場支配 力は低下した。このような状況を背景に、1985年12月のOPEC総会で、シェアの維持を最優先することで合意がなされたため、先安感もあり原油価格は急落。我が国の原油輸入 価格も1986年 8 月には、1974年 3 月以来という低水準(1024ドル/バーレル)となった。その後1986年 8 月総会の減産合意や、年末の石油需要期にかけてOPEC減産体制が12月総 会で強化を受けて市況は反発、また、1987年6月総会でも18ドル/バーレル固定価格側が確認されるなど強含みに推移し、1987年7月には19ドル/バーレル台に上昇した。その後 OPEC諸国の増産等もあり、概ね18ドル台の推移であったが、12月に入りOPEC総会が不調であったこともあり、16ドル台まで下落してきている。(1988年4月) 2度にわたる石油危機以降、省エネの進展による石油需要の減退、 地域のウエイトも多少低下した。

(3) 日本の製品輸入比率の推移

(単位:%)

		暦年					1988年	
輸え相手		也域	1985年	1986年	1987年	1-3月	4-6月	(P) 7-8月
世		界	31.0	41.8	44.1	47.2	48.9	47.9
	米	国	11.0 <55.2>	14.0 <60.7>	11.8 <56.1>	13.2 <58.1>	12.2 <55.2>	11.8 <52.3>
	Е	С	5.8 <84.2>	9.5 <85.5>	10.1 <85.7>	10.9 <86.8>	11.1 <86.2>	11.6 <87.3>
	東南	アジア	5.9 <25.3>	7.9 <33.7>	10.4 <40.4>	10.6 <42.9>	12.3 <48.0>	12.1 <47.7>

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額)を示したもの。
 - 2. < >内は、(各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額)を示したもの。
 - 3. 東南アジアには以下の22カ国(地域)を含む。

大韓民国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレイシア、ブルネイ、フィリピン、インドネシア、カンボディア、ラオス、ビルマ、インド、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東チモール、マカオ (ポルトガル領)、アフガニスタン、ネパール、ブータン

- 4. (P) は速報値。
- (資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 各国・地域の製品輸入比率の推移

(単位:%)

国・ 地域	暦年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
日	本	22.8	24.3	24.9	27.2	29.8	31.0	41.8	44.1
米	国	56.8	57.4	62.6	66.3	71.0	76.6	80.7	79.6
Е	С	46.1	43.6	45.1	48.6	50.0	51.6	59.3	64.3

⁽注) 製品輸入比率はドルベース。

(資料) 大蔵省貿易統計、OECD「B統計」、「Highlights of US Export and Import Trade」、「Eurostat」

(4) 価格·数量別輸出入動向

(単位:%)

			輸 出			輸 入	
		金額	価格	数量	金額	価格	数量
1985年		3.2	▲ 1.3	4.6	▲ 5.1	▲ 5.5	0.4
1986年		19.1	19.8	▲ 0.6	▲ 2.1	▲ 10.9	9.5
1987年		9.6	9.3	0.3	18.3	8.1	9.3
1988年	1~3月	17.2	16.1	0.9	39.2	14.4	21.7
	4~6月	14.5	10.5	3.6	30.1	8.6	19.8
1988年	1月	16.2	16.4	▲ 0.1	34.4	19.9	12.2
	2月	17.4	12.7	4.2	48.2	12.8	31.3
	3月	17.6	14.1	3.2	35.5	11.2	21.8
	4月	15.3	11.6	3.3	31.3	9.1	20.4
	5月	10.9	11.5	▲ 0.6	26.9	7.7	17.9
	6月	17.2	11.8	4.8	32.1	9.6	20.5
	7月	16.4	9.9	5.9	23.5	6.7	15.6
	8月(P)	18.2	10.6	6.8	27.3	9.0	16.7

- (注) 1. 本表は指数の対前年(同期、同月)伸率を示したもの。
 - 2. 金額、価格はドル・ベース。
 - 3. (P)は速報値。
- (資料) 大蔵省貿易統計

3. 国際収支の推移

(単位:億ドル、%)

			,	- 122 · 126 · 1 / 1 / 0 /
暦 年 項 目	1985年	1986年	1987年	1988年1-7月(P)
経 常 収 支	491.7	858.5	870.2	442.3
貿 易 収 支	559.9	928.3	963.9	522.6
輸出	1,740.2	2,055.9	2,246.1	1,455.6
(対前年伸率)	(3.4)	(18.1)	(9.2)	(15.6)
輸 入	1,180.3	1,127.6	1,282.2	933.1
(対前年伸率)	(A 4.8)	(△ 4.5)	(13.7)	(35.5)
貿易外・移転収支	▲ 68.2	▲ 69.8	▲ 93.7	▲ 80.2
貿易外収支	▲ 51.7	▲ 49.3	▲ 57.0	▲ 51.6
移 転 収 支	▲ 16.5	▲ 20.5	▲ 36.7	▲ 28.7
長期資本収支	▲ 645.4	▲ 1,314.6	▲ 1,365.3	▲ 699.0
(資産)本邦資本	▲ 818.1	▲ 1,321.0	▲ 1,328.3	▲ 844.3
(負債)外国資本	172.7	6.3	▲ 37.0	145.2
基 礎 収 支	▲ 153.7	▲ 456.1	▲ 495.2	▲ 256.7
総合収支	▲ 123.2	▲ 447.7	▲ 295.5	▲ 268.5

⁽注) (P)は速報値。

⁽資料) 国際収支統計

4. 最近の関税政策

(1) 関税改正の推移

年度	品目数	概 要
昭和60年度	1,331	① 東京ラウンド合意の繰上げ実施措置 ② 関税率の改正(ワイン、紙製品等92品目の関税率の無税化または引下げ) ③ 特恵関税制度の改正(鉱工業産品に関するシーリング枠の拡大等) ④ アルミニウムの塊の減税制度等減税・還付制度の改正
アクション・プロ グラムに係る関税 改正(昭和61年1 月1日施行)	1,849	① 個別品目の関税率の無税化・引下げ(骨なし鶏肉、パーム油等69 品目) ② 関税率の原則20%引下げ(新聞用紙、ネクタイ等1,792品目) ③ コンピューター本体等の関税の撤廃
昭和61年度	223	① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等 ② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ(シリコンウェハー、アラミド繊維等88品目)及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外(酢酸、香水等116品目)③ その他の関税率等の改正(ワイン類4品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、バティク綿織物の特恵関税の新設等) ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
昭和62年度	97	① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ(紙巻たばこの関税率の無税化、ワイン、ウィスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鉱工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等) ② 鉱工業品に関する特恵関税制度の改正(シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特恵関税例外品目の削減等) ③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等 ④ HS移行に伴う関税率表の改正
昭和63年度	121	① 個別品目の関税率の引下げ等(チョコレート菓子の関税率の引下 げ及びココア調製品(無糖)への関税割当制度の導入、スペイン・ ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の無税化又は引下げ、 原油、LPG等の関税率の引下げ等) ② 鉱工業品に関する特恵関税制度の改正(シーリング枠の拡大) ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制 度の適用期限の延長等

(2) 市場アクセス改善対策の概要

(2) 巾場 アク	セ人以普列束の概要		
対策項目	対外経済対策 (1985年 4 月 9 日)	市場アクセス改善のための アクション・プログラム (1985年7月30日)	緊急経済対策 (1987年 5 月29日)
1. 関税の撤廃・引下げ	・日米間で半導体関税の相 互撤廃(昭和60年3月1 日に実施済)ニクス分進 大力を 主と協議・一会板等も大力を と協議・一会板等を の前のものが の前のものが の前のものは のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	1. 新ラウンドの推進 ・工業製品の関税交渉目標の提示 ・ハイテク製品の関税撤廃交渉の推進等 2. 関税の撤廃・引下げ ・原則として昭和61年のできるだけ早い時期から1,800を超える品目の関税の撤廃・引下げ ・合板等の関税引下げを昭和62年4月から実施 3. 特恵関税制度の改善 ・昭和62年4月から実施 ・昭和62年4月時を当時度の技本的改善 ・田和82年4月時を目標に国際原則の提唱	・携帯品免税金額枠の引上げ (10万円→20万円)
2. 輸入制限 の緩和	_	・牛肉、かんきつその他の農産 物について関係国間との約束 に従い、適切に対応 ・皮革及び革靴については、ガッ トの場において適切に対処	_
3. 基準・認 証制度、輸 入検査手続 等の改善	・医療機器及び体外診断薬のうち人種差に関係ないものについて外国臨床試験データを受け入れる・背高コンテナーについて一定の条件下で通行を認める	・自己認証制度の導入と拡充 ・他省庁の行う手続にて輸入届 出手続を不要とする範囲の拡 大 ・外国検査データの受入れ ・税関窓口への委任事務の範囲 の拡大 ・基準の設定、改定の政策決定 における透明性を確保 ・フォローアップ体制の充実 ・標準事務処理期間の設定	
4. 輸入促進 対策	・インポート・フェア等の開催・支援・特定外国製品の販売拡大計画の推進・日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利引下げ・輸入促進キャンペーンの実施・関係企業に対する製品輸入等努力要請	・民間企業に輸入拡大努力を要請・日本輸出入銀行による製品輸入金融の拡充・特定外国製品輸入促進計画の拡充等の諸施策の強化・輸入品の流通実態調査の実施・流通産業に対する輸入品販売促進のための施策の実施・海外旅行の促進等	・総額10億ドル規模の政府調達 による外国製品輸入 ・製品輸入金融の拡充 ・政府調達への外国供給者のア クセス改善 ・製品輸入の拡大等
5. その他	・アクション・プログラムの策定(対象期間原則3年、骨格は昭和60年7月中に作成)・フォローアップ・先端技術分野における市場アクセスの改善・金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進	 ・政府調達(契約手続の抜本的改善等) ・金融、資本市場(金利の自由化促進の為の措置等) ・サービス(外国弁護士、運輸業等の諸分野における改善措置等) ・投資交流の促進(対日直接投資に関する情報提供等) 	・総額5兆円の公共投資の拡充 及び公共事業等の施行促進 ・1兆円を下らない減税 ・金融・資本市場の自由化・国際化 ・民間活力の活用(NTT株式 売却収入の活用)・円高差益の還元 ・国際社会への貢献(ODA中期 目標の2年繰上げ、債務国へ の200億ドル以上の資金還流)・その他(住宅投資の促進、地 域活性化の推進、中小企業・ 雇用対策、機動的な金融対策 の運営)

(3) 関税負担率の国際比較

(単位:%)

年度国名	1981	1982	1983	1984	1985	1986
日本	2.5	2.6	2.5	2.5	2.6	3.3
米国	3.2	3.6	3.5	3.4	3.3	_
EC	2.5	2.7	2.7	2.8	2.7	_
カナダ	4.5	4.3	4.2	4.0	3.7	_
オーストラリア	9.6	9.3	9.7	11.1	9.5	_

- (注) 1. 関税負担率とは、関税収入額/総輸入額である。
 - 2. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産物に対する輸入課徴金を含む。
 - 3.1986年度の日本の関税負担率が3.3%に上昇したのは、原油価格の低下により、総輸入額が約30%減少したこと等のためである。
 - 4. 諸外国の1986年度分については原資料が未公表である。
- (資料) OECD「A統計」;「Revenue Statistics」; IMF「IFS」
- (出所) 大蔵省関税率審議会総会(昭和63年9月26日) 資料14-30ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

11-101 最近の関税をめぐる諸問題

1991 (平成3) 年度 関税率審議会提出資料

1. 世界経済と貿易の動向

(1) 世界経済の動向

		実質	GNP成	長率			:	失業率				物	価上昇	.率		経常収支					
	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	
日 本	3.5	2.6	4.7	5.6	3.5	2.0	2.8	2.3	2.1	2.2	7.5	0.4	1.8	2.4	2.5	▲108	858	572	358	410	
																(▲1.0)	(4.3)	(2.0)	(1.2)	(1.5)	
米 国	▲0.2	2.7	2.5	0.9	▲0.2	7.2	7.0	5.3	5.5	6.7	10.8	2.4	4.5	5.0	4.3		▲1454	▲ 1100	▲993	▲90	
																(0)	(▲3.4)	(▲2.1)	(▲1.8)	(▲0.2)	
ドイツ	1.0	2.2	3.8	4.5	2.8	2.5	6.4	5.6	5.1	5.0	5.8	▲0.5	3.0	2.5	3.3		395	572	479	0	
																(▲1.7)	(4.4)	(4.8)	(3.2)	(0)	
フランス	1.6	2.5	3.9	2.8	1.4	6.3	10.4	9.4	9.0	9.4	13.3	2.7	3.4	3.0	3.1		18	▲46	▲ 78	▲100	
																(▲0.6)	(0.3)	(▲0.5)	(▲0.7)	(▲0.9)	
英 国	▲1.7	3.8	1.9	0.6	▲ 1.8	6.1	11.8	6.2	5.5	8.2	16.3	4.4	5.6	4.7	6.0		▲ 1	▲326	▲227	▲110	
																(1.2)	(0)	(▲3.9)	(▲2.4)	(▲1.0)	
カナダ	1.1	3.3	3.0	0.9	▲ 1.0	7.5	9.5	7.5	8.1	10.1	10.0	3.8	4.7	4.2	5.8		▲ 73	▲141	▲137	▲100	
																(▲0.4)	(▲2.0)		(▲2.4)	(▲1.7)	
イタリア	4.2	2.5	3.0	2.0	1.7	7.7	11.2	12.1	11.0	11.3	20.5	5.8	6.3	6.2	6.4		24	▲106	▲144	▲130	
																(▲2.2)	(0.4)	(△ 1.2)	(▲1.3)	(▲1.1)	
7カ国計	1.2	2.7	3.3	2.6	1.1	5.5	7.3	6.4	5.6	6.4	10.7	2.1	3.9	4.1	4.0	▲318	▲232	▲ 575	▲ 743	▲120	
OECD計	1.3	2.7	3.3	2.6	1.1	5.9	7.9	5.7	6.2	7.1	11.4	2.6	4.4	4.6	4.5	▲680	▲271	▲783	▲935	▲260	

- (注) 1. 出典: OECD "Economic Outlook" (1991年7月)
 - 2. 1991年の値については見通し。
 - 3. ドイツは、1990年7月以降の経常収支を除き、旧西ドイツの数値。
 - 4. フランス、英国、カナダ、イタリアについては、GDPを使用。
 - 5. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。
 - 6. 経常収支欄の () は、経常収支の対GNP (GDP) 比率 (%)。

(2) 世界貿易の動向

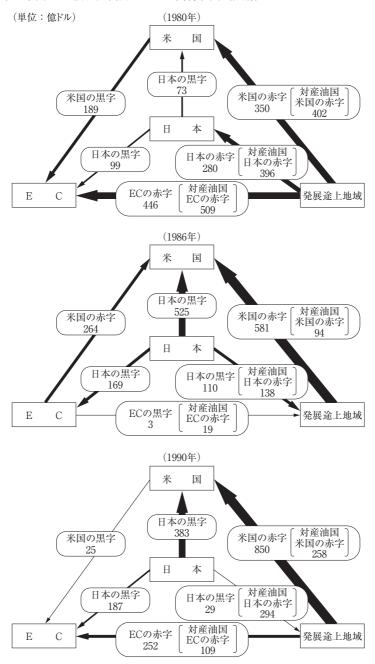
(単位:十億ドル、%)

	1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
貿易額	3,838	4,070	4,774	5,462	5,911	6,759
貿易額 対前年伸率	22.4	9.8	17.3	14.4	8.2	14.3
貿易数量 対前年伸率	1.2	4.2	6.5	9.1	7.1	3.9
(参考) 経済成長率	2.1	3.1	3.4	4.5	3.3	2.1

(出典) 貿易額: IMF "Internatioanal Financial Statistics"

貿易数量及び経済成長率: IMF "World Economic Outlook"

(参考) 日本、米国、EC及び発展途上地域の貿易収支(図解)



(出典) IMF "Direction of Trade Statistics" による。

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

(単位:百万ドル、%)

	暦年	198	0年	198	6年	198	9年	199	0年	1991年	1~6月
相手地域		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
世界	輸出 輸入 バランス	129,807 140,528 △ 10,721	26.0 27.0	209,151 126,408 82,743	19.1 ^ 2.4	275,175 210,847 64,328	3.9 12.5 —	286,948 234,799 52,149	4.3 11.4	150,387 118,073 32,314	12.3 9.0
	輸出	61,172	25.5	131,149	28.0	167,358	3.4	169,964	1.6	85,714	6.5
先進地域	輸入 バランス	49,120 12,052	14.1	62,233 68,917	17.2 —	107,313 60,045	13.2	119,316 50,648	11.2 —	58,565 27,149	2.5
米国	輸出輸入	31,367 24,408	18.8 19.5	80,456 29,054	23.3 12.6	93,188 48,246	4.0 14.8	90,322 52,369	▲ 3.1 8.5	42,633 26,693	0.1 4.2
	バランス	6,959	19.5	51,401	12.0	44,942	14.0 —	37,954	- 0.3	15,940	4.2
EC	輸出 輸入 バランス	16,650 7,842 8,808	31.3 3.5	30,675 13,989 16,686	53.3 57.3	47,908 28,146 19,762	2.2 16.9	53,518 35,028 18,490	11.7 24.5 —	30,380 15,986 14,395	20.0 A 3.2
発展途上地域	輸出 輸入 バランス	59,480 84,733 ▲25,253	26.9 36.2	63,934 55,941 7,993	12.2 ▲17.7	95,173 87,946 7,227	6.6 11.7	107,142 98,502 8,640	12.6 12.0	59,286 50,659 8,627	21.1 15.2
OPEC	輸出 輸入 バランス	18,482 56,492 ▲38,010	38.3 55.5 —	11,631 23,656 ▲12,025	▲11.7 ▲34.9	10,772 31,875 ▲21,103	▲5.8 19.0	13,575 41,538 ▲27,963	25.9 30.3 —	7,196 20,151 1 2,955	15.9 16.0
アジア NIEs	輸出 輸入 バランス	19,186 7,366 11,820	13.0 ▲7.6	30,063 12,519 17,544	33.7 27.2 —	52,747 27,145 25,602	5.9 8.6 —	56,667 25,947 30,719	7.4 •4.4	32,079 13,206 18,873	23.6 8.5
ASEAN	輸出 輸入 バランス	13,118 24,461 △ 11,343	34.9 34.6	12,123 16,517 4 ,394	7.7 ▲18.3	25,966 25,809 157	21.4 14.9	32,975 29,261 3,714	27.0 13.4	18,496 16,091 2,405	27.6 22.2
共産圏	輸出 輸入 バランス	9,155 6,669 2,487	24.0 23.7	14,064 8,232 5,832	▲13.1 2.9	12,643 15,584 △ 2,940	▲8.5 12.4 —	9,842 16,977 ▲ 7,135	▲ 22.2 8.9	5,388 8,847 ▲3,459	18.5 22.3
中国	輸出 輸入 バランス	5,078 4,323 755	37.3 46.3	9,856 5,652 4,204	▲21.0 ▲12.8	8,516 11,146 Δ 2,630	▲10.1 13.1 —	6,130 12,054 △ 5,924	▲28.0 8.1	3,725 6,407 ▲2,682	37.3 26.0
ソ連・東欧	輸出 輸入 バランス	3,585 2,116 1,470	9.7 ▲5.4	3,832 2,317 1,515	15.6 32.7	3,755 3,755 0	▲3.9 8.6	3,308 4,011 ▲703	▲11.9 6.8	1,458 1,987 ▲529	▲10.6 11.6

⁽注) 伸び率は、対前年比。 (資料) 大蔵省貿易統計

(2) 主要商品動向

(単位:億ドル、%)

_	暦年	198	0年	198	6年	198	9年	199	0年	1991年	1~6月
主星	要品目	金額	構成比								
	総額	1,298	100.0	2,092	100.0	2,752	100.0	2,869	100.0	1,504	100.0
	うち										
	自 動 車	233	17.9	427	20.4	485	17.6	510	17.8	262	17.4
	事務用機器	23	1.8	113	5.4	193	7.0	206	7.2	105	7.0
輸	半導体等電子部品	23	1.8	63	3.0	141	5.1	133	4.7	71	4.7
4-111	映 像 機 器	40	3.1	114	5.5	116	4.2	131	4.6	67	4.5
出	鉄 鋼	155	11.9	127	6.1	148	5.4	125	4.4	66	4.4
Щ	科学光学機器	45	3.5	85	4.1	112	4.1	116	4.0	62	4.1
	自動車の部分品	20	1.6	83	3.9	99	3.6	109	3.8	54	3.6
	原 動 機	25	2.0	49	2.4	75	2.7	77	2.7	39	2.6
	音響機器	58	4.5	66	3.1	62	2.3	65	2.3	33	2.2
	通信機	11	0.9	58	2.8	64	2.3	60	2.1	31	2.1
	総額	1,405	100.0	1,264	100.0	2,108	100.0	2,348	100.0	1,181	100.0
	うち										
	原油及び粗油	528	37.5	195	15.4	215	10.2	316	13.5	154	13.1
	繊維製品	32	2.3	50	4.0	133	6.3	128	5.5	59	5.0
輸	魚 介 類	30	2.2	64	5.1	100	4.8	105	4.5	55	4.6
干的	非鉄金属	45	3.2	37	2.9	99	4.7	99	4.2	52	4.4
入	石油製品	51	3.6	46	3.7	83	3.9	97	4.1	41	3.4
	木材	69	4.9	40	3.2	82	3.9	75	3.2	36	3.1
	液化天然ガス	45	3.2	58	4.5	55	2.6	67	2.8	42	3.6
	自 動 車	5	0.3	11	0.9	42	2.0	63	2.7	29	2.4
	石 炭	45	3.2	49	3.9	59	2.8	63	2.7	32	2.7
	肉 類	15	1.1	26	2.0	49	2.3	50	2.1	26	2.2

⁽注) 主要品目は、1990年の輸出・輸入順の上位10品目とした。

⁽資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位:%)

輸及	相手	上地域	或	P	暦年	1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年1月 ~ 6月
世					界	22.8	41.8	44.1	49.0	50.3	50.3	50.0
	米				国	44.1 (7.7)	60.7 (14.0)	56.1 (11.8)	56.0 [12.6]	58.3 (13.3)	62.0 [13.8]	61.8 (14.0)
	Е				С	86.4 (4.8)	85.5 (9.5)	85.7 (10.1)	86.3 (11.1)	86.1 (11.5)	88.1 (13.1)	87.2 (11.8)
	ア	ジ	ア	ΝΙ	Εs	58.0 (3.0)	62.3 (6.2)	66.2 (8.3)	72.9 (9.7)	75.5 (9.7)	73.4 (8.1)	73.1 (8.2)
	А	S	Е	А	N	6.1 (1.1)	12.6 (1.7)	15.7 (2.1)	20.4 (2.5)	25.8 (3.2)	26.1 (3.3)	28.3 (3.9)
	О	Р	,	Е	С	0.8 (0.3)	4.7 (0.9)	6.9 (1.2)	9.6 (1.4)	11.3 (1.7)	8.0 (1.4)	8.4 (1.4)

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額)を示したもの。
 - 2. [] 内は、(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額)を示したもの。
 - 3. 1. 及び 2. における「製品 | とは、標準国際貿易分類 (SITC) の 5 ~ 9 類を指し、具体 的には、化学工業生産品、原料別製品(鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品(家具、衣 類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。
 - 4. アジアNIEsには以下の4カ国(地域)を含む。
 - 大韓民国、台湾、香港、シンガポール
 - 5. ASEANには以下の6カ国を含む。 タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ
 - 6. OPECには以下の13カ国を含む。

アルジェリア、エクアドル、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、クウェイト、リビア、 ナイジェリア、カタル、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 各国の製品輸入比率の推移

(単位:%)

暦年 地域	1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
日本	22.8	41.8	44.1	49	50.3	50.3
米国	56.8	80.7	79.6	81.4	80.3	78.8
EC	55 (46.1)	67.3 (59.3)	69.7 (64.3)	72 (62.1)	72.9 (63.4)	75.7 (68.9)

⁽注)() 内は域内貿易を除いた場合。

⁽資料) 大蔵省貿易統計、「Highlights of US Export and Import Trade」(1980~ 1988年)、「Commerce News」(1989年)、「Eurostat」

(参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位:百万ドル、%)

								-
	1980年	1986年	1988年	1989年	1990年	増減額	1991年 1~6月	増減額
経 常 収 支	▲ 10,746	85,845	79,631	57,157	35,761	▲ 21,396	28,931	8,734
貿易収支	2,125	92,827	95,012	76,917	63,528	▲ 13,389	43,723	15,716
輸 出	126,736	205,591	259,765	269,570	280,374	10,804	146,921	15,951
(前年同期比)	(25.2)	(18.1)	(15.7)	(3.8)	(4.0)	_	(12.2)	_
輸 入	124,611	112,764	164,753	192,653	216,846	24,193	103,198	235
(前年同期比)	(25.4)	(△ 4.5)	(28.5)	(16.9)	(12.6)	_	(0.2)	_
貿易外収支	▲ 11,343	▲ 4,932	▲ 11,263	▲ 15,526	▲ 22,292	▲ 6,766	▲ 4,628	1,352
移 転 収 支	▲ 1,528	▲ 2,050	▲ 4,118	▲ 4,234	▲ 5,475	▲ 1,241	▲ 10,164	▲ 8,334
長期資本収支	2,324	▲131,461	▲130,930	▲ 89,246	4 3,586	45,660	3,776	38,847
本 邦 資 本	▲ 10,817	▲132,095	▲149,883	▲192,118	▲120,766	71,352	▲ 68,629	▲ 6,450
外 国 資 本	13,141	634	18,953	102,872	77,180	▲ 25,692	72,405	45,297
基 礎 収 支	▲ 8,422	▲ 45,616	▲ 51,299	▲ 32,089	▲ 7,825	24,264	32,707	47,581
短期資本収支	3,141	▲ 1,609	19,521	20,811	21,468	657	▲ 21,086	32,379
誤 差 脱 漏	▲ 3,115	2,458	2,796	▲ 22,008	▲ 20,877	1,131	▲ 4,177	245
総 合 収 支	▲ 8,396	4 4,767	▲ 28,982	▲ 33,286	▲ 7,234	26,052	7,444	15,447
金融勘定	▲ 8,396	4 4,767	▲ 28,982	▲ 33,286	▲ 7,234	26,052	7,444	15,447
為銀部門	▲ 13,144	▲ 58,506	4 4,460	▲ 8,592	13,633	22,225	22,889	12,450
公 的 部 門	4,748	13,739	15,478	4 24,694	▲ 20,867	3,827	▲ 15,445	2,997
外貨準備増減	4,905	15,729	16,183	▲ 12,767	▲ 7,842	4,925	▲ 9,161	2,085
外貨準備高	25,232	42,239	97,662	84,895	77,053	▲ 7,842	67,892	▲ 5,757
為替相場(円/ドル)	226.74	168.52	128.15	137.96	144.79		136.08	

⁽注) 為替相場は、IMF "International Financial Statistics" による。

⁽出典) 国際収支統計

3. 最近の関税政策

(1) 関税改正の推移

年 度	品目数	概 要
アクション・プログラム に係る関税改正 (昭和61年1月1日施行)	1,849	① 個別品目の関税率の無税化・引下げ(骨なし鶏肉、パーム油等69品目) ② 関税率の原則20%引下げ(新聞用紙、ネクタイ等1,792品目) ③ コンピューター本体等の関税の撤廃
昭和61年度	223	① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ(シリコンウェハー、アラミド繊維等88品目)及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外(酢酸、香水等116品目) ③ その他の関税率等の改正(ワイン類 4 品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、バティク綿織物の特恵関税の新設等) ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
昭和62年度	97	① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ(紙巻たばこの関税率の無税化ワイン、ウィスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鉱工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等) ② 鉱工業品に関する特恵関税制度の改正(シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特恵関税例外品目の削減等) ③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等 ④ HS移行に伴う関税率表の改正
昭和63年度	121	① 個別品目の関税率の引下げ等(チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調製品(無糖)への関税割当制度の導入、スペイン・ボルトガルの EC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等) ② 鉱工業品に関する特恵関税制度の改正(シーリング枠の拡大) ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等 ④ 原油関税の引下げ
平成元年度	206	① 個別品目の関税率の引下げ等(農産物自由化関連の関税率の引上げ等、 熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等) ② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の 適用期限の延長等 ③ 税関行政に係る関税改正(輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の 追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用 等) ④ 消費税導入に伴う措置(関税の納期限の延長等)
平成 2 年度	1,028	① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ(1,008品目) ② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等 ③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設 ④ 各種減免還付制度の適用期限の延長等
平成 3 年度	5	 特恵関税制度の改正(適用期限の10年延長、基準年次の改訂等) 鉱物油添加剤等5品目の関税撤廃 ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長 HS条約改正に伴う関税率の改正

(2) 関税負担率の国際比較

(単位:%)

年度国名	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990
日本	2.5	2.6	3.3	3.4	3.4	2.9	2.7
米国	3.1	3.6	3.7	3.9	3.8	_	_
EC	2.8	2.7	3.6	3.9	3.9	_	_
カナダ	4.5	3.7	3.7	3.6	3.5	_	_
オーストラリア	9.5	9.5	8.7	8.9	7.9	_	_

- (注) 1. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入 課徴金を含む。
 - 2. 諸外国の1989年度分および1990年度分については、原資料がまだ未公表である。

4. 原油等関税について

(1) 石炭政策について

① 石炭政策の歴史

昭和30年代以降のエネルギー革命の中で構造不況に陥った石炭鉱業に対し、昭和38年度以降、8次にわたる石炭政策を 実施。

② 現行の石炭政策

昭和62年度より、第8次石炭政策を実施。①需要動向を勘案して、生産規模を縮小し、最終的には概ね1,000万トン規模とする、②過剰貯炭の円滑な縮減を図ること等を基本的な枠組みとしている。本対策は、平成3年度末をもって終了。

③ 今後の石炭政策

平成4年度以降の石炭政策の在り方について、昨年9月から石炭鉱業審議会で検討が行われ、本年6月に答申が出された。

答申のポイントとしては、①1990年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階として位置づけたこと、②石炭鉱業の構造調整については、企業の自主的判断に委ねること、③地域振興策、雇用対策等の早期実施等が挙げられる。

- (2) 原油等関税の沿革と今後の在り方について
 - ① 原重油関税の特定財源化 石炭産業の不況の深刻化にかんがみ、 昭和35年度より原重油関税収入を石炭対 策の特定財源化。
 - ② 特別会計の設置

昭和42年度に「石炭対策特別会計」が 設置され、原重油関税収入の10/12を同 会計に繰入。以後、昭和47年度に同会計 に石油勘定を新設し、「石炭及び石油対 策特別会計」(石々特会)に改組。

- ③ 平成元年度関税改正における見直し 平成元年度関税改正において、消費税 導入に伴う石油の税負担軽減等の石油を めぐる諸情勢を考慮し原油関税率の引下 げ(1/3カット)等の見直しを実施。こ れに伴う石炭対策財源の減少を補うため、 石油製品関税の石々特会直入及び重油の 関税割当制度の改正を実施。
- ④ 今後の石炭対策財源について

今までの石炭政策においては、石油関税により石炭対策財源を賄ってきたが、 今後の石炭政策の実施に当たり、その財源をどうするかにつき今後検討していく必要がある。

(参考1) 原油関税率の推移

適用期間	原油関税率
昭和36.6~37.3	320円/kℓ
昭和37.4~38.3	530円/kℓ
昭和38.4~52.3	640円/kℓ
昭和52.4~53.5	750円/kℓ
昭和53.6~63.7	640円/kℓ
昭和63.8~平元.3	530円/kℓ
平元.4~	350円/kℓ

(税率は全て実行税率)

(参考2) 石炭鉱業審議会答申 「今後の石炭政策の在り方について」

(平成3年6月7日)

~抜粋~

ロ. また、今後の石炭政策を推進するため には、所要の財源の確保が必要である。

現行石炭政策については、原油等関税を 財源として「石炭並びに石油及び石油代 替エネルギー対策特別会計」により実施 しているが、エネルギー源たる原油につ いては関税は基本的には無税であること が望ましいとの指摘がある等諸々の問題 点をはらんでいる。しかし、石炭政策も 今回の施策が戦後の長い政策の締めくく りとして最終段階に来ていること及び直 ちに一般会計からの繰入れ等の代替案の 採用が困難な現状にあることを考えれば、 歳出の合理化を図りつつ、当分の間、現 行石炭勘定を継続することもやむを得な いという考え方もあり得る。

今後の財源確保の在り方については、 政府において上記の状況を踏まえつつ、 適切に対応する必要がある。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成3年 9月20日) 資料6「最近の関税をめぐ る諸問題 | 1-12ページ

11-102 最近の関税をめぐる諸問題

1994 (平成6) 年度 関税率審議会提出資料

- 1. 世界経済と貿易の動向
- (1) 世界経済の動向

(単位:億ドル、%)

項目	1	GDP		実質GDP成長率						失業率			物価上昇率				
暦 年	Ē	1991	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
Н	本	33,501	3.2	4.1	1.1	0.1	0.8	2.3	2.9	2.2	2.5	2.9	2.7	0.2	2.1	1.0	0.3
米	玉	57,229	▲ 2.2	3.1	2.6	3.0	4.0	9.7	6.2	7.4	6.8	6.3	5.8	4.2	3.3	2.7	2.1
E	U	62,474	0.8	2.9	1.0	▲0.4	1.9	9.4	10.9	10.3	11.3	12.0	10.7	3.5	4.5	3.8	3.1
アジアN	IIES	5,709	7.3	12.4	5.5	5.7	6.5	_		-	_	_	6.6	2.4	5.9	5.0	5.1
東南ア	ジア	3,132	6.6	6.2	6.1	6.4	7.1	_	_	_	_	_	8.4	5.0	7.0	6.1	6.0
中	围	4,249	4.5	10.9	13.2	13.4	10.0	_		_	_	_	2.0	8.8	8.6	14.5	11.0
G 7 諸	玉	146,136	0.5	3.2	1.7	1.4	2.5	7.7	6.9	7.3	7.3	7.4	7.0	2.9	3.1	2.8	2.4
先 進	国	(55.7)	▲0.3	3.2	1.6	1.2	2.4	8.0	7.4	7.8	8.2	8.3	7.5	3.2	3.3	2.9	2.5
発展途	上国	(33.9)	2.1	5.7	5.9	6.1	5.5	_	_	_	_	_	25.3	35.2	38.8	45.9	40.9
移行中の	諸国	(10.9)	*3.6	2.6	▲ 15.5	▲8.8	▲ 6.1		_	_	_	_	*4.7	7.5	766.9	687.2	290.2

										()	,0,	
項	目			貿易収支			経常収支					
暦	年	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994	
日	本	181	964	1,323	1,414	1,350	69 (0.7)	870 (3.6)	1,176 (3.2)	1,314 (3.1)	,	
米	玉	▲ 365	▲ 1,596	▲ 961	▲ 1,325	▲ 1,535	▲ 114 (▲0.2)	▲ 1,673 (▲ 3.7)	▲ 664 (▲ 1.1)	▲1,092 (▲1.7)	▲ 1,406 (▲ 2.1)	
Е	U	▲ 137	295	▲108	608	934	▲ 162 (▲0.6)	328 (0.8)	▲ 596 (▲ 0.9)		297 (0.5)	
アジア	→ NIES	▲ 83	255	17	29	▲ 29	▲ 25	277	63	81	90	
東南フ	アジア	▲ 23	75	▲ 3	6	23	▲ 132	▲ 9	▲131	▲ 121	▲ 118	
中	国	42	▲ 17	51	▲ 91	▲ 116	58 (2.2)	(0.1)	64 (1.5)	▲ 96 (▲ 1.9)	▲ 85 (▲ 1.6)	
G 7	諸国	▲302	▲ 122	565	833	814	▲ 28	▲ 609	▲397	▲ 142	▲ 173	
先	隹 国	▲302	▲ 334	419	898	863	▲ 278	▲ 670	▲ 432	▲ 121	78	
発展流	金上国	210	390	▲158	▲ 366	▲ 371	▲ 771	▲ 47	▲671	▲ 1,046	▲ 1,062	
移行中	の諸国	_	_	_	_	_	_	125	▲ 66	▲ 65	▲ 207	

- (注) 1. 出典:日本、米国、EUについてはOECD "Economic Outlook" (1994年5月) 及びIMF "International Financial Statistics"(1994年 8 月、1993年) アジアNIES、東南アジア、中国についてはADB "Asian Development Outlook" (1994年、1993年、
 - 先進国、発展途上国、移行中の諸国についてはIMF "World Economic Outlook" (1994年5月)
 - 2. GDPの欄の()は、世界全体に占めるシェア。
 - 3. 1994年の値については見通し。*は1976~85年の平均値。
 - 4. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。
 - 5. アジアNIES: 香港、韓国、シンガポール、台湾 東南アジア:インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ヴェトナム 先進国:日本、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等 23カ国 (トルコを除くOECD諸国) 移行中の諸国:旧ソ連、東欧諸国及びモンゴル 24カ国 発展途上国:中国、韓国等 130カ国

1991年 1992年

1993年

6. 経常収支の欄の()は、経常収支の対GDP比率。

(参考) 日本の経常収支、貿易収支の動向

・経常収支の推移(単位:兆円、億ドル、%)

1990年

円ベース	5.2	9.8	14.9	14.6	
(対前年同期比)	(▲33.8)	(87.7)	(52.6)	(▲1.9)	
ドル・ベース	358	729	1,176	1,314	
(対前年同期比)	(▲37.4)	(103.9)	(61.2)	(11.8)	
	1993年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1994年 第 1 四半期
円ベース	4.3	3.5	3.4	3.5	3.7
(対前年同期比)	(19.9)	(A 8.1)	(△ 3.7)	(▲14.1)	(▲14.2)
ドル・ベース	359	314	320	321	345
(対前年同期比)	(30.3)	(8.9)	(134)	(△ 2.4)	(△ 39)

・円ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率(単位:%)

1992年上期	1992年上期 1992年下期		1993年下期	1994年上期
85.8	30.0	5.6	▲9.3	▲6.7

・ドル・ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率(単位:%)

1992年上期	992年上期 1992年下期		1993年下期	1994年上期
94.9	39.1	19.4	4.9	2.2

・我が国の対世界貿易動向(円ベース)

(単位:億円)

	暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月~6月
輸	出	414,569	423,599	430,123	402,024	198,271
	伸び率	9.6%	2.2%	1.5%	▲ 6.5%	▲2.6%
輸	入	338,552	319,002	295,274	268,264	134,626
	伸び率	16.8%	▲5.8%	▲ 7.4%	▲9.1%	▲ 1.0%
バ	ランス	76,017	104,597	134,849	133,761	63,644
	増減額	▲12,422	28,580	30,251	▲ 1,088	▲ 2,768

(出所) 大蔵省貿易統計

・我が国の対世界貿易動向(ドル・ベース)

(単位:億ドル)

	暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月~6月
輸	出	2,860	3,146	3,397	3,609	1,869
	伸び率	4.3%	9.6%	8.0%	▲6.3%	6.8%
輸	入	2,348	2,367	2,330	2,407	1,208
	伸び率	11.4%	0.8%	▲ 1.6%	3.3%	7.7%
バ	ランス	521	778	1,066	1,202	600
	増減額	▲122	256	288	136	29

(出所) 大蔵省貿易統計

(2) 世界貿易の動向

(単位:10億ドル、%)

項目	1982年	1987年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
貿易額	3,566	4,785	5,995	6,857	7,086	7,536	7,452
貿易額 対前年伸率	▲ 7.2	17.2	9.6	14.4	3.3	6.3	▲ 1.1
貿易数量 対前年伸率	▲ 1.6	6.1	6.4	4.6	2.4	4.5	2.4
(参考) 経済成長率	0.5	3.9	3.4	2.2	0.7	1.8	2.3

(出典) 貿易額: IMF "International Financial Statistics" (1994年8月、1993年) 貿易数量及び経済成長率: IMF "World Economic Outlook" (1994年5月、1990年5月)

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

(単位:百万ドル、%)

	暦年	1982	年	1987	1987年		2年	1993	3年	1994年 1 ~ 6 月	
相手地域		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
世界輪が		138,382 131,931 6,900	▲8.7 ▲7.9 —	229,221 149,515 79,706	18.3	339,650 233,021 106,628		360,911 240,670 120,241	3.3	186,857 126,826 60,031	7.7
米国輪が		36,330 24,179 12,151	▲ 5.9 ▲ 4.4 —	83,580 31,490 52,089	8.4	95,793 52,230 43,563	▲ 2.0	105,405 55,236 50,169	5.8	55,369 30,798 24,570	10.1
E U 輸		17,064 7,560 9,504	▲9.7 ▲11.6 —	37,693 17,670 20,024	26.3	62,474 31,280 31,194	▲ 1.6	56,412 30,149 26,263	▲3.6	27,472 15,721 11,750	6.8
東 ア ジ ア 輸		32,357 33,764 ▲1,410	▲11.9 ▲5.6 —	57,272 43,744 13,528	31.6	112,359 71,575 40,783	2.4	130,628 77,922 52,706	8.9	71,217 41,354 29,863	14.8
アジアNIEs 輪		18,228 8,145 10,082	▲12.5 ▲4.4 —	39,456 18,812 20,644	50.3	72,638 26,168 46,470	▲ 4.2	80,483 26,947 53,536	3.0	43,651 14,214 29,437	10.5
A S E A N 輸		14,991 22,093 ▲7,103	▲1.9 ▲7.5	15,574 19,579 ▲4,005	18.5	40,706 31,551 9,155	▲0.7	49,474 34,012 15,461	7.8	27,666 17,731 9,935	6.9
中国輸		3,511 5,352 ▲1,842	▲31.1 1.1 —	8,250 7,401 △ 848	30.9	11,949 16,953 ▲5,004	19.3	17,273 20,565 ▲3,292	21.3	9,088 11,599 ▲2,512	32.2
中近東輸		16,946 37,764 △ 20,818	▲4.4 ▲11.5	9,177 20,197 △ 11,020	9.6	15,206 29,246 1 4,040	▲0.3	13,256 27,234 ▲13,978	▲ 6.9	5,805 12,832 ▲7,027	▲8.4
旧ソ連・東欧輪		4,483 1,882 2,601	11.6 1 6.4	3,280 2,828 452		1,917 3,083 ▲1,166		2,294 3,463 1 ,169	12.3	999 1,773 ▲774	

(注) 伸び率は、対前年同期比。

1992年、1993年及び1994年は、旧ソ連・東欧にはバルト3国を含む。1982年は共産圏。 ASEAN:タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ。 東アジア:アジアNIEs、ASEAN、中国の合計からシンガポールを引いたものである。

(資料) 大蔵省貿易統計

(2) 主要商品動向

(単位:億ドル、%)

	暦 年	198	2年	198	7年	199	2年	199	3年	1994年	1~6月
商品	品名	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	総額	1,388	100.0	2,292	100.0	3,397	100.0	3,609	100.0	1,869	100.0
	うち 自 動 車	946	177	140	10.0	COF	170	F04	100	976	140
	自動車 事務用機器	246 31	17.7	449 144	19.6 6.3	605 254	17.8 7.5	584 276	16.2 7.7	276 132	14.8 7.1
輸	* ** *** ***		2.3			1		l .			
	半導体等電子部品	27	1.9	83 107	3.6	175	5.1	220	6.1 4.1	133	7.1
	自動車の部分品 鉄 鋼	26 156	1.9 11.3	126	4.7 5.5	125 133	3.7 3.9	149 145	4.1	85 72	4.5 3.9
	科学光学機器	48		94	5.5 4.1	135		143	4.0	74	4.0
出	原 動 機	28	3.5 2.0	59	2.6	97	4.0 2.9	1143	3.2	64	3.4
1	映像機器	64	4.6	102	4.5	122	3.6	107	3.0	51	2.8
	船船舶	69		44	1.9	79	2.3	107	2.8	66	3.5
	通信機	18	4.9 1.3	50	2.2	75	2.3	81	2.8	42	2.2
	総額	1,319	100.0	1,495	100.0	2,330	100.0	2,407	100.0	1,268	100.0
	うち										
	原油及び粗油	463	35.1	207	13.8	301	12.9	280	11.6	122	9.6
輸	繊 維 製 品	34	2.6	76	5.1	153	6.6	166	6.9	83	6.6
	魚 介 類	39	3.0	80	5.3	126	5.4	140	5.8	71	5.6
	木 材	45	3.4	62	4.2	76	3.3	102	4.2	48	3.8
	液化天然ガス	52	3.9	51	3.4	73	3.1	71	3.0	32	2.6
-	事務用機器	10	0.8	22	1.5	60	2.6	68	2.8	43	3.4
入	肉 類	17	1.3	33	2.2	65	2.8	68	2.8	35	2.8
	非 鉄 金 属	39	2.9	56	3.8	70	3.0	67	2.8	34	2.7
	石 炭	58	4.4	46	3.1	61	2.6	59	2.5	28	2.2
	半導体等電子部品	7	0.5	15	1.0	40	1.7	53	2.2	33	2.6

⁽注) 主要品目は、1993年の輸出(入)額上位10品目とした。 (資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位:%)

輸入相手地均	暦年	1982年	1987年	1992年	1993年	1994年 1~6月
世	界	24.9	44.1	50.2	52.0	54.6
米	国	47.4 [8.7]	56.1 [11.8]	61.3 [13.7]	61.8 [14.2]	64.3 [15.6]
Е	U	86.1 [4.9]	85.7 [10.1]	85.4 [11.5]	85.1 [10.7]	86.1 [10.7]
東	アジア	20.5 [5.2]	40.3 [11.8]	53.9 [16.6]	57.6 [18.7]	60.5 [19.7]
7	アジアNIEs	56.5 [3.5]	66.2 [8.3]	73.3 [8.2]	74.2 [8.3]	77.3 [8.7]
Α	SEAN	6.1 [1.0]	15.7 [2.1]	33.6 [4.5]	39.0 [5.5]	44.7 [6.3]
Ħ	三	23.6 [1.0]	39.7 [2.0]	63.7 [4.6]	69.1 [5.9]	67.8 [6.2]
中	近 東	1.2 [0.3]	5.8 [0.8]	4.6 [0.6]	5.7 [0.6]	6.8 [0.7]
旧ソ	・連・ 東欧	44.2 [0.6]	54.2 [1.0]	43.1 [0.6]	42.9 [0.6]	46.1 [0.6]

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額)を示したもの。
 - 2. [] 内は、(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額)を示したもの。
 - 3. 本表において、「製品」とは、標準国際貿易分類 (SITC) の5~9類を指し、具体的には、化学工業生産品、原料別製品 (鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品 (家具、衣類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。

(資料) 大蔵省貿易統計

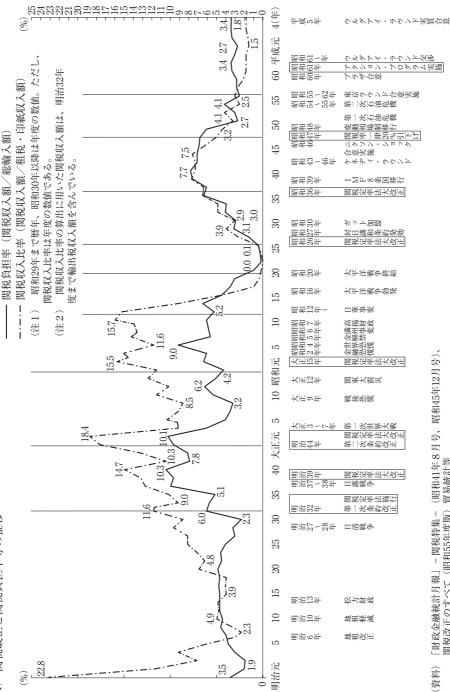
(参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位:百万ドル、%)

暦年	1000 5	1005	1001 &	1000 5	1000 5		1994年	
項目	1982年	1987年	1991年	1992年	1993年	増減額	1~7月p	増減額
経 常 収 支	6,850	87,015	72,901	117,551	131,448	13,897	80,551	1,598
貿易収支	18,079	96,386	103,044	132,348	141,514	9,166	86,240	4,063
輸 出	137,663	224,605	306,557	330,850	351,292	20,442	215,263	13,165
(前年同期比)	(▲7.9)	(▲9.2)	(9.3)	(7.9)	(6.2)		(6.5)	
輸 入	119,584	128,219	203,513	198,502	209,778	11,276	129,023	9,102
(前年同期比)	(7.7)	(13.7)	(▲6.1)	(▲2.5)	(5.7)		(7.6)	
貿易外収支	▲9,848	▲ 5,702	▲17,660	▲10,112	▲3,949	6,163	▲ 1,724	▲ 1,883
移 転 収 支	▲1,381	▲3,669	▲12,483	▲ 4,685	▲6,117	▲ 1,432	▲ 4,005	▲582
長期資本収支	▲ 14,969	▲136,532	37,057	▲28,459	▲ 78,336	▲49,877	▲ 7,946	23,998
本邦資本	▲27,418	▲132,830	▲121,446	▲ 57,962	▲ 73,608	▲15,646	▲ 49,236	▲26,221
外国資本	12,449	▲3,702	158,503	29,503	▲ 4,728	▲34,231	41,290	50,219
基 礎 収 支	▲8,119	▲49,517	109,958	89,092	53,112	▲35,980	72,565	25,596
短期資本収支	▲ 1,579	23,865	▲25,758	▲ 7,039	▲ 14,426	▲ 7,387	▲10,484	308
誤 差 脱 漏	4,727	▲3,893	▲ 7,831	▲10,451	▲260	10,191	▲11,943	▲19,663
総 合 収 支	▲ 4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
金融勘定	▲ 4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
為 銀 部 門	▲ 4,936	42,256	93,454	72,998	14,974	▲58,024	51,069	22,654
公 的 部 門	▲35	▲ 71,801	▲17,085	▲ 1,396	23,452	24,848	▲ 931	▲ 16,413
外貨準備増減	▲ 5,141	39,240	▲8,073	▲295	26,904	27,199	18,126	252
外貨準備高	23,262	81,479	68,980	68,685	95,589	26,904	113,715	27,156
為替相場(円/ドル)	249.08	144.64	134.71	126.65	111.20		105.48	

⁽注)為替相場は、IMF"International Financial Statistics"による。pは速報値。 (出典)国際収支統計

関税改正と関税負担率等の推移 我が国の関税政策 $\widehat{\Xi}$ 3



(昭和41年8月号、昭和45年12月号)、 貿易統計等 「財政金融統計月報」-関税特集-(昭和55年度版) 関税改正のすべて (添添)

(2) 関税収入比率及び関税負担率等の国際比較

(単位:百万ドル、%)

国名 (会計年度)	租税収入合計 (A)	関税収入 (B)	関税収入比率 (B/A)	輸入額 (C)	関税負担率 (B/C)	1人当たり GNP
日 本 (1992)	457,809	8,023	1.8	233,107	3.4	27,196
スウェーデン (1990)	89,447	1,403	1.6	53,784	2.6	25,909
ア メ リ カ (1991)	1,027,000	16,035	1.6	490,547	3.3	22,537
カ ナ ダ (1991)	98,043 ('89)	4,107	4.0 ('89)	120,466	3.0	21,085
E U (1991)	_	20,139	_	616,783	3.3	14,900
オーストラリア(1991)	71,242	2,537	3.6	39,247	6.5	16,351
シンガポール (1991)	7,775	254	3.3	64,929	0.4	14,781
韓 国 (1992e)	48,232	4,487	9.3	81,777	5.5	6,513
ハンガリー (1990)	14,779	829	5.6	8,621	9.6	3,176
メ キ シ コ (1990p)	31,631	1,530	4.8	31,308	1.7	2,719
パ ナ マ (1991)	1,143	158	13.8	1,695	9.3	2,129
モ ロ ッ コ (1990)	5,908	1,197	20.3	6,918	17.3	1,117
イ ン ド (1992e)	28,976	9,401	32.4	19,516	45.7	312
ザ イ ー ル (1991)	402	120	29.9	0.711	169	233
バングラデシュ(1989)	1,789	639	35.7	3,650	17.5	185

- (注) 1. "p" は速報値、"e" は見込値を示す。
 - 2. 1人当たりGNPは1991年のデータ (メキシコ、モロッコ、スウェーデン、EUは1990年)。ただし、 EU、ハンガリー、ザイール、バングラデシュについてはGDP。
 - 3. インドの関税負担率は1991年のデータ。
- (資料) OECD諸国の関税収入及び輸入額については、OECD統計(ただし、日本については国の決算及び貿易統 計)、その他については、IMF-Government Finance Statistics、International Financial Statisticsを基に試算。

(3) 最近の関税改正

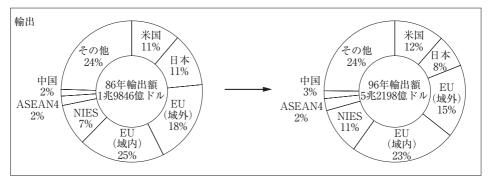
	品目数	概 要
昭和63年度	121	① 個別品目の関税率の引下げ等(チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調整品(無糖)への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等) ② 鉱工業品に関する特恵関税制度の改正(シーリング枠の拡大) ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等 ④ 原油関税の引下げ
平成元年度	206	 ① 個別品目の関税率の引下げ等(農産物自由化関連の関税率の引上げ等、熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等) ② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等 ③ 税関行政に係る関税改正(輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用等) ④ 消費税導入に伴う措置(関税の納期限の延長等)
平成2年度	1,028	① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ(1,008品目) ② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等 ③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設 ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
平成3年度	5	 特恵関税制度の改正(適用期限の10年延長、基準年次の改訂等) 鉱物油添加剤等5品目の関税撤廃 ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長 HS条約改正に伴う関税率表の改正
平成4年度	15	 原油・石油製品の関税率の引下げ及び石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長等 保税地域制度の改正(総合保税地域制度の創設、貨物の自主管理・包括保税運送の法制化、利子税制度の廃止等)
平成 5 年度	6	① 少額輸入貨物に対する簡易税率制度の創設② コーンフレーク製造用コーングリッツ及びポテトフレークの関税率の引下げ③ 重油の関税割当制度の廃止④ 原子力研究用物品等の免税制度の廃止及びその他の各種減免税還付制度の適用期限の延長
平成6年度	11	 租糖及び一部の自動車部品等の関税率の撤廃・引下げ 牛肉の関税緊急調整措置の延長 保税地域制度の改正(保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場を創設) 加工再輸入減税制度の対象品目の拡大等及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等

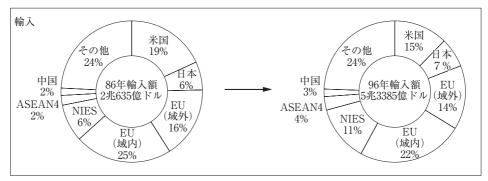
⁽出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成6年9月22日)資料48-57ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

11-103 最近の関税をめぐる諸問題

1997 (平成9) 年度 関税率審議会提出資料

(1) 世界貿易の動向

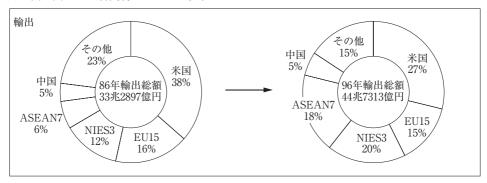


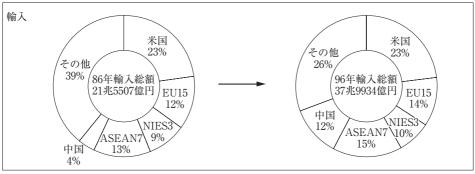


(注) NIES:韓国、シンガポール、台湾、香港 ASEAN4:インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア

(出典) IMF「Direction of Trade Statistics」 ただし、台湾については経済企画庁調査局「アジア経済1997」

(2) 我が国の地域別貿易のシェアの変化

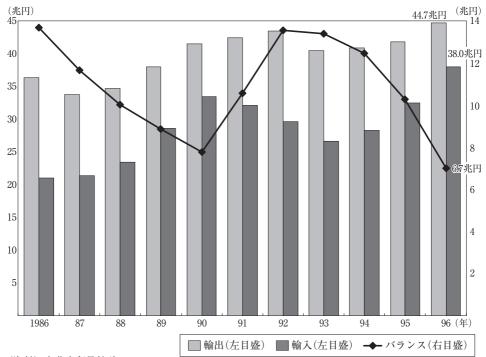




- (注) · NIES3: 韓国、台湾、香港
 - ・ASEAN7: インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア
 - ・86年のEU15については、EC12カ国にオーストリア、フィンランド、スウェーデンのデータ を加算したもの

(資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の世界貿易バランスの推移



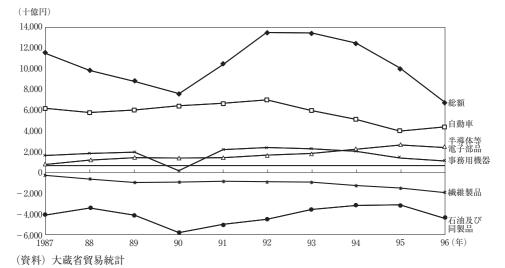
(資料) 大蔵省貿易統計

(4) 我が国の貿易額の推移

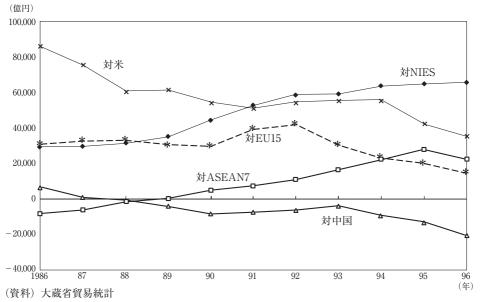
								貿易指数	如 物	
	輸出額	対前年	輸入額	対前年	バランス額	対前年	輸出		輸	入
	(億円)	伸率%	(億円)	伸率%	(億円)	伸率%	数量	価格	数量	価格
1992年	430,123	1.5	295,274	-7.4	134,849	28.9	1.5	0.0	-0.4	-7.1
93	402,024	-6.5	268,264	- 9.1	133,761	-0.8	- 1.7	-4.9	4.2	- 12.8
94	404,976	0.7	281,043	4.8	123,932	-7.3	1.7	- 0.9	13.5	-7.3
95	415,309	2.6	315,488	12.3	99,821	- 19.5	3.8	-1.2	12.5	- 0.2
96	447,313	7.7	379,934	20.4	67,379	- 32.5	- 0.7	8.5	2.3	17.7
95年下半期	214,440	3.7	166,583	14.0	47,857	-21.0	1.3	2.4	10.0	3.0
96年上	214,763	6.9	183,748	23.4	31,015	- 40.3	- 2.9	10.1	3.5	19.
下	232,550	8.4	196,186	17.8	36,364	- 24.0	2.4	5.9	1.2	16.
97年上	247,292	15.1	207,498	12.9	39,794	28.3	10.6	4.1	3.3	9.
96年第1四半期	107,627	5.3	89,373	18.6	18,254	- 32.2	- 1.6	6.9	5.4	12.
第2四半期	107,136	8.6	94,376	28.3	12,761	- 49.1	- 3.9	13.0	3.1	24.
第3四半期	111,549	8.6	95,297	22.0	16,252	- 34.0	1.0	7.6	3.5	17.
第4四半期	121,002	8.3	100,889	14.0	20,112	- 13.5	5.6	2.6	-0.3	14.
97年第1四半期	120,812	12.3	105,780	18.4	15,032	- 17.7	8.6	3.4	5.3	12.
第2四半期	126,480	18.1	101,717	7.8	24,763	94.1	12.6	4.8	1.4	6.
96年8月	34,543	8.1	31,068	16.8	3,474	- 35.1	0.1	8.0	-0.6	17.
9	38,745	1.5	30,973	14.7	7,773	- 30.5	-1.7	3.2	3.0	11.
10	39,624	11.3	35,002	15.9	4,621	- 14.5	8.8	2.3	4.2	11.
11	39,685	10.1	32,984	12.5	6,702	-0.5	7.6	2.3	-2.1	15.
12	41,692	4.0	32,903	13.5	8,789	- 20.8	2.0	2.0	-2.2	16.
97年 1	35,496	17.2	35,491	19.7	4	- 99.3	13.0	3.8	7.8	11.
2	39,911	10.1	33,011	10.8	6,900	7.0	7.7	2.2	-2.7	13.
3	45,405	10.5	37,278	24.6	8,127	-27.3	5.9	4.3	11.0	12.
4	44,273	21.5	36,152	8.6	8,121	157.6	14.8	5.8	-0.7	9.
5	41,015	20.4	33,691	6.1	7,324	219.7	13.1	6.5	-2.1	8.
6	41,192	12.5	31,875	8.7	9,317	27.3	10.0	2.2	7.5	1.
7	42,811	11.9	34,434	3.5	8,377	67.4	10.6	1.2	4.1	- 0.
8 (P)	39,533	14.4	32,113	3.4	7,421	113.6	9.2	4.8	1.1	2.

⁽注) (P)は速報値。

(5) 我が国の品目別貿易バランスの推移



(6) 我が国の地域別貿易バランスの推移



(出所)大蔵省関税率審議会総会(平成9年9月24日)資料6-1「最近の関税をめぐる問題」1-7ページ

11-104 最近の税関行政をめぐる諸問題

1. 税関収納税額の推移

(単位:億円)

	関税	とん税・ 特別 とん税	消費税	その他内	内国税	合計				
年度					酒税	たばこ税	石油税等	その他		国税全体 に占める 割合 (%)
平成 2 (1990)	9,281	201	10,596	7,668	928	1,626	5,115	1	27,745	4.4
平成 3 (1991)	10,205	205	9,893	9,958	924	1,708	7,326	0	30,261	4.8
平成 4 (1992)	10,058	200	9,218	8,246	850	1,781	5,616	0	27,722	4.8
平成 5 (1993)	9,629	194	8,422	7,998	879	1,865	5,254	0	26,244	4.6
平成 6 (1994)	9,943	196	9,023	9,052	1,351	2,081	5,619	0	28,215	5.2
平成 7 (1995)	10,321	196	10,245	8,920	1,150	2,248	5,522	0	29,682	5.4
平成 8 (1996)	11,093	198	12,126	9,098	1,015	2,412	5,671	0	32,514	5.9

- (注) 1. 「消費税」、「その他内国税」は、税関徴収分である。
 - 2. 「石油税等」は、石油税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油臨時特別税の合計である。
 - 3. 「その他」は、砂糖消費税、物品税、トランプ類税の合計である。

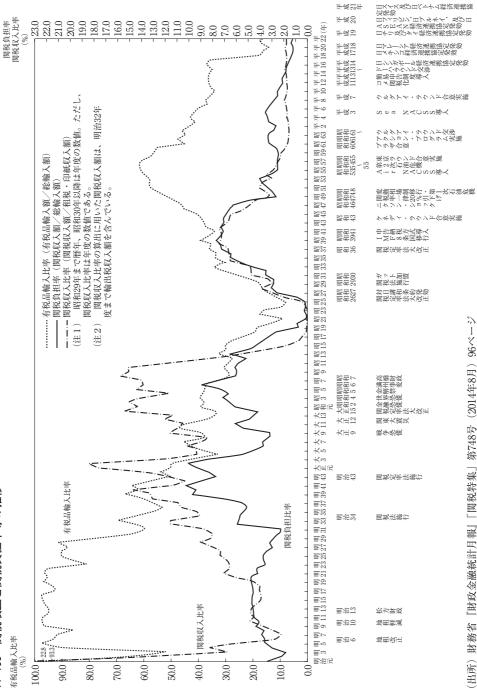
2. 関税負担率の国際比較

(単位:%)

年度国名	1990 (平成 2)	1991 (平成 3)	1992 (平成 4)	1993 (平成 5)	1994 (平成 6)	1995 (平成 7)	1996 (平成 8)	(参考) 関税収入額 1994年度
日本	2.7	3.3	3.4	3.6	3.4	3.1	2.8	(100)億ドル
米国	3.5	3.3	3.1	3.3	3.2	_	_	203億ドル
EU	3.3	3.3	3.1	3.2	3.3	_	_	180億ドル
カナダ	3.0	3.0	2.6	2.1	1.8	_	_	26億ドル
オーストラリア	6.7	6.5	5.6	4.9	4.6	_	_	25億ドル

- (注) 1. 年度は各国の会計年度(但しEUは暦年。)
 - 2. 関税負担率 = 関税収入額/総輸入額 (CIF)
 - 3. EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入課徴金を含む。
 - 4. 諸外国の1995年度、1996年度については、原資料が未公表である。
 - 5. 1994年度の日本の関税収入額については、インターバンク米ドル直物中心相場の平均値 (99.33円/ドル) を用いて、ドル換算したものである。
- (出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成9年9月24日)配付資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題について」 1-2ページ

11-105 関税改正と関税負担率等の推移



11-106 平成元年度関税率改正案

「平成元年度の関税改正に関する調 査部会長報告|

(昭和63年度関税率審議会総会宛提 出資料)

1989 (平成元) 年1月18日

- I. 調査部会は、昨年9月以降、平成元年度 の関税改正について審議を行ってきた。 審議結果の概要は、以下のとおりである。
 - 1. 農産物自由化関連の関税改正
 - (1) 牛肉・かんきつ関係

牛肉及び特定牛肉調製品については、昨年6月の日米・日豪合意に基づき、それぞれ平成3年度、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、以下のとおり関税率を引き上げるとともに、牛肉について、輸入急増時の対策である緊急調整措置の一環として、平成3年度より5年度までの間、一定の要件を充足した場合、改正後の適用税率に25%の関税率を加算することが適当である。

また、これらの品目については、その関税収入を肉用子牛等対策の財源とする旨規定した「肉用子牛生産安定等特別措置法」が先の臨時国会で成立していること等から、自由化後の関税措置を平成元年度改正に盛り込むことが適当である。

(現行税率)(改正後)

牛肉:

25% 70% (平成3年度) 60% (平成4年度)

50% (平成5年度)

·特定牛肉調製品:

25% 70% (平成 2~3年度) 60% (平成 4年度) 50% (平成 5年度)

(2) 農産物12品月関係

農産物12品目のうち、プロセスチーズ及びトマトジュース・トマトケチャップについては、昨年7月の日米合意に基づき、平成元年度(トマトジュース・トマトケチャップは平成元

年7月)に輸入自由化されるが、その 影響を緩和するため、以下のとおり関 税率を引き上げる改正を行うことが適 当である。

(現行税率)(改正後)

・プロセスチーズ:

35% 60% (平成元年度) 50% (平成2年度) 40% (平成3年度)

・トマトジュース (加糖):

25% 35% (平成元年7月) (無糖):

20% 25% (平成元年7月)

・トマトケチャップ:

20% 25% (平成元年7月)

- (3) その他の措置
 - ① 農産物自由化交渉に係る合意に併せて盛り込まれたとうもろこし、ソーセージ等34品目について、関税率の引下げ等の改正を行うことが適当である。
 - ② 国内生産者の生産コスト低減等を目的として、単体飼料用とうもろこし及びトマトケチャップ・トマトソース製造用のトマトピューレー・トマトペーストに関税割当制度を導入する改正を行うことが適当である。
 - (4) 平成2年度に自由化される品目 (除特定牛肉調製品) に係る措置

牛肉缶詰、パイナップル缶詰、りんごジュース等19品目については、牛肉・かんきつに係る昨年6月の日米・日豪合意及び農産物12品目に係る昨年7月の日米合意に基づき、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、別紙1の(1)の表のとおり関税率を引き上げる改正を行うこととし、自由化に併せ平成2年度改正に盛り込むことが適当である。

2. 熱帯産品に係る関税改正

昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける熱帯産品に係る交渉の経緯にかんがみ、早期実施(アーリー・ハーベスト)の趣旨等に配慮して、バナナ、熱帯性植物油脂(やし

油、パーム核油等)、ジュート製品、とう製品等131品目について関税率の引下 げ等の改正を行うことが適当である。

3. 石油関係の関税改正

(1) 石油に係る関税体系について、石油製品輸入の本格化、石油業界の規制緩和の進展、消費税の導入に伴う石油油をめぐる諸情勢を考慮して、概要以下のとおり、原油の関税率を引き下げ、併せて、タリフ・エスカレーションと正の観点から、石油製品の関税率をとして、関税引下げ見合い分引き下げるともに、重油関税引下げ見合い分引き下げるで2次関税率を引き上げる一方で2次関税率を別割当数量の拡大を前提に、1次関税率を引き上げる一方で2次関税率を政油関税引下げ見合い分引き下げる改正を行うことが適当である。

(現行税率) (改正後)

・原油: 530円/kℓ 350円/kℓ

・重油(1次税率)

A重油:

1,640円/k ℓ 2,790円/k ℓ B 重油:

1,260円/kℓ 2,600円/kℓ C重油:

1.140円/kℓ 2.540円/kℓ

· 重油 (2次税率):

3.930円/kℓ 3.780円/kℓ

- ・ナフサ: 46円/kℓ 32円/kℓ
- ・ガソリン:

1.720円/kℓ 1.480円/kℓ

- ・灯油: 808円/kℓ 630円/kℓ
- · 軽油: 1.512円/kℓ 1.330円/kℓ
- (2) 平成元年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税・還付制度の適用期限を一年間延長し、さらにそのうち、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度について、その還付率を原油関税引下げ見合い分を引き下げる改正を行うことが適当である。
- 4. 個別品目に係る関税改正

骨なし鶏肉、農業機械等18品目につき、 各品目の個別事情を参酌しつつ関税率を 引き下げる改正を行うことが適当である。

- 5. その他の制度関係の改正
- (1) 最近における海外旅行者の著しい増加に伴い、別送品の通関を迅速に行う見地から、旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を、原則として別送品に対しても適用する改正を行うことが適当である。
- (2) 加工再輸入減税制度(我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度)について、国際的水平分業の推進等の観点から同制度を拡充することとし、布帛2次製品(関税定率法別表第62類:ワイシャツ、ズボン等)を新たに対象品目とする改正を行うことが適当である。
- (3) 海洋開発用物品の免税制度及び公害 防止用機械類等の免税制度について、 対象物品の無税化等免税制度としての 実効性が乏しくなっていることを考慮 して廃止する改正を行うことが適当で ある。
- 6. 暫定税率の適用期限の延長等

上記以外で、平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長する等所要の改正を行うことが適当である。

- 7. 上記改正については、平成元年4月1日から施行することが適当である。ただし、輸入自由化時期に併せて、1の(2)のトマトジュース及びトマトケチャップに係る改正並びに1の(3)の②のトマトピューレー・トマトペーストに係る改正については、平成元年7月1日から、1の(1)の牛肉の緊急調整措置に係る改正については、平成3年4月1日から施行し、また、平成2年度改正に盛り込む1の(4)の措置に係る改正については、平成2年4月1日から施行することが適当である。
- II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成元年度における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

(別紙)

- 1. 農産物自由化関連の関税改正
 - (1) 牛肉・かんきつ関係
 - ① 関税率の引上げ(9品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
0201.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(生鮮及び冷蔵))	((基本)
0201.20	その他の牛の骨付き肉(生鮮及び冷蔵)		〔平成元年度〕
0201.30	骨付きでない牛の肉 (生鮮及び冷蔵)		50%
0202.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(冷凍)		(暫定)
0202.20	その他の牛の骨付き肉 (冷凍)	(基本) 25%	□ 〔平成元年度 □ ⟨~2年度〕
0202.30	骨付きでない牛の肉 (冷凍)		25%
0206.10ex	食用の牛のくず肉(生鮮及び冷蔵)のうち、ほほ肉及び頭肉		〔3年度〕 70% 〔4年度〕
0206.29ex	食用の牛のくず肉(冷凍)のうち、ほほ 肉及び頭肉		60% 〔5年度〕 廃 止
1602.50–2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の腐及びくず肉のうち、牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が30%以上のもののうち、単に水煮した後に乾燥したもの、コンビーフ、気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)及び気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限る。)以外のもの(特定牛肉調整品)	(基本) 25%	(基本) [平成元年度] 50% (暫定) [平成元年度] 25% [2~3年度] 70% [4年度] 60% [5年度] 廃止

② 牛肉については、上記①の関税率の改正と併せ以下の改正を行う。

平成3年度から5年度の間に輸入される牛肉について、輸入急増時の緊急調整措置の一環として、各年度において、牛肉の輸入数量が輸入基準数量(前年度の輸入基準数量(初年度にお

いては、前年度の輸入枠)又は輸入実績の大きい方の2割増の数量)を超える等一定の要件を満たす場合、上記1の(1)の改正後の関税率に25%を加えた率を関税率として適用することができる措置を講ずる。

(2) 農産物12品目関係 (5品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
0406.20-1	プロセスチーズ (おろしチーズ及び粉 チーズのもの)		〔平成元年度〕 60%
0406.30	プロセスチーズ (おろしチーズ及び粉 チーズを除く。)	35%	[2年度] 50% [3年度] 40%
2009.50-1	トマトジュース(加糖)	(暫定) 25%	〔平成元年7月〕 (基本)35%
2009.50-2	トマトジュース(無糖)	(暫定) 20%	〔平成元年7月〕 (基本)25%
2103.20ex	トマトケチャップ	(暫定) 20%	〔平成元年7月〕 (基本)25%

⁽注) 現行税率及び改正後の税率で特記のないものは、すべて暫定税率である(以下同じ。)。

(3) その他の措置

① 農産物自由化交渉関連品目に係る措置 (34品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
0802.31	くるみ (殻付き) (生鮮、乾燥)	16%	10%
0802.32	くるみ (殻なし) (生鮮、乾燥)	16%	10%
0802.50	ピスタチオナット (生鮮、乾燥)	9 %	無税
0802.90-2	マカダミアナット (生鮮、乾燥)	{ (暫定) 9 % (特恵) 6 %	{ (暫定) 5 % (特恵) 3 %
0802.90-3	ペカン(生鮮、乾燥)	9 %	5 %
0805.30	レモン及びライム (生鮮、乾燥)	5 %	無税
0805.40	グレープフルーツ (生鮮、乾燥)		〔平成元年度〕〔2年度〕
-[1] -[2]	6~11月に輸入されるもの 12~5月に輸入されるもの	(協定) 12% (協定) 25%	$\begin{pmatrix} 10\% \\ 15\% \end{pmatrix}$ 10%
0811.90–1ex	冷凍桃、なし(加糖)	20%	10%
0811.90-2ex	冷凍桃、なし(無糖)	(基本) 20%	10%
1005.90ex	ポップコーン製造用とうもろこし(爆	TQ	無税
	裂種のもの)	1次 無税	
		2次 15円/kg	
1005.90ex	その他のとうもろこし(TQ2次税率	15円/kg	〔平成元年度〕
	が適用されるもの)		70%又は14円/
			kgのうちいずれ
			か高い税率
			[2年度]
			60%又は13円/
			kgのうちいずれ
			か高い税率

税番	品 名	現行税率	改正後
			[3年度] 50%又は12円/ kgのうちいずれ か高い税率
1601.00	ソーセージ類	(基本) 25%	10%
1602.50–2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、調味した後に乾燥したもの	(基本) 25%	10%
1702.50	果糖(科学的に純粋なものに限る。)	12.8%	9 %
1806.20–1ex	ココア調整品(加糖)(チューインガムその他の砂糖菓子並びに塊状、板状及びペースト状のものを除く。)	(基本) 35%	28%
1904.10ex	朝食用殻物調整品(米、小麦、大麦、 裸麦及びライ小麦を単に膨張させて又 はいって得たものを除く。)	19.2%	15.4%
2005.51–1ex	ささげ属又はいんげんまめ属の豆(さやを除いたもの)の調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2005.90–1ex	さやなし豆の混合調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2008.19–2[2] [i]ex	マカダミアナット (いったもの)	{ (暫定) 8 % (特恵) 6.4%	{ (暫定) 5 % (特恵) 3 %
2008.19–2[2] [ii]	ペカン (いったもの)	10.2%	5 %
2008.19–2[2] [iii]ex	その他のナット(除ぎんなん)(いったもの)	12.8%	6 %
2008.99–2(1)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ(加糖)	(基本) 35%	30%
2008.99–2(2)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ (無糖)	(基本) 25%	20%
2008.99–2(2)ex	プルーンのパルプ (無糖)	(基本) 25%	20%
2103.90-1[1]	マヨネーズ	16%	12.8%
2104.10-[1]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス 用の調製品(気密容器入りの野菜のも の)	∫(暫定)14% (特恵)10%	{ (暫定) 7 % (特恵) 7 %
2104.10-[2]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス 用の調製品(その他のもの)	{(暫定)16.8% (特恵) 12%	{ (暫定) 8.4% (特恵) 8.4%
2106.90-2	チューインガム	8 %	5 %
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料(乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg超のもの)	(暫定) 12%	(基本) 無税

税番	品 名	現行税率	改正後
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料(乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg以下のもの)	(暫定)15%	(基本) 無税
2309.90-2ex	その他の飼料(乳糖の含有量10%未満、 小売用の容器入り(除気密容器入り)、 粗たんぱく質の含有量35%未満、70円 /kg超のもの)	(暫定)12%	(基本) 無税
2309.90-2ex	その他の飼料(乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満のその他のもの)のうち、 犬用のもの、猫用のものその他これらに類する動物用のもの	(暫定)15%	(基本) 無税

② 関税割当制度の導入(2品目)

税番	品名	現行税率	改正後
1005.90ex	飼料のうち政令で定めるものの製造に 使用するとうもろこし	15円/kg	TQ 1次無税 2次 「平成元年度」 70%又は14円/ kgのうちいずれか高い税率 〔2年度〕 60%又は13円/ kgのうちいずれか高い税率 〔3年度〕 50%又は12円/ kgのうちいずれか高い税率 〔3年度〕 50%又は12円/
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペースト のうち、トマトケチャップその他のト マトソース製造用のもの	20%	TQ1次 無税 2次 20%

(4) 平成2年度に自由化される品目(除特定牛肉調製品)に係る措置(19品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
0403.10ex	ヨーグルト (冷凍、無糖)	(暫定) 25%	(基本) 35%
1602.50–2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理	(基本) 25%	(基本) 45%
	をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓		
	器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有		
	量の合計が30%以上のもののうち、気密		
	容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれ		
	もしてないものに限るものとし、単に水		
	煮した後に乾燥したもの、調味した後に		
	乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含		
	むものを除く。)(牛肉缶詰)		
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量		(基本)
	20%未満)(香味料又は着色料を加えたものを除く。)		[平成2年度] 50%又は25円/
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	
(2)ex	その他のもの(精製したものを除く。)	(基本) 25%	れか高い税率
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量	(条件) 23/0	(暫定)
1702,40-2	20%以上50%未満)(香味料又は着色料		[平成2年度]
	を加えたものを除く。)		70%又は30円/
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	kgのうちいす
(2)	その他のもの	(基本) 25%	れか高い税率
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量	,,,	〔3年度〕
	50%超)(香味料又は着色料を加えたも		60%又は27.5円
	のを除く。)		/kgのうちい
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	ずれか高い税率
(2)	その他のもの	(基本) 25%	〔4年度〕
1702.90-2ex	砂糖水	(基本) 35%	(基本)
			35%又は27円/
			kgのうちいずれ か高い税率
1702.90-2ex	 人造はちみつ	(基本) 35%)(基本)
1702.90 2cx 1702.90-3	カラメル	(基本) 35%	[平成2年度]
1702.50 5	7777	(48/14) 33/0	50%又は25円/
			kgのうちいす
			れか高い税率
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水(香味料又は着色		(暫定)
	料を加えたものを除く。)		〔平成2年度〕
A	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	\ 70%又は30円/ \ kgのうちいす
Bex	その他のもの(ソルボース及び麦芽糖	(基本) 25%	kgのうちいす れか高い税率
	を除く。)		46万円マヤル平

		1	1
税番	品 名	現行税率	改正後
			[3年度] 60%又は27.5円 /kgのうちい ずれか高い税率 [4年度] 廃止
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(加糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破砕したもの及び細片にしたものを除く。)	(協定) 30%	TQ1次 無税 2次 30%
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理 をしたパイナップル (無糖) のうち、	550/	TO 1 Ve for EV
	気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破砕したもの及び細片にしたものを除く。)	55%	TQ1次 無税 2次 30%
	その他のもの	55%	30%
2009.70-1ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、 加糖)	(基本) 35%又は27円/ kgのうちいず れか高い税率	40%又は27円/ kgのうちいずれ か高い税率
2009.70-2ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、 無糖)	(基本) 30%	35%
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品 (加糖) (おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)	35% (基本) (協定)	30% (協定)
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの(小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)、成分の再調製を行わず、小売容器入り(容器ともの1個の重量が500g以下)にすることが政令で定めるところにより証明されるもの及び課税価格が257円/kg超のものを除く。)	35% (基本) (協定)	90円/kg (暫定) (協定)

2. 熱帯産品に係る関税改正

(1) 関税率の引下げ等(124品目)

	税番	品 名	現行税率	改正後

	0801.20	ブラジルナット	(協定) 6%	4 %
*	0802.90-2	マカダミアナット (生鮮、乾燥)	{ (暫定) 9 % (特恵) 6 %	{ (暫定) 5 % (特恵) 3 %
*	0802.90-3	ペカン (生鮮、乾燥)	9 %	5 %
	0803.00-1	生鮮バナナ		
	[1]	4~9月に輸入されるもの	(特恵) 12.5%	(特恵) 10%
	[2]	10~3月に輸入されるもの	(特恵) 25%	(特恵) 20%
	0901.21	いったコーヒー (含カフェイン)	(特恵) 20%	(特恵) 10%
	0901.22	いったコーヒー (除カフェイン)	(特恵) 20%	(特恵) 10%
	0904.11-1	ペッパー(非破砕、非粉砕)(小売容 器入り)	(協定) 6%	4.2%
	0904.12-1	ペッパー(破砕、粉砕)(小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
	0904.12-2	ペッパー (破砕、粉砕) (除小売容器 入り)	(協定) 3.5%	無税
	0904.20-1	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥、破砕、粉砕)(小売容器入り)	(協定) 10%	7 %
	0904.20-2(2)	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (破砕、粉砕)(除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
	0907.00-1	丁子 (果実、花及び花梗) (小売容器 入り)	(協定) 6%	4.2%
	0907.00-2(2)	丁子 (果実、花及び花梗) (破砕、粉砕) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
	0908.10-1	肉ずく (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
	0908.10-2(2)	肉ずく(破砕、粉砕)(除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
	0908.20-1	肉ずく花(小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
	0908.20-2(2)	肉ずく花(破砕、粉砕)(除小売容器 入り)	(協定) 3.5%	無税
	0908.30-1	カルダモン類 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
	0908.30-2(2)	カルダモン類(破砕、粉砕)(除小売 容器入り)	(協定) 3.5%	無税
	0909.10-1	アニス又は大ういきょうの種(小売容 器入り)	(協定) 10%	7 %
	0909.10-2(2)	アニス又は大ういきょうの種(破砕、 粉砕)(除小売容器入り)	5 %	3.5%
	0909-20-1	コリアンダーの種(小売容器入り)	(協定) 10%	7 %
	0909.20-2(2)	コリアンダーの種(破砕、粉砕)(除 小売容器入り)	5 %	3.5%
	0909.30-1	クミンの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7 %
	0909.30-2(2)	クミンの種(破砕、粉砕)(除小売容 器入り)	5 %	3.5%
	0909.40-1	カラウエイの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7 %

税番	品 名	現行税率	改正後
0909.40-2(2)	カラウエイの種(破砕、粉砕)(除小 売容器入り)	5 %	3.5%
0909.50-1	ういきょう又はジュニパーの種 (小売 容器入り)	(協定) 10%	7 %
0909.50-2(2)	ういきょう又はジュニパーの種(破砕、 粉砕)(除小売容器入り)	5 %	3.5%
0910.20-1	サフラン (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0910.20-2(2)	サフラン (破砕、粉砕) (除小売容器 入り)	(協定) 3.5%	無税
0910.30-1	うこん (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0910.30-2(2)	うこん(破砕、粉砕)(除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0910.40-1	月けい樹の葉及びタイム (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0910.40-2(2)	月けい樹の葉及びタイム(破砕、粉砕)(除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0910.91-1	香辛料の混合物 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0910.91-2	香辛料の混合物 (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0910.99-1	その他の香辛料 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0910.99-2(2)	その他の香辛料(破砕、粉砕)(除小 売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
1211.90-7	除虫菊	(基本) 20%	14%
1301.10-2	シードラック	10%	無税
1302.14-1	除虫菊エキス	10%	7 %
1302.19-1(2)	植物性の原料を混合した飲料のもと	(協定) 27.5%	25%
1401.90–2ex	くずのつる	(基本) 5%	3 %
1403.10	ほうきもろこし	(基本) 2.5%	無税
1404.90-3	たぶの木又はへちまの植物性生産品	(基本) 10%	7 %
1404.90-4ex	さるとりいばらの葉	(基本) 10%	(特恵) 無税
1513.11	やし(コプラ)油の粗油	9%又は10円/	7%又は7円/
		kgのうちいずれ か高い税率	kgのうちいずれ か高い税率
1513.19	その他のやし(コプラ)油及びやし (コプラ)油の分別物	9%又は10円/ kgのうちいずれ か高い税率	7%又は7円/ kgのうちいずれ か高い税率
1513.21-1	パーム核油の粗油	8 %	7 %
1513.29-1	その他のパーム核油及びパーム核油の 分別物	8 %	7 %
1515.30	ひまし油及びその分別物	7.2%	7 %
1515.90-4(1)	米油及びその分別物 (酸価0.6超)	(特恵) 10円/kg	(特恵) 5円/kg
1519.11	ステアリン酸	{ (暫定) 4 % (特恵) 3.2%	{ (暫定) 2.5% (特恵) 無税
1519.12	オレイン酸	{ (暫定) 4 % (特恵) 3.2%	{ (暫定) 2.5% (特恵) 無税

	п 6	77 / AV -L	71 77 11
税番 	品 名	現行税率	改正後
1519.19	その他の工業用の脂肪性モノカルボン 酸	4 %	2.5%
1519.20	アシッドオイルで油脂の精製の際に生 ずるもの	4 %	2.5%
1519.30	工業用の脂肪性アルコール	4 %	2.5%
1520.10	グリセリン (粗のもの)、グリセリン 水及びグリセリン廃液	6.4%	5 %
1520.90	グリセリン (粗のものを除く。)	6.4%	5 %
1521.10ex	カルナバろう	(協定) 5%	無税
1521.10ex	その他の植物性ろう	(協定) 7.5%	無税
1521.90ex	みつろう	(特恵) 7.5%	(特別特恵) 無税
1803.10	ココアペースト (脱脂してないもの)	(特恵) 5%	(特恵) 3.5%
1803.20	ココアペースト (完全に又は部分的に 脱脂したもの)	(特恵) 10%	(特恵) 7%
1804.00	カカオ脂	2.5%	無税
1805.00	ココア粉(無糖)	(特恵) 15%	(特恵) 10.5%
2008.19-2[2]	 マカダミアナット(いったもの)	∫ (暫定) 8%	∫ (暫定) 5%
[i]ex		(特恵) 6.4%	(特恵) 3%
2008.19-2[2] [ii]	(ペカン (いったもの)	10.2%	5 %
2008.19–2[2] [iii]ex	その他のナット(除ぎんなん)(いったもの)	12.8%	6 %
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(無糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破砕したもの及び細片にしたものを除く。)	(暫定) 55%	[平成2年度] (暫定) TQ1次 無税 2次 30%
			〔平成2年度〕
	その他のもの	(暫定) 55%	(暫定) 30%
2008.91	パームハート	(基本) 25%	(特恵) 20%
2008.99-2(1)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ(加糖)	(基本) 35%	30%
2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ(無糖)	(基本) 25%	20%
2101.10-1(2)ex	インスタントコーヒー	14%	12.3%
3301.21	ゼラニウムの精油	3 %	無税
3301.26	ベチベルの精油	1.9%	無税
3301.29-2[1]	パチュリ油	1.9%	無税
3301.29-2[2]	芳油	3 %	2.5%
3301.30	レジノイド	3 %	無税
3301.90	精油のコンセントレート、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副 産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	3.8%	無税

税番	品 名	現行税率	改正後
3802.10	活性炭	4.6%	2.9%
4009.10	加硫したゴム製の管及びホース(他の 材料により補強してないもの及び他の 材料と組み合わせてないもの)(継手 なしのもの)	4.6%	2.3%
4010.99	加硫したゴム製のコンベア用又は伝動 用のベルト及びベルチング(幅20cm 以下)(横断面が台形のものを除く。)	3.9%	2.4%
4014.10	コンドーム	3.4%	無税
4014.90	その他の加硫したゴム製の衛生用又は 医療用の製品	3.4%	無税
4015.11	加硫したゴム製の外科用手袋	3.4%	無税
4015.19	その他の加硫したゴム製の手袋	3.4%	無税
4016.99-[2]	セルラーラバー製以外の加硫したゴム 製の製品(自動車に使用する種類の部 分品及び付属品を除く。)	3.4%	無税
4403.10–2(1)	桐の木材(粗のもの)(ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの)	(協定) 2.5%	無税
4403.99–1ex	桐の木材(粗のもの)(ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものを除く。)(粗く角にし又は太鼓落とししたもの)	(協定) 2.5%	無税
4407.99–2	桐の製材(縦にひき若しくは割り、平 削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6ミリメートルを超えるもの)	2.5%	無税
4409.20–3(2)	桐の加工材(さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの 縁又は面に沿って連続的に施したもの)	2.5%	無税
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類す る縁	5.2%	3.2%
4420.10	木製の小像その他の装飾品	3.2%	無税
4421.10	木製の衣類用ハンガー	(協定) 5.8%	4 %
4601.10-[1]	ばっかんさなだ	3.2%	3 %
4601.10-[2]	さなだその他これに類する組物材料の 物品(ばっかんさなだを除く。)	4.6%	3 %
4602.90-[1]	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並び に扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (植物性材料製のものを除く。)	4.1%	2.5%
4602.90-[2]	その他のかご細工物、枝条細工物及び その他の製品(植物性材料製のものを 除く。)	4.6%	2.8%
5307.10	第53.03項のジュートその他の紡織用 靭皮繊維の糸(単糸)	6.4%	5 %

税番	品 名	現行税率	改正後
5307.20	第53.03項のジュートその他の紡織用 靭皮繊維の糸(マルチプルヤーン及び ケーブルヤーン)	6.4%	5 %
5308.10	コイヤヤーン	2.4%	無税
5607.10	第53.03項のジュートその他の紡織用 靭皮繊維製のひも、綱及びケーブル	6.4%	5 %
5607.21	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用 繊維製の結束用又は包装用のひも	4.8%	3 %
5702.10	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマ ニラグその他これらに類する手織りの 敷物	9.6%	6 %
5702.20	ココやし繊維 (コイヤ) 製の床用敷物	8.4%	5.2%
6305.10-2	第53.03項のジュートその他の紡織用	12.8%又は13.44円	無税
	靭皮繊維製の包装に使用する種類の袋	/kgのうちいず	
	(未使用のもの)	れか高い税率	
9401.50-[1]	とう製の腰掛け	4.6%	無税
9401.50-[2]	オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	3.8%	2.4%
9401.61-[1]	アップホルスターの腰掛け (木製フレームのもの) (革張りのもの)	4.3%	無税
9401.61-[2]	アップホルスターの腰掛け(木製フレームのもの)(革張りのものを除く。)	3.8%	無税
9401.69	その他の腰掛け(木製フレームのもの)	3.8%	無税
9401.90ex	腰掛けの部分品(革製のものを除く。)	3.8%	無税
9403.30	事務所において使用する種類の木製家 具	3.8%	2.4%
9403.40	台所において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.50	寝室において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.60-[1]	棚付きの木製家具(食器棚及び本箱を除く。)(掛け若しくは壁に取り付けて 又は一方の上に他方を載せて使用する ように設計したもの)	3.2%	無税
9403.60-[2]	その他の木製家具	3.8%	2.4%
9403.80-1	とう製の家具	4.6%	無税
9403.80–2ex	その他の材料(オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具 (大理石製のものを除く。)	3.4%	2.1%
9403.90ex	その他の家具の部分品(金属製のものを除く。)	3.8%	無税
	I .	1	

税番	品 名	現行税率	改正後
9601.90-3	骨、角、枝角、真珠光沢を有する貝殻 その他の動物性の彫刻用又は細工用の 材料(加工したものに限る。)及び製 品(真珠光沢を有する貝殻の加工品及 び製品(ボタンの製造に適する形状に したもの)を除く。)	4.1%	無税

- (注) *印の8品目は、農産物自由化関連の品目と重複するものである。
- (2) 現行関税暫定措置法別表第1(B)に定めている以下の7品目の関税率について、同法別表第1(A)に定め、その適用期限を平成2年3月31日とする。

税番	品 名	現行税率
2101.10-1(2)ex	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらを もととした調製品(無糖)(インスタントコーヒーを除く。)	16%
3301.14	ライムの精油	3.2%
3301.22	ジャスミンの精油	3.2%
3301.29-2[3]	その他の精油(かんきつ類の果実のものを除く。)	3.2%
4419.00-[2]	木製の食卓用品及び台所用品(割ばしを除く。)	3.2%
4420.90ex	宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び第94類に属しない木製の家具	3.2%
4421.90-[2]ex	その他の木製品(かりん、つげ、たがやさん、紅木、した ん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの)	4.6%

3. 石油関係の関税改正

(1) 関税率の引下げ等(15品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
2709.00	原油	530円/kℓ (基本)	350円∕kℓ (基本)
2710.00-1(1)C	その他の揮発油		
(a)	航空機用のもの	3,370円/kℓ (基本)	3,130円∕kℓ (基本)
	比重0.8017以下	2,426.4円∕kℓ	2,180円∕kℓ
	比重0.8017超	2,696円∕kℓ	2,450円∕kℓ
(b)	その他のもの	2,150円/kℓ (基本)	1,910円∕kℓ (基本)
	石油化学製品、アンモニア又はガ ス製造用のもの	46円∕kℓ	32円/kℓ
	燃料用のもの	860円∕kℓ	780円∕kℓ
	その他のもの	1,720円∕kℓ	1,480円∕kℓ
2710.00-1(2)B	その他の灯油	2,020円/kℓ (基本)	1,840円/kℓ (基本)
	ノルマルパラフィン以外のもの	808円∕kℓ	630円∕kℓ

税番	品名	現行税率	改正後
2710.00-1(3)	軽 油	1,890円∕kℓ	1,710円∕kℓ
		(基本)	(基本)
		1,512円∕kℓ	1,330円∕kℓ
		(暫定)	(暫定)
2700.00-1(4)A	A重油及び粗油	820円/kℓ	670円∕kℓ
		(基本)	(基本)
	製油用のもの	530円∕kℓ	350円∕kℓ
	その他のもののうち農林漁業用以外	TQ	TQ
	のもの	1次	1次
		1,640円∕kℓ	2,790円∕kℓ
		2次	2次
		3,930円∕kℓ	3,780円∕kℓ
2710.00-1(4)B	B重油及び粗油	630円∕kℓ	480円∕kℓ
		(基本)	(基本)
	製油用のもの	530円∕kℓ	350円∕kℓ
	その他のもの	TQ	TQ
		1次	1次
		1,260円∕kℓ	2,600円∕kℓ
		2次	2次
		3,930円∕kℓ	3,780円∕kℓ
2710.00-1(4)C	C重油及び粗油	570円∕kℓ	420円∕kℓ
		(基本)	(基本)
	製油用のもの	530円∕kℓ	350円∕kℓ
	その他のもの	TQ	TQ
		1次	1次
		1,140円∕kℓ	2,540円∕kℓ
		2次	2次
		3,930円∕kℓ	3,780円∕kℓ

(2) 免税・還付制度の適用期限の延長等

制度名	根拠規定	現行適用期限	改正内容
アンモニア製造用揮発油 等に係る関税の還付	関税暫定措置法 第7条	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用 期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係る 関税の還付	同法第7条の2	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用 期限を延長する。
石油化学製品製造用原油 の免税及び石油化学製品 製造用揮発油等に係る関 税の還付	同法第7条の3	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用 期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成元年3月31日	還付率につき、原油関税引 下げ見合い分の引下げを行 い、平成2年3月31日まで 適用期限を延長する。

4. 個別品目に係る関税改正(18品目)

税番	品 名	現行税率	改正後
0207.39-[1]ex	分割した鶏 (除骨付きのもも) (生鮮、 冷蔵)	14%	12%
0207.41ex	分割した鶏 (除骨付きのもも) (冷凍)	14%	12%
1517.90ex	離型油	(基本) 25%	4.8%
2008.99-2(2)ex	冷凍さといも	20%	10%
2106.90-4(2)Cex	植物性たんぱくを加水分解したもの	(基本) 25%	12.5%
8430.31	コールカッター、削岩機及びトンネル掘 削機(自走式のもの)	3.9%	無税
8433.20	その他の草刈機	4.8%	無税
8433.30	乾草製造用機械	4.8%	無税
8433.51	コンバイン	4.8%	無税
8433.52	その他の脱穀機	4.8%	無税
8433.53	根菜類等の収穫機	4.8%	無税
8433.59	その他の収穫機等	4.8%	無税
8433.60	卵、果実等の清浄用、分類用等の機械	4.8%	無税
8433.90	第84.33項の物品の部分品	4.8%	無税
8434.20	酪農機械	3.4%	無税
8436.10	飼料調製用機械	3.4%	無税
8436.80	その他の農業用等の機械類	3.4%	無税
8436.99	第8436.10号及び第8436.80号の物品の部 分品	3.4%	無税

5. その他の制度関係の改正

- (1) 我が国に入国する者が別送して輸入する物品について、原則として、簡易税率 の適用対象とする(関税定率法第3条の 2)。
- (2) 加工再輸入減税制度(我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度)(関税暫定措置法第8条)について、布帛2次製品(関税定率法別表第62類:ワイシャツ、ズボン等)を新たに対象品目に指定する。
- (3) 海洋開発用物品の免税制度 (関税暫定 措置法第6条の2) 及び公害防止用機械 類等の免税制度 (関税暫定措置法第6条 の3)を廃止する。
- 6. 暫定税率の適用期限の延長等
 - (1) 上記に掲げる改正後の暫定税率(1の(4)の表に掲げるものを除く。)及びその

- 他平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成2年3月31日とし、1の(4)の表に掲げる改正後の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成3年3月31日とする。また、これらの改正後の暫定税率については、すべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとする。
- (2) 平成元年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革(染着色等したもの)457,000m²、牛馬革(その他のもの)84,300m²、羊革・やぎ革(染着色等したもの)447,000m²、革靴3,580,000足とする。
- (3) 後発開発途上国から輸入される黄麻糸 (関税定率法別表第53.07項) について、 特恵限度枠管理の対象外とする。
- 7. 施行期日

上記改正については、平成元年4月1日

から施行する。ただし、1の(2)の表のうち トマトジュース、トマトケチャップに係る 改正及び1の(3)の②の表のうちトマト ピューレー・トマトペーストに係る改正に ついては、平成元年7月1日から、1の(1) の②の牛肉に係る改正については、平成3 年4月1日から施行する。

なお、1の(4)の表に係る改正については、 平成2年4月1日から施行する。

(出所) 大蔵省、昭和63年度関税率審議会総 会宛提出資料(平成元年1月18日)

11-107 平成 2 年度関税率改正案 「平成2年度の関税改正に関する調 杳部会長報告|

(平成元年度関税率審議会総会宛提 出資料)

1989 (平成元) 年12月20日

- I. 調査部会における平成2年度の関税改正 に関する審議の結果の概要は、以下のとお りである。
 - 1. 機械類を中心とした工業製品の関税率 の引下げ

我が国をめぐる現下の国際経済情勢の 中で、輸入拡大に資する対策の緊要性が 高まっていること等に鑑み、一層の市場 アクセス改善を図るとの観点から、機械 類を中心に1.008品目の工業製品につい て関税の撤廃・引下げを行うことが適当 である。

2. その他個別品目に係る関税改正 かえで糖について、個別事情を参酌し つつ、関税率の改正を行うことが適当で ある。

3. 制度関係の改正

(1) 再輸出貨物に係る戻税制度の創設 輸入品に対して我が国市場へのアク セスを一層容易にし、もって輸入拡大 に資する見地から、委託販売契約や見 込み輸入等によって輸入された貨物が、 売れ残り等何らかの理由により国内使 用されることなく一定の期間内に再輸 出される場合には、輸入時に納付され た関税の払い戻しを受けることができ る制度を関税定率法に設けることが適

当である。

(2) 減免税・還付制度の延長等 減免税・還付制度については、次の ように延長等を行うことが適当である。 イ. アンモニア製造用揮発油等に係る 関税の還付制度の統合等

> 現在ではアンモニア製造が石油化 学工業の一部として行われている状 況に鑑み、本制度を石油化学製品製 造用揮発油等に係る関税の還付制度 に統合した上で、本制度の適用期限 を1年間延長する。

ロ. ガス製造用揮発油に係る関税の還 付制度の延長等

LPG等への原料転換の准展ととも に本制度の実効性が薄れてきたこと 等に鑑み、還付率をガス製造用揮発 油の負担する原油関税の2分の1に 相当する額とした上で、本制度の適 用期限を1年間延長する。

ハ、製造用原料品の減免税制度の延長

本制度の対象品目に、β-ラクタ ム系抗生物質の中間物(ペニシリン 系、セファマイシン系及びオキサセ フェム系のもの) の製造用の砂糖を 追加し、本制度の適用期限を3年間 延長する。

ニ. その他の減免税・環付制度の適用 期限の延長

平成2年3月31日に期限が到来す る減免税・還付制度のうち、「給食 用脱脂粉乳の免税制度」、「原子力研 究用物品等の免税制度」、「航空機及 びその部分品等の免税制度」、「宇宙 開発用物品等の免税制度」並びに 「加工又は組立てのため輸出された 貨物を原材料とした製品の減税制 度 について、適用期限をそれぞれ 3年間延長し、また、「石油化学製 品製造用原油の免税制度」、「石油化 学製品製造用揮発油等に係る関税の 環付制度|並びに「中間留分石油製 品等の増産に係る関税の還付制度」 について、適用期限をそれぞれ1年 間延長する。

4. 暫定税率の適用期限の延長等

平成2年度改正で税率の改正を行う品目以外で、平成2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率の適用期限を平成3年3月31日まで延長する等所要の改正を行うことが適当である。ただし、プラスチック製スキー靴については、暫定税率の適用期限を平成7年3月31日まで延長する改正を行うことが適用である。

5. 上記改正については、平成2年4月1

日から施行することが適当である。

II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成2年度改正における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

なお、別紙第1の1の参考に掲げられた 品目の関税率等の改正については、平成元 年1月18日付関税率審議会答申において、 平成2年度改正に盛り込むべきものとされ たものである。

(別紙)

第1. 関税率等の改正

1. 以下の品目の関税率について、次の改正を行うものとする。

税 番	品名	現行税率	改正案
1702,20ex	かえで糖	(基本) 35%又は27円/ kgのうちいずれ か高い税率	(基本) 41.5円/kg
2707.50ex	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるその他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上で、温度15度における比重が0.83以下のもの)	3 %	無税
2707.99ex	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分が非芳香族成分の 重量を超えるその他のもので温度15度に おける比重が0.83以下のもの)	3 %	無税
2801.20	よう素	3 %	無税
2801.30	ふつ素及び臭素	3 %	無税
2802.00	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	3 %	無税
2804.21	アルゴン	3 %	無税
2804.29-2	その他の希ガス	3 %	無税
2804.61-1	けい素 (けい素の含有量が全重量の 99.99%以上のもので単結晶のもの)	2.9%	無税
2805.21	カルシウム	3 %	無税
2805.22	ストロンチウム及びバリウム	3 %	無税
2806.20	クロロ硫酸	3 %	無税
2811.23	二酸化硫黄	3 %	無税
2813.10	二硫化炭素	3 %	無税
2824.90	その他の鉛の酸化物	3 %	無税
2825.70	モリブデンの酸化物及び水酸化物	3 %	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
2830.20	硫化亜鉛	3 %	無税
2830.30	硫化カドミウム	3 %	無税
2830.90-2[2]	その他の硫化物及び多硫化物	3 %	無税
2833.21	マグネシウムの硫酸塩	2 %	無税
2833.22	アルミニウムの硫酸塩	2 %	無税
2833.23	クロムの硫酸塩	2 %	無税
2833.29-[2]	その他の硫酸塩	2 %	無税
2833.30	みようばん	2 %	無税
2833.40	ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	2 %	無税
2905.11	メタノール (メチルアルコール)	3.9%	無税
2906.13	ステロール及びイノシトール	3 %	無税
2922.19ex	アミノアルコール	2.3%	無税
2925.20ex	クロルヘキシジン及びその塩	3 %	無税
2934.90-[1]	スルトン及びスルタム	2.3%	無税
2941.10	ペニシリン及びその誘導体並びにこれら の塩	4.6%	3 %
2941.20-[1]	ストレプトマイシン	4.6%	無税
2941.20-[2]	ストレプトマイシンの誘導体等	3.4%	無税
2941.30	テトラサイクリン及びその誘導体並びに これらの塩	3.4%	無税
2941.40	クロラムフェニコール及びその誘導体並 びにこれらの塩	3.4%	無税
2941.50	エリスロマイシン及びその誘導体並びに これらの塩	3 %	無税
2941.90	その他の抗生物質	3.4%	無税
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	5.1%	3 %
3002.10–4ex	その他の血液分画物(血液成分製剤及び 血漿分画製剤を除く。)	3 %	無税
3003.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品(二種以上の成分から成るもので、 投与量にしてあるもの及び小売用のもの を除く。)	4.6%	3 %
3003.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含 有する医薬品(二種以上の成分から成る もので、投与量にしてあるもの及び小売 用のものを除く。)	4.6%	無税
3003.20	その他の抗生物質を含有する医薬品(二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。)	4.2%	無税
3004.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品(投与量にしたもの又は小売用にしたもの)	4.6%	3 %

税 番	品 名	現行税率	改正案
3004.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含 有する医薬品(投与量にしたもの又は小 売用にしたもの)	4.6%	無税
3004.20	その他の抗生物質を含有する医薬品(投 与量にしたもの又は小売用にしたもの)	4.2%	無税
3005.10	接着性を有する被覆材その他接着層を有する製品(医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの)	3.2%	無税
3005.90	その他の脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品(医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの)	3.2%	無税
3006.10	外科用の縫合材、切開創縫合用の接着剤 等及び外科用又は歯科用の吸収止血剤 (殺菌したもの)	3.2%	無税
3006.20	血液型判定用試薬	3.2%	無税
3006.30-2	エックス線検査用造影剤及び患者に投与 する診断用試薬(微生物から得た診断用 試薬を除く。)	3.2%	無税
3006.40ex	歯科用充てん材料	3.2%	無税
3006.40ex	接骨用セメント	3.8%	無税
3006.50	救急箱及び救急袋	3.2%	無税
3006.60	避妊用化学調整品 (ホルモン又は殺精子 剤をもととしたもの)	3.8%	無税
3306.10	歯磨き	3.9%	無税
3701.10	エックス線用の写真用プレート及び平面 状写真用フィルム	3.7%	無税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム (感光性 のシートが紙製等以外のもので、平面状 のカラー写真用のもの)	3.7%	無税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム (感光性 のシートが紙製等以外のもので、平面状 のモノクロ写真用のもの)	3.7%	無税
3701.20-[2]	インスタントプリントフィルム (感光性 のシートが紙製等のもので、平面状のも の)	4.8%	無税
3701.30	その他のプレート及び平面状フィルム (いずれかの辺の長さが255mm超のもの)	3.7%	無税
3701.91	その他のプレート及び平面状フィルム (カラー写真用のもの)	3.7%	無税
3701.99	その他のプレート及び平面状フィルム (モノクロ写真用のもの)	3.7%	無税
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム (シートが紙製等のもの)	3.9%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム (シートが紙製等のものを除く。)	3.7%	無税
3702.31	ロール状カラー写真用フィルム(スプロケットホールがなく、幅が105mm以下のもの)	3.7%	無税
3702.32	ロール状モノクロ写真用フィルム(スプロケットホールがなく、幅が105mm以下で、乳剤がハロゲン化銀のもの)	3.7%	無税
3702.39	その他のロール状モノクロ写真用フィルム (スプロケットホールがなく、幅が 105mm以下のもの)	3.7%	無税
3702.41	ロール状カラー写真用フィルム(スプロケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無税
3702.42	ロール状モノクロ写真用フィルム(スプロケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無税
3702.43	ロール状写真用フィルム(スプロケット ホールがなく、幅が610mm超、長さが 200mm以下のもの)	3.7%	無税
3702.44	ロール状写真用フィルム(スプロケット ホールがなく、幅が105mm超610mm以 下のもの)	3.7%	無税
3702.51	ロール状カラー写真用フィルム(幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無税
3702.52	ロール状カラー写真用フィルム(幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無税
3702.53	ロール状カラー写真用フィルム(スライ ド用で、幅が16mm超35mm以下、長さ が30m以下のもの)	3.7%	無税
3702.54	ロール状カラー写真用フィルム(スライド用以外で、幅が16mm超35mm以下、 長さが30m以下のもの)	3.7%	無税
3702.55	ロール状カラー写真用フィルム(幅が 16mm超35mm以下、長さが30m超のも の)	3.7%	無税
3702.56	ロール状カラー写真用フィルム(幅が 35mm超のもの)	3.7%	無税
3702.91	ロール状モノクロ写真用フィルム(幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無税
3702.92	ロール状モノクロ写真用フィルム(幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
3702.93	ロール状モノクロ写真用フィルム(幅が 16mm超35mm以下、長さが30m以下の もの)	3.7%	無税
3702.94-[2]	ロール状モノクロ写真用フィルム(幅が 16mm超35mm以下、長さが30m超のも の)(幅が25.4mm以上の映画用フィルム を除く。)	3.7%	無税
3702.95	ロール状モノクロ写真用フィルム(幅が 35mm超のもの)	3.7%	無税
3703.10ex	カラー印画紙(ロール状で幅が610mm 超のもの)	3.7%	無税
3703.20	その他のカラー印画紙	3.7%	無税
3704.00-[1][i]	映画用フィルム(露光したもので、未現 像のもの)(幅が35mm以上のもの)	7.20円/m	無税
3704.00-[1][ii]	映画用フィルム(露光したもので、未現 像のもの)(幅が35mm未満のもの)	6円/m	無税
3704.00-[2]	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙 及び紡織用繊維(露光したもので、未現 像のもの)(映画用フィルムを除く。)	5.3%	無税
3705.10	オフセット用の写真用のプレート及び フィルム(露光し、現像したもの)	5.8%	無税
3705.20	マイクロフィルム (露光し、現像したも の)	5.8%	無税
3705.90	その他の写真用のプレート及びフィルム (露光し、現像したもの)	5.8%	無税
3706.10-2	映画用フィルム(露光し、現像したもの)(幅が40mm超のもの)	24円/m	無税
3706.90-1	映画用フィルム(露光し、現像したもの)(幅が10mm以下のもの)	1.20円/m	無税
3706.90-2	映画用フィルム(露光し、現像したも の)(幅が10mm超35mm未満のもの)	6円/m	無税
4011.30	航空機に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無税
4011.40ex	モーターサイクルに使用するゴム製空気 タイヤ(公称の幅が101.6mm以下のもの)	3.4%	無税
4011.50	自転車に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無税
4011.91ex	その他のゴム製空気タイヤ(杉綾模様そ の他これに類するトレッドを有するもの で、自動車用のものを除く。)	3.4%	無税
4011.99ex	その他のゴム製空気タイヤ(自動車用の ものを除く。)	3.4%	無税
4012.10	ゴム製の更生タイヤ	3.4%	無税
4012.20-[1]	中古のゴム製空気タイヤ(自動車用のも の)	3.2%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
4012.20-[2]	中古のゴム製空気タイヤ (自動車用のも のを除く。)	3.4%	無税
4012.90-[1]	ゴム製のソリッドタイヤ及びクッション タイヤ (自動車用のもの) 並びにタイヤ フラップ (自動車用のタイヤに使用する もの)	3.2%	無税
4012.90-[2]	その他のゴム製のソリッドタイヤ及び クッションタイヤ並びに交換性タイヤト レッド	3.4%	無税
4013.10	ゴム製のインナーチューブ (乗用自動車、 バス又は貨物自動車に使用されるもの)	3.2%	無税
4013.20	ゴム製のインナーチューブ (自転車用の もの)	3.4%	無税
4013.90	その他のゴム製のインナーチューブ	3.4%	無税
4015.90	その他の衣類及び衣類附属品 (加硫した ゴム製のもの)	3.4%	無税
4016.91-[2]	床用敷物及びマット (加硫したゴム製 (セルラーラバー製のものを除く。) のもの) (自動車用のものを除く。)	3.4%	無税
4016.92	消しゴム	3.4%	無税
4016.93	ガスケット、ワッシャーその他のシール (加硫したゴム製 (セルラーラバー製の ものを除く。) のもの)	3.4%	無税
4016.94	防舷材 (加硫したゴム製 (セルラーラ バー製のものを除く。) のもの)	3.4%	無税
4016.95	その他の加硫したゴム製品(膨らますことができるもので、セルラーラバー製のものを除く。)	3.4%	無税
4017.00	硬質ゴム及びその製品	3.4%	無税
4801.00ex	新聞用紙(幅が80cmを超えるロール状のもの)	3.1%	無税
4801.00ex	新聞用紙 (その他のもの)	4.6%	無税
4810.12	筆記用、印刷用等のカオリン等を塗布した紙及び板紙 (機械パルプの含有量が10%以下で1m²あたり150g超のもの)	4.1%	無税
4814.10	イングレインペーパー	2.5%	無税
4814.20	壁紙等の壁面被覆材(プラスチックを塗 布した紙から成るもので、表面に装飾を 施したもの)	3.4%	無税
4814.30	壁紙等の壁面被覆材 (組物材料で表を 覆った紙から成るもの)	4.6%	無税
4814.90	その他の壁面被覆材及びグラスペーパー	2.5%	無税
4908.10	デカルコマニア(ガラス化することがで きるもの)	3.4%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
4908.90	その他のデカルコマニア	3.4%	無税
4909.00	印刷した葉書及びカード	3.4%	無税
4910.00ex	カレンダー (印刷したもので、紙製及び 板紙製のもの)	3.4%	無税
6703.00-2	羊毛、獣毛等の紡織用繊維(かつら等の 製造用に調製したもの)	2.6%	無税
6704.11	合成繊維製のかつら	3.8%	無税
6704.19	合成繊維製の付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無税
6704.20	人髪製のかつら、付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無税
6704.90	その他の材料製のかつら、付けひげ、付 け眉毛等	3.8%	無税
6802.10	天然石製のタイル、キューブ等並びに人 工的に着色した天然石の粒、細片及び粉	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.21	石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスター(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.22	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石 (単に切り又はのこぎりでひいたもので、 表面が平らなもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.23	石碑用又は建築用の花こう岩(単に切り 又はのこぎりでひいたもので、表面が平 らなもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.29	その他の石碑用又は建築用の石(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.91	その他の石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスターの石及び製品	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.92	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石 及び製品	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.93	その他の石碑用又は建築用の花こう岩及 び製品	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
6802.99	その他の石碑用又は建築用の石及び製品	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
6806.10	スラグウール、ロックウール等の鉱物性 ウール	3.4%	無税
6806.20	はく離させたバーミキュライト等の膨張 させた鉱物性材料	3.4%	無税
6806.90	断熱用、防音用等の鉱物性材料の混合物 及び製品	3.4%	無税
6807.10	アスファルト等の製品 (ロール状のもの)	1.7%	無税
6807.90	その他のアスファルト等の製品	1.7%	無税
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

税番	品 名	現行税率	改正案
6808.00	パネル、ボード、タイル等(わら等をセメント等の鉱物性結合材により凝結させたもの)	3.4%	無税
6809.11	プラスター製のパネル、ボード、タイル 等 (紙又は板紙のみを張つたもの等で、 装飾してないもの)	3.9%	無税
6809.19	その他のプラスター製のパネル、ボード、 タイル等	3.9%	無税
6809.90	その他のプラスター製の製品	3.9%	無税
6810.11	建築用のブロック及びれんが(セメント 製、コンクリート製又は人造石製のもの)	3.9%	無税
6810.19	タイル、敷石等(セメント製、コンク リート製又は人造石製のもの)	3.9%	無税
6810.20	セメント製、コンクリート製等の管	3.9%	無税
6810.91	建築用又は土木建築用のプレハブ式の構築材(セメント製、コンクリート製又は 人造石製のもの)	3.9%	無税
6810.99	その他のセメント製、コンクリート製又 は人造石製の製品	3.9%	無税
6815.10	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除 く。)	2.4%	無税
6815.20	泥炭製品	4.8%	無税
6815.91	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイ トを含有する製品	4.8%	無税
6815.99	その他の鉱物性材料の製品	4.8%	無税
6901.00	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁 製品(けい酸質の土から製造したもの)	2.6%	無税
6904.10	陶磁製の建築用れんが	2.6%	無税
6904.90	陶磁製の床用ブロック、サポートタイル 等	2.6%	無税
6906.00	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	2.6%	無税
6909.11-[2]	磁器製の理化学用等の用途に供する物品 (触媒担体を除く。)	1.7%	無税
6909.19-[2]	陶器製の理化学用等の用途に供する物品 (触媒担体を除く。)	1.7%	無税
6909.90	その他の陶磁製の容器等	3.4%	無税
6910.10	磁器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無税
6910.90	陶器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無税
6914.10	その他の磁器製品	3.4%	無税
6914.90	その他の陶器製品	3.4%	無税
7001.00	ガラスのくず及び塊	1.3%	無税
7002.20-[1]	石英ガラスの棒	3.2%	無税
7002.31	石英ガラスの管	3.2%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7003.11	板ガラス (鋳込み法又はロール法により 製造されたもので、色つき、不透明等の もの (金属の線又は網を入れたものを除 く。))	3.4%	無税
7003.19	その他の板ガラス (鋳込み法又はロール 法により製造されたもので、金属の線又 は網を入れたものを除く。)	3.8%	無税
7003.20	板ガラス (鋳込み法又はロール法により 製造されたもので、金属の線又は網を入 れたもの)	3.4%	無税
7003.30	溝型ガラス	3.4%	無税
7004.10	板ガラス(引上げ法又は吹上げ法により 製造されたもので、色つき、不透明等の もの)	3.4%	無税
7004.90-[1]	その他の板ガラス(引上げ法又は吹上げ 法により製造されたもので、厚さが 4mm 以下のもの)	2.6%	無税
7004.90-[2]	その他の板ガラス(引上げ法又は吹上げ 法により製造されたもので、厚さが 4mm 超のもの)	3.8%	無税
7006.00	板ガラスを曲げ、縁加工等の加工をした もの(枠付きのもの及び他の材料を取り 付けたものを除く。)	1.9%	無税
7007.11ex	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に 適する寸法及び形状の強化ガラス	5.3%	無税
7008.00	断熱用複層ガラス	1.9%	無税
7009.91	ガラス鏡(枠付きでないもの)	3.8%	無税
7009.92	ガラス鏡 (枠付きのもの)	3.8%	無税
7010.10	ガラス製のアンプル	3.4%	無税
7010.90	その他のガラス製の瓶、フラスコ、つぼ 等	3.9%	無税
7011.10	電灯用のバルブ、チューブ等(封じていないもの)及びその部分品(取付具を有しないもの)	3.9%	無税
7011.20	陰極線管用のバルブ、チューブ等(封じていないもの)及びその部分品(取付具を有しないもの)	3.9%	無税
7011.90	その他のバルブ、チューブ等(封じていないもの)及びその部分品(取付具を有しないもの)	3.9%	無税
7012.00	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の 瓶	3.4%	無税
7014.00	ガラス製の信号用品及び光学用品	3.6%	無税
7015.10	視力矯正眼鏡用のガラス	2.9%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
7015.90	時計用ガラス及び眼鏡用ガラス並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント(視力矯正眼鏡用のガラスを除く。)	2.9%	無税
7016.10	ガラス製のキューブその他の細貨	3.4%	無税
7016.90ex	ステンドグラス等	1.9%	無税
7017.10	石英ガラス製の理化学用又は衛生用の製 品	3.9%	無税
7017.20	その他の理化学用又は衛生用のガラス製品(線膨張係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの)	2.9%	無税
7017.90	その他の理化学用又は衛生用のガラス製 品	2.9%	無税
7018.90ex	ガラス製の装飾品等(貴金属を使用した ものを除く。)	3.4%	無税
7019.10	ガラス繊維のスライバー、ロービング、 糸及びチョップドストランド	4.6%	無税
7019.20	ガラス繊維の織物	4.1%	無税
7019.31	ガラス繊維のマット (織つてないもの)	4.6%	無税
7019.32	ガラス繊維の薄いシート (ボイル) (織 つてないもの)	4.6%	無税
7019.39	その他のガラス繊維の製品 (織つてない もの)	4.6%	無税
7019.90	その他のガラス繊維及びその製品	4.6%	無税
7020.00	その他のガラス製品	1.7%	無税
7102.29	加工した工業用ダイヤモンド	(協定) 無税 (暫定) 4%	無税
7106.91	銀(加工してないもの)	1.9%	無税
7106.92–1	銀の棒、形材、板、シート及びストリップ	1.9%	無税
7106.92-2	その他の銀の一次製品	4.6%	無税
7107.00	銀を張つた卑金属 (一次製品を含む。)	4.6%	無税
7109.00	金を張つた卑金属及び銀(一次製品を含む。)	3.8%	無税
7110.19–2	白金の一次製品(棒、形材、板、シート 及びストリップを除く。)	3.2%	無税
7110.29–2	パラジウムの一次製品(棒、形材、板、 シート及びストリップを除く。)	3.2%	無税
7110.39–2	ロジウムの一次製品(棒、形材、板、 シート及びストリップを除く。)	3.2%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
7110.49–2	イリジウム、オスミウム又はルテニウム の一次製品(棒、形材、板、シート及び ストリップを除く。)	3 %	無税
7111.00	白金を張つた卑金属、銀及び金(一次製品を含む。)	4.6%	無税
7115.10	白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル 状にした触媒	3 %	無税
7115.90	その他の貴金属製又は貴金属を張つた金 属製の製品	3 %	無税
7201.10	非合金銑鉄(りんの含有率が0.5%以下 のもの)	3 %	無税
7201.20	非合金銑鉄(りんの含有率が0.5%超の もの)	3 %	無税
7201.30	合金銑鉄	3 %	無税
7201.40	スピーゲル	3 %	無税
7202.21	フェロシリコン (けい素の含有量が55% 超のもの)	3 %	無税
7203.10	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	3 %	無税
7203.90	海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が 99.94%以上の鉄(ランプ、ペレット等 の形状のもの)	3 %	無税
7205.10	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒	3 %	無税
7205.21ex	合金鋼の粉(ニッケルの含有量が1%以上5%未満のものを除く。)	3 %	無税
7205.29	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粉(合金鋼 を除く。)	3 %	無税
7206.10-[1]	鉄又は非合金鋼のインゴット(炭素の含 有量が0.6%未満のもの)	3.4%	無税
7206.90-[1]	その他の一次形状の鉄及び非合金鋼(炭素の含有量が0.6%未満のもの)	3.4%	無税
7207.11ex	鉄又は非合金鋼の半製品(炭素の含有量が0.25%未満のもの)(横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍未満のもの) (ビレットを除く。)	3.4%	無税
7207.12ex	鉄又は非合金鋼の半製品(炭素の含有量が0.25%未満のもの)(横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍以上のもの) (ビレット及びスラブを除く。)	3.4%	無税
7207.19	その他の鉄又は非合金鋼の半製品(炭素の含有量が0.25%未満のもの)	3.4%	無税
7207.20-[1]ex	鉄又は非合金鋼の半製品(炭素の含有量が0.25%以上0.6%未満のもの)(ビレット及びスラブを除く。)	3.4%	無税
7307.11	非可鍛鋳鉄製の鋳造した管用継手	4.6%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7307.19	鉄鋼製の鋳造した管用継手(非可鍛鋳鉄 製のものを除く。)	4.6%	無税
7307.21	ステンレス鋼製のフランジ	3.9%	無税
7307.22	ステンレス鋼製のエルボー、ベンド及び スリーブ(ねじ式のもの)	3.9%	無税
7307.23	ステンレス鋼製の管用継手(突合せ溶接 式のもの)	3.9%	無税
7307.29	ステンレス鋼製のその他の管用継手	3.9%	無税
7307.91	その他の鉄鋼製のフランジ	3.9%	無税
7307.92	その他の鉄鋼製のエルボー、ベンド及び スリーブ (ねじ式のもの)	3.9%	無税
7307.93	その他の鉄鋼製の管用継手(突合せ溶接 式のもの)	3.9%	無税
7307.99	その他の鉄鋼製の管用継手	3.9%	無税
7308.10	鉄鋼製の橋及び橋げた	3.9%	無税
7308.20	鉄鋼製の塔及び格子柱	3.9%	無税
7308.30	鉄鋼製の戸及び窓並びにこれらの枠並び に戸敷居	3.9%	無税
7308.40	鉄鋼製の足場用、枠組み用又は坑道用の 支柱等	3.9%	無税
7308.90	その他の鉄鋼製の構造物及びその部分品 並びに構造物用に加工した板等	3.9%	無税
7315.11	鉄鋼製のローラーチェーン	3.9%	無税
7315.12	その他の鉄鋼製の連接リンクチェーン	3.9%	無税
7315.19	鉄鋼製の連接リンクチェーンの部分品	3.9%	無税
7315.20	鉄鋼製のスキッドチェーン	3.9%	無税
7315.81	鉄鋼製のスタッド付きチェーン	3.9%	無税
7315.82	その他の鉄鋼製の鎖(溶接リンクのもの)	3.9%	無税
7315.89	その他の鉄鋼製の鎖	3.9%	無税
7315.90	その他の鉄鋼製の鎖の部分品	3.9%	無税
7319.10	鉄鋼製の縫針、かがり針及びししゆう針	3 %	無税
7319.20	鉄鋼製の安全ピン	3 %	無税
7319.30	その他の鉄鋼製のピン	3 %	無税
7319.90	その他の鉄鋼製の手編針、ボドキン等	3 %	無税
7321.11	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器 (気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの)	3.9%	無税
7321.12	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器 (液体燃料用のもの)	3.9%	無税
7321.13	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器 (固体燃料用のもの)	3.9%	無税

税	番	品 名	現行税率	改正案
7321.81		鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの)	3.9%	無税
7321.82		鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (液体燃料用のもの)	3.9%	無税
7321.83		鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (固体燃料用のもの)	3.9%	無税
7321.90		鉄鋼製の調理用加熱器具、ストーブ、レンジ、炉、火鉢等の部分品	3.9%	無税
7322.11		鋳鉄製のセントラルヒーティング用のラ ジエーター及びその部分品	3.9%	無税
7322.19		その他の鉄鋼製のセントラルヒーティン グ用のラジエーター及びその部分品	3.9%	無税
7322.90		動力駆動式の送風機を有するエアヒー ター、温風分配器等及びこれらの部分品 (鉄鋼製のもの)	3.9%	無税
7323.10		鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポ リッシングパッド等	4.6%	無税
7323.91		鋳鉄製の家庭用品及びその部分品(ほうろう引きのものを除く。)	3.9%	無税
7323.92		鋳鉄製の家庭用品及びその部分品(ほうろう引きのもの)	3.9%	無税
7323.93		ステンレス鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無税
7323.94		その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品(ほうろう引きのもの)	3.9%	無税
7323.99		その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無税
7324.10		ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	3.9%	無税
7324.21		鋳鉄製の浴槽	3.9%	無税
7324.29		その他の鉄鋼製の浴槽	3.9%	無税
7324.90		その他の鉄鋼製の衛生用品(部分品を含む。)	3.9%	無税
7325.10		非可鍛鋳鉄製のその他の鋳造製品	4.6%	無税
7325.91		粉砕機用の鉄鋼製の鋳造したグライン ディングボール等(非可鍛鋳鉄製のもの を除く。)	4.6%	無税
7325.99		その他の鉄鋼製の鋳造製品	4.6%	無税
7326.11		粉砕機用のグラインディングボール等 (鉄鋼製で鍛造又は型打ちをしたもの)	4.6%	無税
7326.19		その他の鉄鋼製品(鍛造又は型打ちをしたもの)	4.6%	無税
7326.20		鉄鋼の線から製造したその他の鉄鋼製品	4.6%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7326.90-[1]	鉄鋼製のエンドレスコンベヤベルト	3.9%	無税
7326.90-[2]	その他の鉄鋼製品	4.6%	無税
7412.10	精製銅製の管用継手	4.6%	無税
7412.20	銅合金製の管用継手	4.6%	無税
7414.10	銅製の機械用ワイヤエンドレスバンド	3.9%	無税
7414.90	銅製のワイヤクロス、ワイヤグリル、網 及びエキスパンデッドメタル	4.6%	無税
7415.10	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またく ぎ等	4.6%	無税
7415.21	銅製の座金(ねじを切つたものを除く。)	4.6%	無税
7415.29	銅製のねじ、ボルト、ナット、リベット 等(ねじを切つたものを除く。)	4.6%	無税
7415.31	銅製の木ねじ (ねじを切つたもの)	4.6%	無税
7415.32	銅製のその他のねじ、ボルト及びナット (ねじを切つたもの)	4.6%	無税
7415.39	銅製のリベット、スクリューフック、 コッター等(ねじを切つたもの)	4.6%	無税
7416.00	銅製のばね	4.6%	無税
7417.00	銅製の加熱器具及びその部分品	4.6%	無税
7418.10	銅製の家庭用品及びその部分品並びに瓶 洗い、ポリッシングパッド等	4.1 %	無税
7418.20	銅製の衛生用品及びその部分品	4.1%	無税
7419.10	銅製の鎖及びその部分品	4.6%	無税
7419.91	その他の銅製品 (鋳造、型打ち又は鍛造 をしたもの)	4.6%	無税
7419.99	その他の銅製品	4.6%	無税
7610.10	アルミニウム製の戸及び窓並びにこれら の枠並びに戸敷居	4.1 %	無税
7615.10	アルミニウム製の家庭用品及びその部分 品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド等	4.1%	無税
7615.20	アルミニウム製の衛生用品及びその部分 品	4.1%	無税
8101.10	タングステンの粉	3 %	無税
8101.91	タングステンの塊及びくず	3 %	無税
8101.92	タングステンの棒、形材、板、シート、 ストリップ及びはく	4.6%	無税
8101.93	タングステンの線	4.6%	無税
8101.99	その他のタングステンの製品	4.6%	無税
8102.10	モリブデンの粉	3 %	無税
8102.91	モリブデンの塊及びくず	3 %	無税
8102.92	モリブデンの棒、形材、板、シート、ス トリップ及びはく	3.9%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
8102.93	モリブデンの線	3.9%	無税
8102.99	その他のモリブデンの製品	3.9%	無税
8105.90	その他のコバルトの製品	4.9%	無税
8109.10	ジルコニウムの塊、くず及び粉	3.8%	無税
8109.90	その他のジルコニウムの製品	5.2%	無税
8112.30-2	ゲルマニウム及びその製品(くずを除 く。)	3.8%	無税
8201.10	スペード及びショベル	2.9%	無税
8201.20	フォーク	2.9%	無税
8201.30	つるはし、くわ及びレーキ	2.9%	無税
8201.40	なた、なたがまその他のおの類	2.9%	無税
8201.50	片手剪定ばさみ	4.4%	無税
8201.60	刈込みばさみ、両手剪定ばさみ等の両手 ばさみ	2.9%	無税
8201.90	その他の農業、園芸又は林業に使用する 種類の手道具	2.9%	無税
8202.10	手のこぎり	3.4%	無税
8202.91ex	金属加工用のハックソーブレード(厚さ が0.68mm以上のもの)	2.9%	無税
8202.91ex	その他の金属加工用のストレートソーの ブレード	3.4%	無税
8202.99ex	その他ののこぎりのブレード	2.9%	無税
8203.10	やすり等の手工具	2.9%	無税
8203.20	プライヤー、やつとこ、ツィーザー等の 手工具	2.9%	無税
8203.30	金属切断用ばさみ等の手工具	2.9%	無税
8203.40	パイプカッター、ボルトクリッパー、せ ん孔ポンチ等の手工具	2.9%	無税
8204.11	手回し式のスパナー及びレンチ (調節式 のものを除く。)	2.9%	無税
8204.12	手回し式のスパナー及びレンチ (調節式 のもの)	2.9%	無税
8204.20	互換性スパナーソケット	2.9%	無税
8205.10	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の 工具	2.9%	無税
8205.20	ハンマー	2.9%	無税
8205.30	かんな、のみ、丸のみ等の刃工具(木工 用のもの)	2.9%	無税
8205.40	ねじ回し	2.9%	無税
8205.51	その他の手道具及び手工具(家庭用のもの)	2.9%	無税
8205.59	その他の手道具及び手工具	2.9%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
8205.60	トーチランプ	2.9%	無税
8205.70	万力、クランプ等	2.9%	無税
8205.80	金敷き、可搬式かじ炉及び手回し式又は 足踏み式のフレーム付きグラインディン グホイール	2.9%	無税
8205.90	手道具又は手工具のセット(82.05項の 二以上の号の製品をセットにしたもの)	2.9%	無税
8206.00	手道具又は手工具のセット (82.02項から82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたもの)	2.9%	無税
8209.00	工具用の板、棒、チップ等(焼結した金 属炭化物又はサーメットのもので、取り 付けてないもの)	4.6%	無税
8210.00	手動式器具(飲食物の調製に使用するもので、重量が10kg以下のもの)	3.4%	無税
8212.10	かみそり	1.9%	無税
8212,20-1	安全かみそりの刃 (ストリップ状のもの)	3.8%	無税
8212.20-2	安全かみそりの刃 (ストリップ状のもの を除く。)	0.50円/枚	無税
8212.90	かみそりのその他の部分品	4.6%	無税
8301.20	卑金属製の自動車用の錠	4.1%	無税
8303.00	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品 保管ロッカー並びに卑金属製のキャッ シュボックス等	3.8%	無税
8305.10	卑金属製の書類とじ込み用金具	3.8%	無税
8305.20	卑金属製のストリップ状ステープル	3.8%	無税
8305.90	卑金属製のレターコーナー、インデック スタグ等の事務用品及びこれらの部分品	3.8%	無税
8306.10	卑金属製のベル、ゴング等	3.8%	無税
8307.10	鉄鋼製のフレキシブルチューブ	2.9%	無税
8307.90	その他の卑金属製のフレキシブルチュー ブ	3.4%	無税
8308.10	卑金属製のフック、アイ及びアイレット	4.6%	無税
8308.20	卑金属製の管リベット及びふたまたリ ベット	4.6%	無税
8310.00	卑金属製のサインプレート、ネームプ レート、アドレスプレート等	3.8%	無税
8401.10ex	原子炉 (炭酸ガス冷却型のものを除く。)	5.2%	無税
8401.30ex	核燃料要素(カートリッジ式で未使用の もので、炭酸ガス冷却型用のものを除 く。)	5.8%	無税
8401.40ex	原子炉の部分品(炭酸ガス冷却型用のも のを除く。)	5.2%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8403.10	セントラルヒーティング用ボイラー	3.9%	無税
8403.90	セントラルヒーティング用ボイラーの部分品	3.9%	無税
8405.10	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及び アセチレンガス発生機等の湿式ガス発生 機	3.4%	無税
8405.90	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及び アセチレンガス発生機等の湿式ガス発生 機の部分品	3.4%	無税
8407.10	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機 関又はロータリーエンジンのもので、航 空機用のもの)	4 %	無税
8407.21	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機 関又はロータリーエンジンのもので、船 外機用のもの)	4 %	無税
8407.29	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機 関又はロータリーエンジンのもので、そ の他の船舶推進用エンジン)	3.9%	無税
8407.90ex	その他のピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関又はロータリーエンジンの もの)	3.9%	無税
8408.10	ピストン式圧縮点火内燃機関(船舶推進 用エンジン)	3.9%	無税
8408.90ex	その他のピストン式圧縮点火内燃機関	3.9%	無税
8409.10	航空機用エンジンの部分品	4 %	無税
8411.11	ターボジェット(推力が25キロニュート ン以下のもの)	4 %	無税
8411.12	ターボジェット(推力が25キロニュート ン超のもの)	4 %	無税
8411.21	ターボプロペラ(出力が1,100kW以下の もの)	4 %	無税
8411.22	ターボプロペラ(出力が1,100kW超のも の)	4 %	無税
8411.91	ターボジェット及びターボプロペラの部 分品	4 %	無税
8412.10	反動エンジン (ターボジェットを除く。)	3.8%	無税
8412.31	気体原動機 (直線運動式のもの)	3.8%	無税
8412.39	その他の気体原動機	3.8%	無税
8412.80	その他の原動機	3.8%	無税
8412.90-[2]ex	84.12項の部分品(航空機用のもの)	4 %	無税
8414.20	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	2.9%	無税
8414.30ex	気体圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に 使用するもの)(往復式のもの以外のも のにあつては重量 1t超のもの)	4.6%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8419.19	その他の瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)	4.8%	無税
8420.10	カレンダーその他のロール機	3.4%	無税
8420.91	カレンダーその他のロール機のシリン ダー	3.4%	無税
8420.99	カレンダーその他のロール機の部分品	3.4%	無税
8421.11	クリーム分離機	3.4%	無税
8421.91	遠心分離機の部分品	3.4%	無税
8422.11	家庭用の皿洗機	3.9%	無税
8422.19	その他の皿洗機	3.9%	無税
8422.20	瓶その他の容器の洗浄用、乾燥用の機械	3.9%	無税
8422.30	瓶、缶、箱等の容器に使用する充てん用、 封口用等の機械及び飲料用の炭酸ガス注 入機	3.9%	無税
8422.40	その他の包装機械	3.9%	無税
8422.90	皿洗機、洗浄用機械、包装機械等の部分 品	3.9%	無税
8423.10	体重測定機器及び家庭用はかり	3.4%	無税
8423.20	コンベヤ上の物品を連続的に計量するは かり	3.4%	無税
8423.30	定量はかり、ホッパースケール等のはか り	3.4%	無税
8423.81	その他の重量測定機器(最大ひよう量が 30kg以下のもの)	3.4%	無税
8423.82	その他の重量測定機器(最大ひよう量が 30kg超5t以下のもの)	3.4%	無税
8423.89	その他の重量測定機器	3.4%	無税
8423.90	分銅及び重量測定機器の部分品	3.4%	無税
8424.10	消火器	3.4%	無税
8424.20	スプレーガン等の機器	3.4%	無税
8424.30	蒸気又は砂の吹付け機等の噴射用機器	3.4%	無税
8424.89ex	その他の噴射用等の機器 (ニューマチックマシン)	3.4%	無税
8424.90	噴射用等の機器の部分品	3.4%	無税
8425.11ex	電動機により作動するプーリータックル 及びホイスト (税関空港以外で使用する もの)	3.9%	無税
8425.19ex	その他のプーリータックル及びホイスト (税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8425.20	地下で使用するために設計したウインチ 及び坑口巻上装置	3.9%	無税

税 番	品名	現行税率	改正案
8425.31ex	その他の電動機により作動するウインチ 及びキャプスタン (税関空港以外で使用 するもの)	3.9%	無税
8425.39ex	その他のウインチ及びキャプスタン (税 関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8425.41	据付け式ジャッキ装置	3.9%	無税
8425.42ex	その他の液圧式のジャッキ及びホイスト (税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8425.49ex	その他のジャッキ及びホイスト (税関空 港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8426.11	固定した支持物に取り付けた天井クレー ン	3.9%	無税
8426.12ex	タイヤ付き移動式リフティングフレーム 及びストラッドルキャリヤー (税関空港 以外で使用するもの)	3.9%	無税
8426.19	トランスポータークレーン、ガントリー クレーン等のクレーン	3.9%	無税
8426.20	タワークレーン	3.9%	無税
8426.30	門形ジブクレーン	3.9%	無税
8426.41ex	自走式のクレーンを装備した作業トラック等(タイヤ付きのもので、税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8426.49ex	その他の自走式のクレーンを装備した作業トラック等(税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8426.91ex	その他のクレーン等(道路走行車両に装備するために設計したもので、税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8426.99ex	その他のクレーン等(税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無税
8427.90ex	自走式以外のフォークリフトトラック及 び持上げ用等の機器を装備したその他の 作業トラック (税関空港以外で使用する もの)	3.9%	無税
8428.10	昇降機及びスキップホイスト	3.9%	無税
8428.20ex	ニューマチックエレベーター及びニュー マチックコンベヤ (税関空港以外で使用 するもの)	3.9%	無税
8428.31	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及 びコンベヤで地下で使用するために特に 設計したもの	3.9%	無税
8428.32-[2]	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及 びコンベヤでバケット型のもの(税関空 港以外で使用するもの)	2 %	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8428.33ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及 びコンベヤでベルト型のもの(税関空港 以外で使用するもの)	3.9%	無税
8428.39ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及 びコンベヤ (税関空港以外で使用するも の)	3.9%	無税
8428.40	エスカレーター及び移動式歩道	3.9%	無税
8428.50	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷 車台等の鉄道貨車取扱機器	2 %	無税
8428.60	ロープウェー、いすリフト、スキーの引 き鋼及びケーブルカー用けん引装置	2 %	無税
8428.90-[2]	その他の持上げ用、荷扱い用等の機械 (税関空港以外で使用するもの)	2 %	無税
8429.911	無限軌道式のブルドーザー及びアングル ドーザー	3.4%	無税
8429.19	その他のブルドーザー及びアングルドー ザー	3.4%	無税
8429.20	自走式の地ならし機	3.4%	無税
8429.30	自走式のスクレーパー	3.9%	無税
8429.40ex	自走式のロードローラー	3.4%	無税
8429.59	自走式のその他のメカニカルショベル、 エキスカベーター及びショベルローダー	3.4%	無税
8430.10	くい打ち機及びくい抜き機	3.4%	無税
8430.20	除雪機	3.4%	無税
8430.39	非自走式のコールカッター、削岩機及び トンネル掘削機	3 %	無税
8430.49	非自走式のその他のせん孔用又は掘削用 の機械	3.4%	無税
8430.61	非自走式の突固め用機械	3.4%	無税
8430.62	非自走式のスクレーパー	3.4%	無税
8430.69	非自走式の地ならし用等の機械	3.4%	無税
8431.10ex	第84.25項の機械の部分品(税関空港以外で使用する機械のもの)	3.9%	無税
8431,20ex	第84.27項の機械の部分品(税関空港以 外で使用する機械のもの)	3.8%	無税
8431.31	昇降機、スキップホイスト又はエスカ レーターの部分品	3.9%	無税
8431.39ex	その他の第84.28項の機械の部分品(税 関空港以外で使用する機械のもの)	3.9%	無税
8431.49-[1]ex	第84.26項の機械の部分品(税関空港以 外で使用する機械のもの)	3.9%	無税
8432.10	プラウ	3.4%	無税
8432.21	ディスクハロー	3.4%	無税

税	番	品 名	現行税率	改正案
8432.29		ハロー、スカリファイヤー、カルチベー ター、除草機及びホー(ディスクハロー を除く。)	3.4%	無税
8432.30		播種機、植付け機及び移植機	3.4%	無税
8432.40		肥料散布機	3.4%	無税
8432.80		その他の農業用、園芸用等の機械	3.4%	無税
8432.90		農業用、園芸用等の機械の部分品	3.4%	無税
8433.11		動力駆動式の芝生用、公園用又は運動場 用の草刈機(水平面上を回転して刈り込 むもの)	4.8%	無税
8433.19		その他の芝生用、公園用又は運動場用の 草刈機	4.8%	無税
8434.10		搾乳機	3.4%	無税
8434.90		搾乳機及び酪農機械の部分品	3.4%	無税
8435.10		ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用さ れるプレス、破砕機等の機械	3.4%	無税
8435.90		ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用さ れるプレス、破砕機等の機械の部分品	3.4%	無税
8436.21		家きんのふ卵器及び育すう器	3.4%	無税
8436.29		家きんの飼育器	3.4%	無税
8436.91		家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器の 部分品	3.4%	無税
8437.10		種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類 用又は格付け用の機械	4.6%	無税
8437.80		製粉業用の機械及び穀物等の加工機械	3.9%	無税
8437.90		種、穀物等の清浄用、分類用又は格付け 用の機械、製粉業用並びに穀物等の加工 用の機械等の部分品	4.5%	無税
8438.10		ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッ ティ等の製造機械	4.4%	無税
8438.20		菓子、ココア又はチョコレートの製造機 械	4.4%	無税
8438.30		砂糖製造機械	4.4%	無税
8438.40		醸造用機械	4.4%	無税
8438.50		肉又は家きんの調製用機械	4.4%	無税
8438.60		果実、ナット又は野菜の調製用機械	4.4%	無税
8438.80		その他の飲食料品の製造業用等の機械	4.4%	無税
8438.90		飲食料品の製造業用等の機械の部分品	4.4%	無税
8439.10		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機 械	3.4%	無税
8439.20		紙又は板紙の製造機械	3.9%	無税
8439.30		紙又は板紙の仕上げ用機械	3.4%	無税
8440.10		製本用機械	4.8%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8440.90	製本用機械の部分品	2.4%	無税
8441.90	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械の部分品	3.4%	無税
8442.10	写真植字機	3.4%	無税
8442.20	その他の植字用機器	3.4%	無税
8442.30	活字鋳造用等の機器	3.4%	無税
8442.40	植字用及び活字鋳造用等の機器の部分品	3.4%	無税
8442.50ex	活字、ブロック、プレート等の印刷用コ ンポーネント等	3.4%	無税
8443.11	巻紙式オフセット印刷機	3.4%	無税
8443.12	枚葉式で事務所用のオフセット印刷機	4.8%	無税
8443.19-[1]	その他の自動枚葉式オフセット印刷機	4.8%	無税
8443.19-[2]	その他のオフセット印刷機	3.4%	無税
8443.21	巻紙式の凸版印刷機	3.4%	無税
8443.29	その他の凸版印刷機	3.4%	無税
8443.30	フレキソ印刷機	3.4%	無税
8443.40	グラビア印刷機	3.4%	無税
8443.50	その他の印刷機	3.4%	無税
8443.60	印刷用補助機械	4.8%	無税
8443.90	印刷機及び印刷用補助機械の部分品	3.4%	無税
8444.00	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクス チャード加工機及び切断機	3.4%	無税
8445.11	カード	3.9%	無税
8445.12	コーマ	3.9%	無税
8445.13	練条機及び粗紡機	3.9%	無税
8445.19	その他の紡績準備機械	3.9%	無税
8445.20	精紡機	3.9%	無税
8445.30	合糸機及びねん糸機	3.9%	無税
8445.40	糸巻機及びかせ機	3.9%	無税
8445.90	その他の紡織用繊維の糸の製造用機械等	3.9%	無税
8446.10	織機 (織幅が30cm以下のもの)	3.9%	無税
8446.21	シャットル式の力織機(織幅が30cm超 のもの)	3.9%	無税
8446.29	その他のシャットル式の織機(織幅が 30cm超のもの)	3.9%	無税
8446.30	その他の織機(織幅が30cm超のもの)	3.9%	無税
8447.11	丸編機(シリンダーの直径が165mm以 下のもの)	3.9%	無税
8447.12	丸編機(シリンダーの直径が165mm超 のもの)	3.9%	無税
8447.20	平型編機及びステッチボンディングマシ ン	3.9%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8447.90	レース、組ひも、網等の製造機械	3.9%	無税
8448.11	ドビー及びジャカード並びに紋紙裁断機、 写彫機等	3.9%	無税
8448.19	その他の第84.44項から第84.47項までの 機械の補助機械	3.9%	無税
8448.20	第84.44項の機械又はその補助機械の部 分品及び附属品	3.9%	無税
8448.31	針布 (第84.45項の機械及び補助機械に 使用するもの)	3.9%	無税
8448.32	紡績準備機械の部分品及び附属品	3.9%	無税
8448.33	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング等 (第84.45項の機械及び補助機械に使用するもの)	3.9%	無税
8448.39	その他の第84.45項の機械又はその補助 機械の部分品及び附属品	3.9%	無税
8448.41	シャットル	3.9%	無税
8448.42	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	3.9%	無税
8448.49	その他の織機又はその補助機械の部分品 及び附属品	3.9%	無税
8448.51-[1]	メリヤス針 (第84.47項の機械及び補助 機械に使用するもの)	4.6%	無税
8448.51-[2]	その他の針、シンカー等(第84.47項の 機械及び補助機械に使用するもの)	3.9%	無税
8448.59	その他の第84.47項の機械又はその補助 機械の部分品及び附属品	3.9%	無税
8449.00	フェルト又は不織布の製造用又は仕上げ 用機械及び帽子の製造用の型	2 %	無税
8450.19	洗濯機(洗濯容量が乾燥した繊維製品の 重量で10kg以下のもの)(全自動のもの 及び遠心式脱水機を自蔵するものを除 く。)	3.9%	無税
8450.20	洗濯機 (洗濯容量が乾燥した繊維製品の 重量で10kg超のもの)	3.9%	無税
8450.90	洗濯機の部分品	3.9%	無税
8451.10	ドライクリーニング機	4.8%	無税
8451.21ex	乾燥機(硬貨を挿入することにより作動するもので、乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg以下のもの)	4.8%	無税
8451.29	その他の乾燥機	4.8%	無税
8451.30	アイロンがけ用機械及びプレス	4.8%	無税
8451.40	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	4.8%	無税
8451.50	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し 用等の機械	3.9%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
8451.80-[1]	清浄用、絞り用、仕上げ用等の機械	4.8%	無税
8451.80-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等	3.9%	無税
8451.90-[1]	洗浄用、清浄用、絞り用、仕上げ用等の 機械の部分品	4.8%	無税
8451.90-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等 の部分品	3.9%	無税
8452.10	家庭用ミシン	3.9%	無税
8452.21-[1]	自動式の業務用ミシン(単針直線縫いの もの)	3.9%	無税
8452.21-[2]	自動式の業務用ミシン(単針直線縫いの ものを除く。)	4.8%	無税
8452.29-[1]	業務用ミシン (単針直線縫いのもので、 自動式のものを除く。)	3.9%	無税
8452.29-[2]	業務用ミシン(単針直線縫いのもの及び 自動式のものを除く。)	4.8%	無税
8452.30	ミシン針	3 %	無税
8452.40	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこ れらの部分品	3.9%	無税
8452.90	ミシンのその他の部分品	3.9%	無税
8453.10	原皮、毛皮又は革の前処理用機械等	4.8%	無税
8453.20	毛皮製及び革製の履物の製造機械及び修 理機械	4.8%	無税
8453.80	毛皮製及び革製のその他の製品の製造機 械及び修理機械	4.8%	無税
8453.90	原皮、毛皮、革の前処理用機械、なめし 用機械、加工機械等の部分品	4.8%	無税
8454.10	転炉	3.4%	無税
8454.20	インゴット用鋳型及び取鍋	3.4%	無税
8454.30	鋳造機	3.4%	無税
8454.90	転炉、取鍋、鋳造機等の部分品	3.4%	無税
8455.10	管圧延機	3.4%	無税
8455.21	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延 とを組み合わせた金属圧延機	3.4%	無税
8455.22	冷間圧延の金属圧延機	3.4%	無税
8455.30	金属圧延機用ロール	3.4%	無税
8455.90	その他の金属圧延機の部分品	3.4%	無税
8456.20	超音波を使用する加工機械	4.8%	無税
8464.10	のこ盤(石、陶磁器等の鉱物製材料用の もの)	3.4%	無税
8464.20	研削盤及び研磨盤(石、陶磁器等の鉱物 製材料用のもの)	3.4%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
8464.90	その他の加工機械(石、陶磁器等の鉱物 製材料用のもの)及びガラスの冷間加工 機械	3.4%	無税
8465.10	木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物 の加工用のもので、二以上の加工機能を 有する機械	4.8%	無税
8465.91	のこ盤(木材、コルク、骨、硬質ゴム等 の硬質物の加工用のもの)	4.8%	無税
8465.92	平削り盤及びフライス盤並びにモール ダー (木材、コルク、骨、硬質ゴム等の 硬質物の加工用のもの)	4.8%	無税
8465.93	研削盤及び研磨盤(木材、コルク、骨、 硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの)	4.8%	無税
8465.94	ベンディングマシン及び組立て用機械 (木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質 物の加工用のもの)	4.8%	無税
8465.95	ボール盤及びほぞ穴盤(木材、コルク、 骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの)	4.8%	無税
8465.96	ひき割り機、薄切り機及び削り機(木材、 コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工 用のもの)	4.8%	無税
8465.99	その他の加工機械(木材、コルク、骨、 硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの)	4.8%	無税
8467.11	回転工具 (ニューマチックツール)	3.4%	無税
8467.19	その他のニューマチックツール	3.4%	無 税
8467.81	チェーンソー	2.9%	無 税
8467.89	その他の手持工具	2.9%	無税
8467.91	チェーンソーの部分品	2.9%	無税
8467.92	ニューマチックツールの部分品	3.4%	無税
8467.99	その他の手持工具の部分品	2.9%	無税
8468.10	手持ち式トーチ	3.4%	無税
8468.20	その他のガス式のはんだ付け用、表面熱 処理用等の機器	3.4%	無税
8468.80	その他のはんだ付け用等の機器	3.8%	無税
8468.90	はんだ付け用、表面熱処理用等の機器の 部分品	3.4%	無税
8469.10	自動タイプライター及びワードプロセッ サ	2 %	無税
8469.21	その他の電動式タイプライター(重量が 12kg以下のもの)	2 %	無税
8469.29	その他の電動式タイプライター(重量が 12kg超のもの)	2 %	無税

税	番	品 名	現行税率	改正案
8469.31		その他のタイプライター(重量が12kg 以下のもの)	1.7%	無税
8469.39		その他のタイプライター(重量が12kg 超のもの)	1.7%	無税
8470.30		その他の計算機(電子式のものを除く。)	2.9%	無税
8470.90		その他の計算機構を有する機械	3.9%	無税
8472.10		謄写機	3.4%	無税
8473.10		タイプライター及びワードプロセッサの 部分品及び附属品	3.4%	無税
8473.40		第84.72項の機械の部分品及び附属品	3.4%	無税
8474.10		選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機(土壌、石、鉱石等の鉱物性物質用の もの)	3.4%	無税
8474.20		破砕機及び粉砕機(土壌、石、鉱石等の 鉱物性物質用のもの)	3.4%	無税
8474.31		コンクリート又はモルタルの混合機	3.4%	無税
8474.32		鉱物性物質とビチューメンとの混合機	3.4%	無税
8474.39		その他の混合機及び捏和機	3.4%	無税
8474.80		凝結機及び成形機並びに鋳物用砂型の造 型機	3.4%	無税
8474.90		選別機、ふるい分け機、分離機等の部分 品	3.4%	無税
8475.10		電球、電子管等のガラス封入管の組立て 用機械	3.4%	無税
8475.20		ガラス又はその製品の製造用又は熱間加 工用の機械	3.4%	無税
8475.90		ガラス封入管の組立て用機械又はガラス 若しくはその製品の製造用若しくは熱間 加工用の機械の部分品	3.4%	無税
8477.10		射出成形機(ゴム又はプラスチック用の もの)	3.4%	無税
8477.20		押出成形機(ゴム又はプラスチック用の もの)	3.4%	無税
8477.30		吹込み成形機(ゴム又はプラスチック用 のもの)	3.4%	無税
8477.40		真空成形機及びその他の熱成形機(ゴム 又はプラスチック用のもの)	3.4%	無税
8477.51		空気タイヤの更生用又は型を使用する成 形用の機械及びインナーチューブの成形 用の機械	3.4%	無税
8477.59		その他の成形用機械(ゴム又はプラス チック用のもの)	3.4%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8477.80	その他のゴム又はプラスチックの加工機 械等	3.8%	無税
8477.90ex	第8477.10号から第8477.59号までの機械 の部分品及び第8477.80号の捏和機の部 分品	3.4%	無税
8478.10	たばこの調製用又は製造用の機械	4.8%	無税
8479.10	土木事業、建築その他これらに類する用 途に供する機械	3.4%	無税
8479.20	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調 製用の機械	3.4%	無税
8479.30	プレス(建築用繊維板の製造用のもの 等)その他の木材又はコルクの処理用機 械	3.6%	無税
8479.40	綱又はケーブルの製造機械	3.4%	無 税
8479.81	金属の処理用の機械	1.7%	無税
3480.10	金属鋳造用鋳型枠	3.4%	無税
3480.20	鋳型ベース	3.4%	無税
8480.30	鋳造用パターン	(協定) 5.8% (暫定) 10%	無税
3480.41	射出式又は圧縮式の金属等の成形用の型	3.4%	無税
3480.49	その他の金属等の成形用の型	3.4%	無税
3480.50	ガラスの成形用の型	3.4%	無税
3480.60	鉱物性材料の成形用の型	3.4%	無税
3480.71	射出式又は圧縮式のゴム等の成形用の型	3.4%	無税
8480.79	その他のゴム等の成形用の型	3.4%	無税
8482.10	玉軸受	4.8%	無税
8482.20	円すいころ軸受	4.8%	無税
8482.30	球面ころ軸受	4.8%	無税
8482.40	針状ころ軸受	4.8%	無税
8482.50	その他の円筒ころ軸受	4.8%	無税
3482.80	その他の軸受	4.8%	無税
8482.91	玉、針状ころ及びころ	4.8%	無税
8482.99	その他の軸受の部分品	4.8%	無税
8483.10-[2]ex	クランクシャフト(自動車用のものを除 く。)	3.4%	無税
8483.40ex	船舶用の減速機及び逆転機並びに無段変 速機	3.4%	無税
8483.50ex	はずみ車及びプーリー (自動車用のもの を除く。)	3.4%	無税
8483.90-[3]ex	無段変速機、クランクシャフト等の部分 品(自動車用のもの及び船舶用の減速機 のものを除く。)	3.4%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8484.90ex	材質が異なるガスケット等のジョイント をセットにし又は取りそろえて小袋入り 等の包装にしたもの(自動車のものを除 く。)	3.8%	無税
8485.10ex	船舶のプロペラ(羽根の長さが幅の最大 寸法の5倍以下のもの)及びその羽根	3.9%	無税
8485.90ex	その他の機械類の部分品	3.9%	無税
8505.11	金属製の永久磁石等	3.4%	無税
8505.19	その他の永久磁石等	3.4%	無税
8505.20	電磁式のカップリング、クラッチ及びブ レーキ	3.4%	無税
8505.30	電磁式のリフティングヘッド	3.4%	無税
8505.90ex	電磁石式等の保持具及び電磁式のカップ リング等の部分品	3.4%	無税
8506.11	二酸化マンガンを使用した一次電池(外容積が300cm³以下のもの)	3.9%	無税
8506.12	酸化水銀を使用した一次電池(外容積が 300cm ³ 以下のもの)	3.9%	無税
8506.13	酸化銀を使用した一次電池(外容積が 300cm ³ 以下のもの)	3.9%	無税
8506.19	その他の一次電池(外容積が300cm以下 のもの)	3.9%	無税
8506.20	外容積が300cm ³ 超の一次電池	3.9%	無税
8506.90	一次電池の部分品	3.9%	無税
8507.10-[2]	ピストンエンジンの始動に使用する鉛蓄 電池(公称電圧が6V又は12Vのものを 除く。)	4.6%	無税
8507.20-[2]	その他の鉛蓄電池(公称電圧が6V又は 12Vのものを除く。)	4.6%	無税
8507.30	ニッケル・カドミウム蓄電池	4.6%	無税
8507.40	ニッケル・鉄蓄電池	4.6%	無税
8507.80	その他の蓄電池	4.6%	無税
8507.90	蓄電池の部分品	4.6%	無税
8510.10	電気かみそり	1.6%	無税
8510.20	電気バリカン	3.2%	無税
8510.90	電気かみそり又は電気バリカンの部分品	3.8%	無税
8513.10	携帯用電気ランプ	3.8%	無税
8513.90	携帯用電気ランプの部分品	3.8%	無税
8515.11	はんだごて及びはんだ付けガン	3.4%	無税
8515.19	その他のろう付け用又ははんだ付け用の 機器	3.4%	無税
8515.21	全自動式又は半自動式の金属用抵抗溶接 機器	3.4%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8515.29	その他の金属用抵抗溶接機器	3.4%	無税
8515.31	金属用の全自動式又は半自動式のアーク 溶接機器	3.4%	無税
8515.39	金属用のその他のアーク溶接機器	3.4%	無税
8515.80ex	その他の溶接用の機器等(超音波式機器 を除く。)	3.4%	無税
8515.90ex	はんだ付け用機器、溶接用機器等の部分 品(超音波式機器のものを除く。)	3.4%	無税
8522.10	ピックアップカートリッジ	1.9%	無税
8522.90	レコードデッキ、磁気式テープレコー ダー等の部分品	3.4%	無税
8523.90-[1]	蓄音機用レコード製造用のレコードブラ ンク	1.7%	無税
8524.10-[1]	蓄音機用レコード(回転数が1分間につ き40回以下、直径が20cm超のもの)	15.60円/枚	無税
8524.10-[2]	その他の蓄音機用レコード	6.40円/枚	無税
8524.21	磁気テープ(幅が 4mm以下のもので、 記録済のもの)	1.7%	無税
3525.30	テレビジョンカメラ	2.1%	無税
3526.10ex	船舶用のレーダー	4.8%	無税
8526.10ex	航空機用のレーダー	5.2%	無税
8526.91ex	航行用無線機器(航空機用のものを除く。)	4.1 %	無税
8526.92ex	無線遠隔制御機器(航空機用のものを除 く。)	4.1 %	無税
8530.10	鉄道用又は軌道用の信号機等	3.4%	無税
3530.80	道路用等の信号機等	3.4%	無税
3530.90	鉄道用、軌道用、道路用等の信号機等の 部分品	3.4%	無税
3533.10	固定式炭素抵抗器	1.5%	無 税
3533.21	その他の固定式抵抗器(容量が20W以下のもの)	1.5%	無税
3533.29	その他の固定式抵抗器(容量が20W超の もの)	1.5%	無税
8533.31	巻線形可変抵抗器(容量が20W以下のも の)	1.5%	無税
3533.39	巻線形可変抵抗器 (容量が20W超のもの)	1.5%	無税
3533.40	その他の可変抵抗器	1.5%	無税
3536.50ex	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	2.9%	無税
3537.10	電気制御盤、配電用盤等(使用電圧が 1,000V以下のもの)	1.5%	無税
8537.20	電気制御盤、配電用盤等(使用電圧が 1,000V超のもの)	1.5%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8539.31	熱陰極蛍光放電管(紫外線ランプを除 く。)	3.8%	無税
8539.39	その他の放電管(紫外線ランプを除く。)	3.8%	無税
8539.40ex	赤外線ランプ	3.4%	無税
8539.40ex	紫外線ランプ及びアーク灯	3.8%	無税
8539.90ex	フィラメント電球、放電管等の部分品 (自動車用シールドビームランプのもの を除く。)	3.8%	無税
8540.20ex	イメージ変換管、イメージ増倍管等の光 電管	3.4%	無税
8541.40-[1]	発光ダイオード	2.6%	無税
8541.60	圧電結晶素子	3.4%	無税
8542.80	超小形組立	3.4%	無税
8543.10	粒子加速器	2.9%	無税
8544.70ex	ガラス製の光ファイバーケーブル	2.9%	無税
8546.10	ガラス製のがい子	3.4%	無税
8546.20	陶磁製のがい子	3.4%	無税
8546.90	その他のがい子	3.4%	無税
8547.10	陶磁製の電気絶縁用物品	3.4%	無税
8547.20	プラスチック製の電気絶縁用物品	3.4%	無税
8547.90	その他の電気絶縁用物品並びに電線用導 管及びその継手	3.4%	無税
8548.00	機器の電気式部分品	3.4%	無税
8601.10	鉄道用機関車 (外部電源により走行する もの)	3.9%	無税
8601.20	鉄道用機関車 (蓄電池により走行するもの)	3.9%	無税
8602.10	電気式ディーゼル機関車	3.9%	無税
8602.90	その他の鉄道用機関車及び炭水車	3.9%	無税
8603.10	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車(外部 電源により走行するもの)	3.9%	無税
8603.90	その他の鉄道又は軌道の客車及び貨車 (自走式のもの)	3.9%	無税
8604.00	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両	3.9%	無税
8605.00	鉄道用又は軌道用の客車及び鉄道用又は 軌道用の特殊用途車(自走式のものを除 く。)	3.9%	無税
8606.10	タンク車等の貨車(自走式のものを除く。)	3.9%	無税
8606.20	断熱貨車、冷蔵貨車及び冷凍貨車(自走 式のものを除く。)	3.9%	無税
8606.30	荷卸機構付きの貨車(自走式のものを除 く。)	3.9%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8606.91	有がい貨車(自走式のものを除く。)	3.9%	無税
8606.92	無がい貨車(高さが60cmを超える側壁 を有するもの)(自走式のものを除く。)	3.9%	無税
8606.99	その他の貨車(自走式のものを除く。)	3.9%	無税
8607.11	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	3.9%	無税
8607.12	その他のボギー台車及びビッセル台車	3.9%	無税
8607.19	車軸及び車輪並びにボギー台車等の部分 品	3.9%	無税
3607.21	鉄道用車両等のエアブレーキ及びその部 分品	3.9%	無税
3607.29	鉄道用車両等のその他のブレーキ及びそ の部分品	3.9%	無税
3607.30	鉄道用車両等の連結器及び緩衝器並びに これらの部分品	3.9%	無税
8607.91	機関車のその他の部分品	3.9%	無税
3607.99	鉄道用車両等のその他の部分品	3.9%	無税
8608.00	信号用、安全用又は交通管制用の機械式 機器及び線路用装備品並びにこれらの部 分品	3.4%	無税
8609.00ex	コンテナ(一以上の輸送方式による運送 を行うために特に設計し、かつ、装備し たもの)(解体用のものを除く。)	3.9%	無税
8701.10ex	歩行操縦式トラクター(農業用のものを 除く。)	3.4%	無税
8701.20ex	セミトレーラー用の道路走行用トラク ター (税関空港で使用するものを除く。)	4 %	無税
8701.90-[2]ex	その他のトラクター (農業用のもの及び 税関空港で使用するものを除く。)	3.4%	無税
8706.00ex	トラクター用の原動機付きシャシ	4.6%	無税
3709.11ex	電気式の自走式作業トラック等(税関空 港で使用するものを除く。)	3.8%	無税
8709.19ex	その他の自走式作業トラック等(税関空 港で使用するものを除く。)	3.8%	無税
8709.90ex	自走式作業トラック等の部分品(税関空 港で使用するものを除く。)	3.8%	無税
3712.00	自転車	3.8%	無税
3713.10	身体障害者用又は病人用の機械式駆動機 構を有しない車両	2.6%	無税
3713.90	身体障害者用又は病人用のその他の車両	2.6%	無税
3714.20	身体障害者用又は病人用の車両の部分品 及び附属品	2.6%	無税
8714.91	自転車等のフレーム体及び前ホーク並び にこれらの部分品	3.8%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
8714.92	自転車等のリム及びスポーク	3.8%	無税
8714.93	自転車等のハブ及びフリーホイール	3.8%	無税
8714.94	自転車等のブレーキ及びその部分品	3.8%	無税
8714.95	自転車等のサドル	3.8%	無税
8714.96	自転車等のペダル、ギヤクランク並びに 部分品	3.8%	無税
8714.99ex	自転車等のその他の部分品	3.8%	無税
8715.00	乳母車及びその部分品	2.6%	無税
8716.10	トレーラー及びセミトレーラー (住居用 又はキャンプ用のキャラバン型のもの)	4.6%	無税
8716.20	農業用のトレーラー及びセミトレーラー (積込機構等を有するもの)	4.6%	無税
8716.31ex	タンクトレーラー及びタンクセミトレー ラー(税関空港で使用するものを除く。)	4.6%	無税
8716.39ex	貨物運送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー (税関空港で使用するものを除く。)	4.6%	無税
8716.40ex	その他のトレーラー及びセミトレーラー (税関空港で使用するものを除く。)	4.6%	無税
8716.80	その他の車両	3.4%	無税
8716.90ex	トレーラー等の部分品(税関空港で使用 するものを除く。)	3.4%	無税
8801.10	グライダー及びハンググライダー	5.2%	無税
8801.90	気球、飛行船等	5.8%	無税
8802.11	ヘリコプター (自重が2,000kg以下のも の)	4 %	無税
8802.12	ヘリコプター(自重が2,000kg超のもの)	4 %	無税
8802.20	航空機(自重が2,000kg以下のもの)	4 %	無税
8802.30	航空機(自重が2,000kg超15,000kg以下のもの)	4 %	無税
8802.40	航空機(自重が15,000kg超のもの)	4 %	無税
8802.50	宇宙飛行体及びその打上げ用ロケット	5.2%	無税
8803.10ex	ヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブ レード	5.8%	無税
8803.10ex	プロペラ又は回転翼の部分品	4 %	無税
8803.20	着陸装置及びその部分品	4 %	無税
8803.30	飛行機又はヘリコプターのその他の部分 品	4 %	無税
8803.90	宇宙飛行体等の部分品	4 %	無税
8804.00	落下傘及びロートシュート並びにこれら の部分品及び附属品	6.6%	無税
8805.10	航空機射出装置、着艦拘束制動装置等及 びこれらの部分品	5.8%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8805.20	航空用地上訓練装置及びその部分品	5.8%	無税
8903.10	娯楽用又はスポーツ用の膨張式の船舶、 櫓櫂船及びカヌー	2.4%	無税
3903.91	セールボート	2.4%	無税
3903.92	モーターボート (船外機付きのものを除 く。)	2.4%	無税
3903.99	娯楽用又はスポーツ用のその他の船舶、 櫓櫂船及びカヌー	2.4%	無税
8906.00-1	その他の船舶(総トン数が100t未満のも の)	2.4%	無税
8907.10	膨張式いかだ	2.4%	無税
8907.90	その他の浮き構造物	2.4%	無税
9001.10ex	ガラス製の光ファイバー及び光ファイ バーケーブル	2.9%	無税
9005.10	双眼鏡	3.4%	無税
9005.80	隻眼鏡その他の光学望遠鏡等	3.4%	無税
9005.90	双眼鏡、隻眼鏡等の部分品及び附属品	3.4%	無税
9006.10	製版に使用する種類の写真機	4.6%	無税
9006.20	文書記録に使用する種類の写真機	4.6%	無税
9006.30-[1]	内臓の医学的検診用の写真機 (エックス 線用のものを除く。)	2.3%	無税
9006.30-[2]ex	航空測量用の写真機	3.4%	無税
9006.61	写真用のせん光器具(電子式の放電管を 使用したもの)	4.6%	無税
9006.62	写真用のせん光電球、フラッシュキュー ブ等	3.8%	無税
9006.69	写真用のその他のせん光器具	4.6%	無税
9006.99	写真用のせん光器具及びせん光電球の部 分品及び附属品	4.6%	無税
9007.11	映画用の撮影機(幅が16mm未満のフィルム又はダブル8mmフィルム用のもの)	4.6%	無税
9007.19	映画用のその他の撮影機	3.2%	無税
9007.21	映画用の映写機(幅が16mm未満のフィ ルム用のもの)	3.2%	無税
9007.29	映画用のその他の映写機	3.2%	無税
9007.91	映画用の撮影機の部分品及び附属品	4.6%	無税
9007.92	映画用の映写機の部分品及び附属品	4.6%	無税
9008.10	スライド映写機	1.6%	無税
9008.20	マイクロフィルム等のマイクロフォーム のリーダー	3.2%	無税
9008.30	その他の投影機	3.2%	無税
9008.90ex	投影機の部分品及び附属品	3.2%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
9009.22	密着式の感光式複写機	3.2%	無税
9010.30	映写用又は投影用のスクリーン	3.2%	無税
9011.10	双眼実体顕微鏡	3.4%	無税
9011.20	その他の光学顕微鏡(顕微鏡写真用等の	3.4%	無税
	<i>₺の</i>)		
9011.80	その他の光学顕微鏡	3.4%	無税
9011.90	光学顕微鏡の部分品及び附属品	3.4%	無税
9012.10	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。) 及び回折 機器	3.8%	無税
9012.90	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。) 又は回折 機器の部分品及び附属品	3.8%	無税
9014.10	羅針盤	3.4%	無税
9014.20ex	空中又は宇宙の航行用の機器(電気式の ものを除く。)	3.8%	無税
9014.90-[2]	航行用機器(電気式のものを除く。)の 部分品及び附属品	3.8%	無税
9015.20	経緯儀及び視距儀	3.8%	無税
9015.30	水準器	3.8%	無税
9015.40	写真測量用機器	3.8%	無税
9015.90ex	土地測量用、水路測量用等の機器(電気 式のものを除く。)の部分品及び附属品	3.8%	無税
9016.00ex	はかり (電気式のものを除く。) 並びに その部分品及び附属品	3.4%	無税
9017.10	写図台及び写図機械	3.4%	無税
9017.20	その他の製図機器、けがき用具及び計算 用具	3.4%	無税
9017.30ex	マイクロメーター、パス及びゲージ(電 気式のものを除く。)	3.4%	無税
9017.80ex	その他の手持ち式の測長用具(電気式の ものを除く。)	3.4%	無税
9017.90ex	製図機器等(電気式のものを除く。)の 部分品及び附属品	3.4%	無税
9018.11	心電計	4.6%	無税
9018.19ex	超音波診断装置	4.6%	無税
9018.19ex	その他の診断用電気機器 (獣医用のもの)	3.9%	無税
9018.19ex	その他の診断用電気機器(獣医用のもの を除く。)	4.6%	無税
9018.20	紫外線又は赤外線を使用する医療用及び 獣医用の機器	3.9%	無税
9018.49ex	歯科用のいす	3.8%	無税
9018.49ex	その他の歯科用の電気機器並びにその部 分品及び附属品	3.6%	無税
9018.50	その他の眼科用の機器	3.9%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9018.90-[2]	その他の医療用又は獣医用の機器	3.9%	無税
9019.10	機械療法用、マッサージ用又は心理学的 適性検査用の機器	3.9%	無税
9020.00	その他の呼吸用機器及びガスマスク	3.9%	無税
9021.21	義歯	3.2%	無税
9021.40	補聴器	3.2%	無税
9022.11-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器 (コンピュータ断層撮影装置を除く。)	4.6%	無税
9022.11-[2]ex	獣医用のエックス線を使用する機器 (コンピュータ断層撮影装置を除く。)	3.4%	無税
9022.19	その他用のエックス線を使用する機器	3.4%	無税
9022.21	医療用又は獣医用のアルファ線、ベータ 線又はガンマ線を使用する機器	4.6%	無税
9022,29	その他用のアルファ線、ベータ線又はガ ンマ線を使用する機器	4.6%	無税
9022.30ex	医療用のエックス線管	4.6%	無税
9022.30ex	その他用のエックス線管	3.4%	無税
9022.90-[1]	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使 用する機器の部分品及び附属品	4.6%	無税
9022.90-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器の部 分品、附属品等	4.6%	無税
9022.90-[2]ex	その他用のエックス線を使用する機器の 部分品、附属品等	3.4%	無税
9023.00	教育用、展示用その他の実物説明用のみ に適する機器及び模型	3.4%	無税
9024.10ex	金属材料試験機(電気式のものを除く。)	3.4%	無税
9024.80ex	その他の材料試験機(電気式のものを除 く。)	3.4%	無税
9025.11	温度計(液体を封入したもので、直読式のもの)	3.4%	無税
9025.19ex	その他の温度計 (電気式のものを除く。)	3.4%	無税
9026.10ex	液体の流量又は液位の測定用又は検査用 の機器(電気式のものを除く。)	3.9%	無税
9026.80ex	液体又は気体のその他の変量の測定用又 は検査用の機器(電気式のものを除く。)	3.9%	無税
9027.30ex	分光計、分光光度計及び分光写真器(電 気式のものを除く。)	3.4%	無税
9027.80ex	その他の物理分析用又は化学分析用の機 器等(電気式のものを除く。)	3.4%	無税
9027.90ex	ミクロトーム並びに物理分析用又は化学 分析用の機器等の部分品及び附属品(電 気式機器用のものを除く。)	3.4%	無税
9028.10	ガス用計器	3.4%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
9028.20	液体用計器	3.4%	無税
9028.30	電気用計器	3.4%	無税
9029.10-[2]ex	積算回転計、生産量計、タクシーメー	3.4%	無税
	ター、走行距離計等(電気式のもの及び		
	自動車用のものを除く。)		- w
9030.39ex	電圧計及び電流計	3.9%	無税
9031.30	輪郭投影機	3.8%	無税
9031.40	その他の光学式の測定用又は検査用の機 器	3.4%	無税
9031.80ex	その他の測定用又は検査用の機器	3.4%	無税
9031.90ex	測定用又は検査用の機器等の部分品及び 附属品	3.4%	無税
9104.00	計器盤用の時計等(車両用、航空機用、 船舶用又は宇宙飛行体用のもの)	4.5%	無税
9106.10	タイムレジスター及びタイムレコーダー	3.8%	無税
9106.20	パーキングメーター	3.8%	無税
9106.90	その他の時刻の記録用又は時間の測定用 等の機器	3.8%	無税
9107.00	タイムスイッチ	3.8%	無税
9110.11	携帯用時計のムーブメント	4.7%	無税
9110.12	未完成の携帯用時計のムーブメントで組 み立てたもの	4.7%	無税
9110.19	携帯用時計のラフムーブメント	4.7%	無税
9110.90	その他の時計のムーブメント等	4.3%	無税
9111.10	携帯用時計のケース(貴金属製又は貴金 属を張つた金属製のもの)	4.6%	無税
9111.20	携帯用時計のケース (卑金属製のもの)	4.6%	無税
9111.80	その他の携帯用時計のケース	4.6%	無税
9111.90	携帯用時計のケースの部分品	4.6%	無税
9112.10	時計 (携帯用時計を除く。) の金属製の ケース	5.8%	無税
9112.80	時計 (携帯用時計を除く。) のその他の ケース	5.8%	無税
9112.90	時計 (携帯用時計を除く。) のケースの 部分品等	5.8%	無税
9114.10	時計用のばね	2.6%	無税
9114.30	時計用の文字板	4.3%	無税
9114.40	時計用の地板及び受け	4.7%	無税
9114.90	その他の時計の部分品	4.3%	無税
9201.10	アップライトピアノ	3.8%	無税
9201.20	グランドピアノ	3.8%	無税
9201.90	ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	3.4%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
9202.10	その他の弦楽器 (弓で弾くもの)	3.4%	無税
9202.90	その他の弦楽器	3.4%	無税
9203.00	鍵盤のあるパイプオルガン、フリーメタ	3.8%	無税
	ルリード付きのハーモニウム等の鍵盤楽 器		
9204.10	アコーディオンその他これに類する楽器	3.8%	無税
9204.20	ハーモニカ	3.8%	無税
9205.10	金管楽器	3.8%	無税
9205.90	その他の吹奏楽器	3.8%	無税
9206.00	打楽器	2.9%	無税
9207.10	鍵盤楽器 (電気的に音を発生し又は増幅 するもの) (アコーディオンを除く。)	3.3%	無税
9207.90	その他の楽器(電気的に音を発生し又は 増幅するもの)	2.9%	無税
9208.10	オルゴール	3.8%	無税
9208.90	オーケストリオン、バーバリアオルガン、 おとり笛、ホイッスル等	3.8%	無税
9209.10	メトロノーム、音さ及び調子笛	3.4%	無税
9209.20	オルゴールの機構	3.4%	無税
9209.30	楽器用の弦	3.4%	無税
9209.91	ピアノの部分品及び附属品	3.4%	無税
9209.92	第92.02項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無税
9209.93	第92.03項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無税
9209.94	第92.07項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無税
9209.99	その他の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無税
9401.10	航空機に使用する腰掛け	3.8%	無税
9401.30-[2]	とう製の回転腰掛け	4.6%	無税
9401.30-[3]	回転腰掛け(革張りのもの及びとう製の ものを除く。)	3.8%	無税
9401.40ex	寝台兼用の腰掛け(革張りのものを除く。)	3.8%	無税
9401.50-[2]	オージア製等の腰掛け	2.4%	無税
9401.71ex	金属製フレームの腰掛け(アップホルス ターのもの)(革張りのものを除く。)	3.8%	無税
9401.79ex	金属製フレームの腰掛け(アップホルス ターのもの及び革張りのものを除く。)	3.8%	無税
9401.80ex	大理石製の腰掛け	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9401.80ex	その他の腰掛け(大理石製のもの及び革 張りのものを除く。)	3.8%	無税
9402.10	歯科用、理髪用等のいす及びこれらの部 分品	3.8%	無税

税番	品 名	現行税率	改正案
9402.90	手術台、検査台等の医療用又は獣医用の	3.8%	無税
9403.10	備付品及びこれらの部分品 事務所用の金属製家具	3.8%	無税
9403.10	その他の金属製家具	3.8%	無税
9403.20	事務所用の木製家具	2.4%	無税
9403.40	台所用の木製家具	2.4%	無税
9403.50	宮室用の木製家具	2.4%	無税
9403.60-[2]	その他の木製家具(棚付き家具を除く。)	2.4%	無税
9403.70	プラスチック製家具	3.4%	無税
9403.80-2[1]	大理石製の家具	(協定) 無税	無税
9403.00-2[1]	人生有数の参展	(暫定) 2%	//// 17L
9403.80-2[2]	オージア製等の家具	2.1%	無税
9403.90ex	家具の部分品 (金属製のもの)	3.8%	無税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具 (大理石製のもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具 (大理石製のものを除く。)	3.8%	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ (木製のもの)	3.2%	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ(大 理石製のもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ(木製のもの及び大理石製のものを除く。)	3.8%	無税
9405.30	クリスマスツリー用の照明セット	3.8%	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具 (木製のもの)	3.2%	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具(大理石製のもの)	(協定) 無税 (暫定) 2 %	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具(木製のもの及び大理石製のものを除く。)	3.8%	無税
9405.50ex	大理石製の非電気式照明器具	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.50ex	非電気式照明器具(大理石製のものを除 く。)	3.8%	無税
9405.60-[1]	イルミネーションサイン、発光ネームプ レート等 (ガラス製のもの)	4.4%	無税
9405.60-[2]	イルミネーションサイン、発光ネームプ レート等(木製のもの)	3.2%	無税
9405.60-[3]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等(腸製等のもの)	3.9%	無税
9405.91	照明器具の部分品 (ガラス製のもの)	4.6%	無税
9405.99ex	照明器具の部分品 (大理石製のもの) (協定) 無税 (暫定) 2%		無税
9405.99ex	照明器具の部分品 (木製のもの)	3.2%	無税

646 関税行政

税 番	品 名	現行税率	改正案
9405.99ex	卑金属製等の照明器具の部分品	3.8%	無税
9506.11	スキー	1.2%	無税
9506.12	スキーの締め具	1.2%	無税
9506.19	その他のスキー用具	1.2%	無税
9506.40	卓球用具	3.8%	無税
9506.59	バドミントンラケットその他これらに類 するラケット (テニスラケットを除く。)	3.8%	無税
9506.70	アイススケート及びローラースケート	3.8%	無税
9506.91	体操用具及び競技用具	3.8%	無税
9508.00	回転木馬等の興行用設備及び巡回サーカ ス等の設備	3.8%	無税
9608.91	ペン先及びニブポイント	3.4%	無税
9609.10	鉛筆及びクレヨン (硬いさやの中にしん を入れたもの)	3.8%	無税
9609.20	鉛筆のしん	3.8%	無税
9609.90	パステル、図画用木炭等	3.8%	無税
9610.00	石盤、黒板等の板	3.8%	無税
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングス タンプ等	3.4%	無税
9612.10	タイプライターリボン等	3.4%	無税
9612.20	インキパッド	3.8%	無税
9618.00	マネキン人形、ショーウインドー用の自 動人形等	3.8%	無税

- (注) 1. 現行税率で特記がないものはすべて暫定税率である。
 - 2. 改正案で特記がないものはすべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとし、その 適用期限はすべて平成3年3月31日とする。

(参考) 平成元年1月18日付関税率審議会答申において平成2年度に関税改正を行うべきものとして盛り込まれている品目は以下のとおりである。

税率	品 目	現行税率	改正案
0403.10ex	ヨーグルト(冷凍、無糖) その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が30%以上のもののうち、気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、単に水煮した後に乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含むものを除く。)(牛肉缶詰)	(暫定) 25%	(暫定)廃止
1602.50-2ex		(基本) 25%	(基本) 45%

税率	品 目	現行税率	改正案
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量 20%未満)(香味料又は着色料を加えた ものを除く。)		(基本) 〔平成2年度〕 50%又は25円/
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	kgのうちいず
(2)ex	その他のもの(精製したものを除く。)	(基本) 25%	れか高い税率
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量 20%以上50%未満)(香味料又は着色料 を加えたものを除く。)		(暫定) 〔平成2年度〕 70%又は30円/
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	kgのうちいず
(2)	その他のもの	(基本) 25%	れか高い税率
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量 50%超)(香味料又は着色料を加えたも のを除く。)	(#LI) 274	〔3年度〕 60%又は27.5円 /kgのうちい
(1)	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	ずれか高い税率
(2)	その他のもの	(基本) 25%	〔4年度〕 廃 止
1702.90–2ex	砂糖水	(基本) 35%	(基本) 35%又は27円/ kgのうちいずれ か高い税率
1702.90-2ex	人造はちみつ	(基本) 35%	(基本)
1702.90-3	カラメル	(基本) 35%	(平成2年度)50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水(香味料又は着色 料を加えたものを除く。)		(暫定) 〔平成2年度〕
A	砂糖を加えたもの	(基本) 35%	70%又は30円/
Bex	その他のもの(ソルボース及び麦芽糖 を除く。)	(基本) 25%	kgのうちいず れか高い税率
			〔3年度〕 60%又は27.5円 /kgのうちい ずれか高い税率 〔4年度〕 廃止
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(加糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルブ状のもの、破砕したもの及び細片にしたものを除く。)	(協定) 30%	(暫定) TQ1次 無税 2次 30%

税率	品目	現行税率	改正案
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(無糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルブ状のもの、破砕したもの及び細片にしたものを除く。)	(暫定) 55%	(暫定) TQ1次 無税 2次 30%
2009.70-1ex	その他のもの りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、 加糖)	(暫定) 55% (基本) 35%又は27円/ kgのうちいずれ か高い税率	(暫定) 30% (暫定) 40% 又は27円/ kgのうちいずれ か高い税率
2009.70-2ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、 無糖)	(基本) 30%	(暫定) 35%
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)	35% (基本) (協定)	30% (協定)
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの(小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)、成分の再調製を行わず、小売容器入り(容器ともの1個の重量が500g以下)にすることが政令で定めるところにより証明されるもの及び課税価格が257円/kg超のものを除く。)	35% (基本) (協定)	90円/kg (暫定) (協定)

- (注)改正案の暫定税率はすべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとし、その適用期限は特記あるものを除き平成3年3月31日とする。
 - 2. その他次の改正を行うものとする。
 - (1) 32円/kの軽減税率が適用される揮発油の用途から「アンモニアの製造に使用するもの」を削除する。
 - (2) 平成2年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革(染着色等したもの)503,000m²、牛馬革(その他のもの)88,600m²、羊革・やぎ革(染着色等したもの)470,000m²、革靴4,120,000足とする。
 - 3. 平成2年3月31日に適用期限の到来す

る関税暫定措置法別表第 1 (A) 及び (B) に定める暫定税率のうちで、第 1 の 1 の表 (参考の表を含む) に掲げるもの以外のものについては、その適用期限を平成 3 年 3 月 31日まで延長するものとする。ただし、プラスチック製スキー靴 (税番6401.10ex、6401.92ex及び6402.11) については、平成 7 年 3 月 31日まで延長するものとする。

第2. 再輸出貨物に係る戻税制度の創設 関税を納付して輸入された貨物が、その 輸入時の性質及び形状に変更が加えられて

年以内(やむを得ない理由がある場合には、 延長することができる。) に再輸出される るものとする。

いない状態で、その輸入の許可の日から1 場合には、輸入時に納付された関税を払い 毎月月 (おれた得ない理由がまる場合には、 戻すことができる制度を関税定率法に設け

第3. 関税の減免税・還付制度の改正

70. 171/10.	是17师人"		
制度名	根拠規定	現行適用期限	改正案
給食用脱脂粉乳の免税	関税暫定措置法 第3条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長 する。
原子力研究用物品等の 免税	同法第4条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長 する。
航空機及びその部分品 等の免税	同法第5条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長 する。
宇宙開発用物品等の免 税	同法第6条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長 する。
アンモニア製造用揮発 油等に係る関税の還付	同法第7条	平成2年3月31日	石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度に統合した上で、平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係 る関税の還付	同法第7条の2	平成2年3月31日	還付率をガス製造用揮発油の負担する 原油関税の2分の1相当額とした上で、 平成3年3月31日まで適用期限を延長 する。
石油化学製品製造用原 油の免税及び石油化学 製品製造用揮発油等に 係る関税の還付	同法第7条の3	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長 する。
製造用原料品の減税又 は免税	同法第7条の5	平成2年3月31日	β-ラクタム系抗生物質の中間物(ペニシリン系、セファマイシン系及びオキサセフェム系のもの)の製造用の砂糖を免税対象物品に追加し、平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
加工又は組立てのため 輸出された貨物を原材 料とした製品の減税	同法第8条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。

(出所) 大蔵省、平成元年度関税率審議会総会宛提出資料(平成元年12月20日)

11-108 ウルグアイ・ラウンド合意による関 税率改正案 (関税率審議会答申)

1994 (平成 6) 年 9 月22日 関税率審議会

大蔵大臣 武村正義 殿

関税率審議会会長 竹内道雄

答申書

平成6年9月6日付蔵関第837号をもって 諮問のあった関税率等の改正について、本審 議会の意見を下記のとおり答申する。

記

ウルグアイ・ラウンド交渉の終結等に対応 した関税率等の改正について、別紙のとおり 行うことが適当である。

(別紙)

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が受諾されること等に対応するため、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を次のとおり改正することとする。

- 1. 農産物の輸入制限品目等の関税化措置 ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、新たに 制定された農業に関する協定等の内容に沿っ て、農産物のうち現在輸入数量制限等を行っ ている麦類、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、 こんにゃく芋、繭、生糸及び豚肉について、 次のとおり措置する。
 - (1) 現行の輸入数量制限等を、基準期間における内外価格差から算出した関税相当量(TE)に置き換え、別表1(1)のとおり、現行の関税率を一定の水準まで引き上げた上でこれを基本税率とし、また、基準期間における輸入実績及び輸入割当枠に基づいて設定された現行アクセスの確保のため、別表1(1)のとおり、新たに関税割当制度を導入する。
 - (2) いわゆる国家貿易品目 (麦類、乳製品 及び生糸) については、上記(1)の基本税

- 率とともに別表1(2)のとおり新たに暫定 税率を設定し、また、現行アクセスの維 持等のため、政府又は事業団等による輸 入に係る関税率については、別表1(1)の とおり現行の水準とする。
- (3) 輸入数量の一定率以上の増加または輸入価格の一定率以上の下落があった場合、 一定の関税率の引き上げを行うことを内容とする特別緊急関税を導入する。
- 2. その他の個別品目の関税率の引下げ
 - (1) 牛肉及び豚肉について、ウルグアイ・ ラウンド交渉の過程での関係国との協議 の結果に基づき、別表 2(1)及び(2)のとお り、暫定税率によって6年間にわたり漸 次関税率を引き下げるとともに、輸入数 量の一定率以上の増加があった場合、一 定の関税率の引き上げを行うことを内容 とする緊急措置を導入する。また、水産 物 4 品目についても、ウルグアイ・ラウ ンド交渉の過程での関係国との協議の結 果に基づき、別表2(3)のとおり暫定税率 によって5年間にわたり漸次関税率を引 き下げる。なお、ウルグアイ・ラウンド 交渉の結果に基づき別表2(4)のとおり所 要の改正を行い、漸次関税率を引き下げ る。
 - (2) 特恵関税についても、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国からの要望を受けた我が国の意図表明に基づき、熱帯産品12品目について別表 3(1)のとおり特恵税率の引下げ等を行う。また、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間中に協定税率が特恵税率を下回ることとなる品目について、別表 3(2)のとおり特恵税率が協定税率と等しくなるよう初年度に一括して特恵税率を引き下げるとともに、その他について別表 3(3)のとおり所要の改正を行う。

3. 関税率体系の見直し

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、協 定税率が大幅に引き下げられること等か ら、我が国の税率水準として定着してき ている現行の実行税率を基本税率とする ことを原則として我が国の関税率体系を 整理、簡素化する。
- (2) ただし、このような整理により難い一

部品目については、上記別表1及び2の ほか別表4のとおりとする。

(3) これに伴い、暫定税率は、現行の関税 割当品目を始め、農産物の関税化品目、 牛肉、豚肉及び水産物など特例的な場合 に限定して設定されることとなる。

4. 特殊関税に関する制度改正

(1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果改正 された補助金・相殺措置協定、ダンピン グ防止協定及び新たに制定されたセーフ ガード協定の内容に沿って、次のとおり 措置する。

(イ) 相殺関税

相殺関税の対象となる補助金の範囲 を定めること、課税期間は原則として 5年以内とすること、暫定措置は調査 開始の日から60日以内はとってはなら ないこと、調査期間は最大限18カ月以 内とすること等の規定を置く。

(ロ) 不当廉売関税

課税期間は原則として5年以内とす ること、暫定措置は調査開始の日から 60日以内はとってはならないこと、調

査期間は最大限18カ月以内とすること 等の規定を置く。

(ハ) 緊急関税

調査に関する規定を設けること、課 税期間は原則として4年以内とするこ と、課税期間が1年を超える場合には、 措置の内容が漸進的に緩和するもので なければならないこと、一定の場合暫 定措置をとることができること等の規 定を置く。

- (2) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、世 界貿易機関(WTO)を設立するマラケ シュ協定の各分野に統一的に適用される 紛争解決手続が制定されたことから、報 復関税制度について、同協定に基づいて 報復関税を課することができるのは、 WTOの紛争解決機関の承認が得られた 場合であること等の所要の規定を置く。 なお、WTOの紛争解決手続の対象とな らない場合に備え、現行規定はそのまま 維持する。
- (3) 複関税制度を廃止する。

別表 1(1) 新たに関税化措置を導入する品目(別表2(2)を除く)

			改直		
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)	
	ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)				
0401.10ex	脂肪分が全重量の1%以下のもの				
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する 処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 63円/kg	
0401.20ex	脂肪分が全重量の1%を超え6%以 下のもの				
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する 処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 134円/kg	
0401.30ex	脂肪分が全重量の6%を超えるもの				

			改立	E 案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する 処理をしたもの及び脂肪分が全重 量の13%以上のクリーム(滅菌し、 冷凍し又は保存に適する処理をし たものを除く。)			
	脂肪分が全重量の45%以下のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 747円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 1,411円/kg
	ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の1.5%以下のもの に限る。)			
-1	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 466円/kg*
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用 のもの	免税、25%	無税 (TQ)	466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	25%及び 466円/kg*
	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の1.5%を超えるも のに限る。)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてない もの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超える もの			
	脂肪分が全重量の30%以下の もの	30%	30% (国貿)	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30% (国貿)	30%及び 1,204円/kg*
-2	その他のもの			
	学校等給食用のもの及び飼料 用のもの	免税、25%	無税 (TQ)	500円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	25%及び 500円/kg*
0402.29 -1	その他のもの 脂肪分が全重量の5%を超える もの			

			改	正 案
税番	品名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	脂肪分が全重量の30%以下の もの	30%	30% (国貿)	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30% (国貿)	30%及び 1,204円/kg*
-2	その他のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの			
0402.91ex	砂糖その他の甘味料を加えてない もの			
	脂肪分が全重量の7.5%を超え るもの			
	その他のもの	30%	30% (TQ)	30%及び 599円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 299円/kg
0402.99ex	その他のもの			
	脂肪分が全重量の8%を超える もの			
	その他のもの	30%	30% (国貿)	30%及び 599円/kg*
	その他のもの	30%	30% (国貿)	30%及び 299円/kg*
	バターミルク、凝固したミルク及びク			
	リーム、ヨーグルト、ケフィアその他			
	発酵させ又は酸性化したミルク及びク			
0403.10ex	リーム ヨーグルト			
0405.10ex	コークルト 冷凍し、保存に適する処理をし又			
	は砂糖その他の甘味料、香味料、			
	果実若しくはナットを加えたもの			
	(フローズンヨーグルトを除く。)			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 1,076円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,076円/kg
0403.90ex	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処			
	理をし、濃縮若しくは乾燥をし又			
	は砂糖その他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを加えたもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下の			

			改直	E 案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	発酵させたミルクその他の物 品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	35%及び 466円/kg*
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの			
	発酵させたミルクその他の物 品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 685円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	35%及び 685円/kg*
	脂肪分が全重量の26%を超える もの			
	発酵させたミルクその他の物 品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,204円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	35%及び 1,204円/kg*
	ホエイ及びミルクの天然の組成分から 成る物品			
0404.10ex	ホエイ及び調製ホエイ			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の5%以下のも の			
	飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 500円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 500円/kg*
	無機質を濃縮したホエイ			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの			

			改	正 案
税番	品名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貿)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貿)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの			
	飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 808円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 808円/kg*
	無機質を濃縮したホエイ			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貿)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貿)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貿)	35%及び 808円/kg*
0404.90ex	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下の もの			
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 470円/kg
	ミルクの天然の組成分から成 る物品			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 470円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 470円/kg
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 30%以下のもの			
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 799円/kg
	ミルクの天然の組成分から成 る物品			

			改	正 案
税番	品名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 799円/kg
	脂肪分が全重量の30%を超える もの			
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	ミルクの天然の組成分から成 る物品			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
0405.00ex	ミルクから得たバターその他の油脂			
	脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,159円/kg*
	その他のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,363円/kg*
0713.10ex	えんどう			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種 子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
0713.32	小豆	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.33ex	いんげん豆 その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の 種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.39ex	その他のもの その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の 種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.50ex	そら豆			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種 子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.90ex	その他のもの その他のもの			

			7/4 -	T #2
が乗	П 6	TH 42 44 42 4V 45	改立	,.
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	その他のもの(野菜栽培用の種	10%	10%	417円/kg
	子以外のもの)		(TQ)	
	小麦及びメスリン			
1001.10	デュラム小麦	無税	無税 (国貿)	65円/kg*
1001.90	その他のもの	無税、20%	無税 (国貿)	65円/kg*
1003.00	大麦及び裸麦	無税	無税 (国貿)	46円/kg*
	そば、ミレット及びカナリーシード並 びにその他の穀物			
1008.90ex	その他の穀物			
	その他のもの			
	ライ小麦	無税	無税 (国貿)	65円/kg*
1101.00	小麦粉及びメスリン粉			
	グルタミン酸モノナトリウム製造用 のもの	12.5%	12.5% (国貿)	106円/kg*
	その他のもの	25%	25% (国貿)	106円/kg*
	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)			
1102.90ex	その他のもの			
	大麦粉及び裸麦粉	25%	25% (国貿)	98円/kg*
	ライ小麦粉	25%	25% (国貿)	106円/kg*
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
1103.11	小麦のもの	25%	25% (国貿)	106円/kg*
1103.19ex	その他の穀物のもの			
	大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貿)	98円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貿)	106円/kg*
	ペレット			
1103.21	小麦のもの	25%	25% (国貿)	106円/kg*
1103.29ex	その他の穀物のもの			

			,	T els
A			改立	E 案
税番	品名	現行実行税率	一次税率	二次税率
			(暫定税率)	(基本税率)
	大麦又は裸麦のもの	20%	20%	98円/kg*
			(国貿)	
	ライ小麦のもの	20%	20%	106円/kg*
	2. 不协办加工机械工工汽机场不订工		(国貿)	
	その他の加工穀物及び穀物の胚芽			
	ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物			
1104.11	大麦又は裸麦のもの	20%	20%	107円/kg*
1101.11	NAXIONA O	2070	(国貿)	10/11/ 11g
1104.19ex	その他の穀物のもの			
	小麦又はライ小麦のもの			
	小麦のもの	25%	25%	132円/kg*
			(国貿)	
	ライ小麦のもの	20%	20%	132円/kg*
			(国貿)	
110101	その他の加工穀物	2004	200/	100 11 /1 #
1104.21	大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貿)	130円/kg*
1104.29ex	その他の穀物のもの		(国貝)	
1104.23CX	小麦又はライ小麦のもの			
	小麦のもの	25%	25%	106円/kg*
	, , , , ,	2070	(国貿)	100177 119
	ライ小麦のもの	20%	20%	106円/kg*
			(国貿)	
	でん粉			
1108.11	小麦でん粉	25%	25%	158円/kg*
1100 10		95.07	(国貿)	1.400 /1
1108.12	とうもろこしでん粉 (コーンス ターチ)	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.13	ばれいしよでん粉	25%	無税、25%	140円/kg
1100.13	12464 62 67040	2370	(TQ)	140/ J/ Kg
1108.14	マニオカ (カッサバ) でん粉	25%	無税、25%	140円/kg
			(TQ)	
1108.19	その他のでん粉	25%	無税、25%	140円/kg
			(TQ)	
1108.20	イヌリン	25%	25%	140円/kg
	* * *		(TQ)	
1202.10ex	落花生			
1202.10ex	殻付きのもの その他のもの	10%	10%	796111 /1
	て の (色の もの)	10%	(TQ)	726円/kg
			(10/	

			改	正案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1202.20ex	殻を除いたもの			
	その他のもの	10%	10% (TQ)	726円/kg
	その他のもの			
1212.99-1	こんにやく芋	40%	40% (TQ)	3,289円/kg
1001 10 ov	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん 粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第 04・01項から第04・04項までの物品の 調製食料品			
1901.10ex	育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。) 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)			
	乳脂肪分が全重量の30%以下の もの	25%、28%	25% (TQ)	28%及び 799円/kg
	その他のもの	25%、28%	25% (TQ)	28%及び 1,363円/kg
1901.20ex	第19・05項のベーカリー製品製造用 の混合物及び練り生地			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、米菓生地及び第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品			
	第04・01項から第04・04項まで の物品の調製食料品(ミルクの 天然の組成分の含有量の合計が 乾燥状態において全重量の30% 以上のものに限る。)			
	乳脂肪分が全重量の30%以下 のもの	25%、28%	25% (TQ)	28%及び 799円/kg
	その他のもの	25%、28%	25% (TQ)	28%及び 1,363円/kg

			改立	E 案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)			
	小麦産品(ライ小麦産品を含む。) の含有量が最大の重量 を占めるもの	16%、24%	25% (国貿)	106円/kg*
	大麦産品(裸麦産品を含む。) の含有量が最大の重量を占め るもの でん粉が最大の重量を占める もの	16%、24%	25% (国貿)	98円/kg*
	小麦でん粉を含有するもの その他のもの	16%、24%	25% (国貿)	158円/kg*
	砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
1901.90ex	その他のもの 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品及びもち、だんごその他これらに類する米産品 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)			
	乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%、28% 35% 25%、28% 35%	21 % (TQ) 21 % (TQ)	35%及び 799円/kg 35%及び 1,363円/kg

			改	正 案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超			
	えるもの(ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療法用のもの を除く。)			
	小麦産品(ライ小麦産品を含む。) の含有量が最大の重量 を占めるもの	16%、24%	25% (国貿)	106円/kg*
	大麦産品 (裸麦産品を含む。) の含有量が最大の重量を占め るもの でん粉が最大の重量を占める もの	16%、24%	25% (国貿)	98円/kg*
	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	25% (国貿)	158円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
1904.10ex	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品 米、小麦(ライ小麦を含む。)又			
	は大麦(裸麦を含む。)のいずれ かを単に膨張させて又はいつて得 た物品が全重量の50%以上の調製 食料品			
	小麦(ライ小麦を含む。)のも の	19.2%	19.2% (国貿)	100円/kg*
	大麦(裸麦を含む。)のもの	19.2%	19.2% (国貿)	75円/kg*
1904.90ex	その他のもの			
	小麦(ライ小麦を含む。)のもの	25%	25% (国貿)	100円/kg*
	大麦(裸麦を含む。)のもの	25%	25% (国貿)	75円/kg*

			改	正案
税番	品名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
2101.10	コーヒーのエキス、エッセンス及び 濃縮物並びにこれらをもととした調 製品並びにコーヒーをもととした調 製品			
−2ex	コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量 の合計が乾燥状態において全重 量の30%以上のもの 乳脂肪分が全重量の30%以下 のもの	25%、28% 35%	25% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの	25%、28% 35%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及 び濃縮物並びにこれらをもととした 調製品並びに茶又はマテをもととし た調製品			
-2ex	茶又はマテをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量 の合計が乾燥状態において全重 量の30%以上のもの			
	乳脂肪分が全重量の30%以下 のもの	25%、28% 35%	25% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの	25%、28% 35%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	調製食料品(他の項に該当するものを 除く。)			
2106.10ex	たんぱく質濃縮物及び繊維状にした たんぱく質系物質			
	たんぱく質濃縮物及びミルクの天 然の組成分の含有量の合計が乾燥 状態において全重量の30%以上の 調製品			
	たんぱく質(植物性たんぱくを 除く。)の濃縮物のもの	25%、28% 35%	25% (TQ)	35%及び 1,359円/kg
	植物性たんぱく	12.5%	12.5% (TQ)	35%及び 1,359円/kg
2106.90ex	その他のもの ミルクの天然の組成分の含有量の 合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品 乳脂肪分が全重量の30%以下の もののうち			

			改	正 案
税番	品 名	現行実行税率	一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	アルコールを含有しない飲料 のもと、ビタミンをもととし た栄養補助食品及び植物性た んぱくを加水分解したもの	12%、12.5% 22%	12% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他の調製品	12%、12.5% 22%、25% 28%、30%	21% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの			
	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの調製食用脂	12%、12.5% 22%	12% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	ニュージーランド原産の	25%	25%	35%及び
	\$ O		(TQ)	1,363円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	その他の調製品	12%、12.5% 22%、25% 28%、30%	21% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品その他のもの			
	小麦 (ライ小麦を含む。) の 含有量が全重量の30%を超え るもの	25%、30%	25% (国貿)	100円/kg*
	大麦(裸麦を含む。)の含有 量が全重量の30%を超えるも の	25%、30%	25% (国貿)	75円/kg*
5001.00	繭(繰糸に適するものに限る。)	140円/kg	140円/kg (TQ)	2,968円/kg
5002.00-2	生糸 (よつてないものに限る。) (野蚕 のもの以外のもの)	7.5%	7.5% (国貿)	8,209円/kg*

⁽注) 1. (TQ) 印は、関税割当品目を意味する。

^{2. (}国貿) 印は、いわゆる国家貿易品目を意味する。

^{3. *}印のうち、いわゆる国家貿易品目については、政府又は事業団等が輸入するもの以外の もの(二次税率が課される輸入)に関し、別表1(2)のとおり別途暫定税率を設定する。

別表 1(2) いわゆる国家貿易品目であって暫定税率でステージングを行う品目

税番	品 名	現行		最終 (平成12) 年度暫定税率 29.8%及び 92円/kg 92円/kg 21.3%及び 92円/kg 25.5%及び 123円/kg 25.5%及び 189円/kg 99円/kg 21.3%及び 99円/kg	業団等が輸入	
		実行税率	平成7年度 暫定税率			
	ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)					
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の1.5%以下のもの に限る。)					
-1	砂糖を加えたもの	35%	34.1%及び 105円33銭/kg			
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用 のもの	免税、25%	105円33銭/kg	92円/kg		
	その他のもの	25%	24.4%及び 105円33銭/kg			
	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の1.5%を超えるも のに限る。)					
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えていな いもの					
-1	脂肪分が全重量の 5 %を超える もの					
	脂肪分が全重量の30%以下の もの	30%	29.3%及び 143円/kg			
	その他のもの	30%	29.3%及び 214円83銭/kg			
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料 用のもの	免税、25%	 111円50銭/kg	99円/kg		
	その他のもの	25%	24.4%及び 111円50銭/kg			
0402,29 -1	その他のもの 脂肪分が全重量の 5 % を超える もの					
	脂肪分が全重量の30%以下の もの	30%	29.3%及び 143円/kg			
	その他のもの	30%	29.3%及び 214円83銭/kg			

税番	品 名		業団等が輸入	
				最終(平成12) 年度暫定税率
-2	その他のもの	35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg
0402.99ex	その他のもの 脂肪分が全重量の8%を超えるも の			
	その他のもの	30%	29.3%及び 119円/kg	25.5%及び 104円/kg
	その他のもの	30%	29.3%及び 62円50銭/kg	25.5%及び 55円/kg
	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他 発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム			
0403.90ex	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを加えたもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下の もの	35%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの	35%	34.1%及び 138円83銭/kg	29.8%及び 123円/kg
	脂肪分が全重量の26%を超える もの	35%	34.1%及び 214円83銭/kg	29.8%及び 189円/kg
	その他のもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下の もの	25%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの	25%	34.1%及び 138円83銭/kg	29.8%及び 123円/kg
	脂肪分が全重量の26%を超える もの	25%	34.1%及び 214円83銭/kg	29.8%及び 189円/kg
	ホエイ及びミルクの天然の組成分から 成る物品			
0404.10ex	ホエイ及び調製ホエイ			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたも の			
	脂肪分が全重量の5%以下のも の	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg

税番	品 名	現行実行税率	改 正 案 (政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの		
		大门优学	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率	
	その他のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 155円83銭/kg	29.8%及び 135円/kg	
	その他のもの				
	脂肪分が全重量の5%以下のも の	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg	
	その他のもの	10%、25%	34.1%及び	29.8%及び	
		35%	155円83銭/kg	135円/kg	
0405.00ex	ミルクから得たバターその他の油脂				
	脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	34.1%及び 204円/kg	29.8%及び 179円/kg	
	その他のもの	35%	34.1%及び 240円/kg	29.8%及び 210円/kg	
	小麦及びメスリン				
1001.10ex	デュラム小麦	無稅	11円63銭/kg	9 円80銭/kg	
1001.90ex	その他のもの	無税、20%	11円63銭/kg	9 円80銭/kg	
1003.00ex	大麦及び裸麦	無稅	11円73銭/kg	10円40銭/kg	
	そば、ミレット及びカナリーシード並 びにその他の穀物				
1008.90ex	その他の穀物				
	その他のもの				
	ライ小麦	無稅	11円63銭/kg	9 円80銭/kg	
1101.00ex	小麦粉及びメスリン粉	12.5%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	
	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)				
1102.90ex	その他のもの				
	大麦粉及び裸麦粉	25%	36円/kg	31円/kg	
	ライ小麦粉	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				
	ひき割り穀物及び穀物のミール				
1103.11ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	
1103.19ex	その他の穀物のもの				
	大麦又は裸麦のもの	20%	36円/kg	31円/kg	
	ライ小麦のもの	20%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	
	ペレット				
1103.21ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	
1103.29ex	その他の穀物のもの				
	大麦又は裸麦のもの	20%	36円/kg	31円/kg	
	ライ小麦のもの	20%	31円23銭/kg	27円40銭/kg	

		1		
税番	品名	現行 実行税率	1 (9 2 8 0) (5/10) 8 0)	
		大门优平	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
	その他の加工穀物及び穀物の胚芽			
	ロールにかけ又はフレーク状にした			
	穀物			
1104.11ex	大麦又は裸麦のもの	20%	38円 3 銭/kg	33円20銭/kg
1104.19ex	その他の穀物のもの			
	小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	36円7銭/kg	31円40銭/kg
	その他の加工穀物			
1104.21ex	大麦又は裸麦のもの	20%	43円93銭/kg	38円60銭/kg
1104.29ex	その他の穀物のもの			
	小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1108.11ex	小麦でん粉	25%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん			
	粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第			
	04.01項から第04.04項までの物品の調 製食料品			
1901.20ex	第19.05項のベーカリー製品製造用			
1901.20ex	の混合物及び練り生地			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食			
	料品、米菓生地及び第04.01項か			
	ら第04.04項までの物品の調製食 料品			
	米、小麦、ライ小麦、大麦若し			
	くは裸麦の粉、ひき割りしたも			
	の、ミール若しくはペレット又			
	はでん粉の一以上を含有する調			
	製食料品で、これらの物品の含			
	有量の合計が全重量の85%を超			
	えるもの(ケーキミックス及び			
	育児食用又は食餌療法用のもの を除く。)			
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	16%、24%	 31円23銭/kg	27円40銭/kg
	む。)の含有量が最大の重量	10/0、24/0	311123#X/ Kg	271 140±X/ Kg
	を占めるもの			
	大麦産品(裸麦産品を含む。)	16%、24%	36円/kg	31円/kg
	の含有量が最大の重量を占め			
	るもの			
	でん粉が最大の重量を占める			
	60			
1001.00	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
1901.90ex	その他のもの			

税番	品 名	現行	改 正 政府又は事美 するもの以外	 関等が輸入
		关17优学	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、第04.01項から第04.05項までの物品の調製食料品及びもち、だんごその他これらに類する米産品 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレットスはでん粉の一以上を含有するの含す量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のもの			
	を除く。) 小麦産品(ライ小麦産品を含む。)の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
	大麦産品 (裸麦産品を含む。) の含有量が最大の重量を占め るもの でん粉が最大の重量を占める	16%、24%	36円/kg	31円/kg
1904.10ex	もの 小麦でん粉を含有するもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又はい つて得た調製食料品及び粒状の穀物で あらかじめ加熱による調理その他の調 製をしたもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又は いつて得た調製食料品 米、小麦(ライ小麦を含む。)又 は大麦(裸麦を含む。)のいずれ かを単に膨張させて又はいつて得 た物品が全重量の50%以上の調製	16%、24%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
	食料品 小麦 (ライ小麦を含む。) のも の	19.2%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
1904.90ex	大麦(裸麦を含む。)のもの その他のもの	19.2%	30円27銭/kg	26円60銭/kg
	小麦(ライ小麦を含む。)のもの 大麦(裸麦を含む。)のもの	25% 25%	30円20銭/kg 30円27銭/kg	26円20銭/kg 26円60銭/kg

税番	品 名	現行 実行税率		文 正 案 は事業団等が輸入 ひ以外のもの	
		夫 打 悦学	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率	
	調製食料品(他の項に該当するものを 除く。)				
2106.90ex	その他のもの 米、小麦(ライ小麦を含む。)又 は大麦(裸麦を含む。)のいずれ かの含有量が全重量の30%を超え るもの その他のもの				
	小麦(ライ小麦を含む。)の 含有量が全重量の30%を超え るもの	25%、30%	30円20銭/kg	26円20銭/kg	
	大麦(裸麦を含む。)の含有 量が全重量の30%を超えるも の	25%、30%	30円27銭/kg	26円60銭/kg	
5002.00-2	生糸 (よつてないものに限る。) (野蚕 のもの以外のもの)	7.5%	4,093円 83銭/kg	3,068円/kg	

⁽注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

別表2

暫定税率でステージングを行う品目 (別表1(2)を除く)

(1) 牛肉

			改正	E 案
税番	品 名	現行実行税率	平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
	牛肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)			
0201.10	枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0201.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0201.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%
	牛肉 (冷凍したもの)			
0202.10	枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0202.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0202.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%

⁽注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(2) 豚肉

			改正案		
税番	品 名	現行実行税率	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率	
0103.92	豚 (生きているもの) (1頭の重量				
	が50kg以上のもの) 従量税部分		22,376円 33銭/頭	19,508円/頭	
	差額関税部分(基準輸入価格)	25,380円/頭	24,840円 54銭/頭	22,134円 60銭/頭	
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%	
	豚肉 (生鮮のもの、冷蔵したもの)				
0203.11ex	枝肉及び半丸枝肉		44 4 H 00 A D /4	00177 (4	
	(注量税部分) (基準輸入価格) (基準輸入価格)	 470円/kg	414円33銭/kg 460円1銭/kg	361円/kg 409円90銭/kg	
	左領	470円/ kg 5%	4.9%	409円90数/ kg 4.3%	
0203.12ex	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこ	0 70	1.0 / 0	1.0 / 0	
	れらを分割したもの(骨付きのもの)				
	従量税部分		552円83銭/kg	482円/kg	
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg	
0203.19ex	従価税部分 その他のもの	5 %	4.9%	4.3%	
0205.19ex	従量税部分		552円83銭/kg	482円/kg	
	差額関税部分(基準輸入価格)	 626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg	
	従価税部分	5 %	4.9%	4.3%	
	豚肉(冷凍したもの)				
0203.21ex	枝肉及び半丸枝肉				
	従量税部分 (1)		414円33銭/kg	361円/kg	
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg	
0203.22ex	従価税部分 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこ	5 %	4.9%	4.3%	
0203,22CA	れらを分割したもの(骨付きのもの)				
	従量税部分		552円83銭/kg	482円/kg	
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg	
	徒価税部分	5 %	4.9%	4.3%	
0203.29ex	その他のもの 従量税部分		FF9⊞99 4 ₽ /1	400HI /1	
		 626円67銭/kg	552円83銭/kg 613円34銭/kg	482円/kg 546円53銭/kg	
	送価税部分	5 %	4.9%	4.3%	
0206.30ex	食用のくず肉 (豚のもの) (生鮮の もの、冷蔵したもの)	2 //	2.0 / 0	2.0 / 0	
	従量税部分		552円83銭/kg	482円/kg	
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg	

			改立	E 案
税番	品 名	現行実行税率	平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
	従価税部分	5 %	4.9%	4.3%
0206.49ex	食用のくず肉(豚のもの)(冷凍したもの)(肝臓を除く。)			
	(計画を除く。) (計画を除く。) (計画を除く。)		552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5 %	4.9%	4.3%
	肉及び食用のくず肉並びに肉又はく			
0210.11	ず肉の食用の粉及びミール 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこ			
0210.11	れらを分割したもの(骨付きのも			
	の) (豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
0210.12	従価税部分 ばら肉及びこれを分割したもの	10%	9.8%	8.5%
0210,12	(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0210.19	その他のもの(豚肉)	47000 /1	4COULT 1 & /1	400団00盆 /1
	差額関税部分(基準輸入価格) 従価税部分	470円/kg 10%	460円 1 銭/kg 9.8%	409円90銭/kg 8.5%
0210.90ex	その他のもの(肉又はくず肉の食用	10,0	0.070	0.070
	の粉及びミールを含む。)(豚のもの)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円 1 銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分 その他の調製をし又は保存に適する	10%	9.8%	8.5%
	処理をした肉、くず肉及び血			
1602.41ex	豚のもの(もも肉及びこれを分割			
	したもの)(ハム及びベーコン等)	4700 /1	400EL1 AB /1	400EE000
	差額関税部分(基準輸入価格) 従価税部分	470円/kg 10%	460円 1 銭/kg 9.8%	409円90銭/kg 8.5%
1602.42ex	豚のもの(肩肉及びこれを分割し	1070	3.570	0.070
	たもの) (ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
1602.49ex	従価税部分 その他のもの(混合物を含む。)	10%	9.8%	8.5%
1004.47CX	(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
-	従価税部分	10%	9.8%	8.5%

⁽注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(3) 水産物

		改正		E 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
0303.74	さば (冷凍したもの)	10%	9.4%	7 %
0303.80ex	たらの卵 (冷凍したもの)	6 %	5.6%	4.2%
0304.90ex	たらのすり身(冷凍したもの)	6 %	5.6%	4.2%
0307.49–1ex	いか(冷凍したもの)(もんごういかを除 く。)	5 %	4.7%	3.5%

(注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(4) その他

			改正	E 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
1701.91	香味料又は着色料を加えた甘しゃ糖、て ん菜糖等	63円50銭 /kg	61円91銭/ kg	53円98銭/ kg
1701.99-1	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖等	63円50銭 /kg	61円91銭/ kg	83円98銭/ kg
1702.90-1	砂糖(分みつ糖)	35%	34.1%	29.8%
1702.90-2	砂糖水 (分みつ糖のもの)	35%又は 27円/kg の高い方	34.1%又は 26円33銭/ kgの高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方
2106.90ex	糖水(着色料又は香味料を加えたもの) (分みつ糖のもの)	35%又は 27円/kg の高い方	34.1%又は 26円33銭/ kgの高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方

			改正	E 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-1[2]ex	全形の牛革(面積が2.6㎡以下のもの)(な	15%	14.6%	12%
	めしたもの及び再なめししたもの)(クロームなめし以外のもの)(TQ1次)			
4104.10-3(1)[1]ex	全形の牛革(面積が2.6m ² 以下のもの)(染 着色し又は模様付けしたもの)(染着色し たもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.10-3(1)[2]ex	全形の牛革 (面積が2.6m ² 以下のもの) (染 着色し又は模様付けしたもの) (その他の もの) (TQ1次)	20%	19.5%	16%

			改	正 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-3(2)ex	全形の牛革 (面積が2.6m ² 以下のもの) (そ の他のもの) (TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.21ex	その他の牛革(植物性前なめしをしたもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.22-[2]ex	その他の牛革(その他の前なめしをしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.29-[2]ex	その他の牛馬革 (その他のなめしをしたもの) (クロムなめし以外のもの) (TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.31-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(フルグレーン及びグレーンスプリット)(染着色し又は模様付けしたもの)(染着色したもの)(TQ1次)	20%	19.2%	13.3%
4104.31-2(1)[2]ex	その他の牛馬革(フルグレーン及びグレーンスプリット)(染着色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.31-2(2)ex	その他の牛馬革(フルグレーン及びグレーンスプリット)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.39-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染着色 し又は模様付けしたもの)(染着色したも の)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39–2(1)[2]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染着色 し又は模様付けしたもの)(その他のもの) (TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39-2(2)ex	その他の牛馬革(その他のもの)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4105.20–2(1)ex	羊革(染着色し又は模様付けしたもの) (TQ1次)	20%	19.5%	16%
4106,20–2(1)ex	やぎ革(染着色し又は模様付けしたもの) (TQ1次)	20%	19.5%	16%
6403.20-[1]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の周りにかかるもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.20-[2]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるもの)(室内用履物以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.30-[1]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%

-			改立	E 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6403.30-[2]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(その他のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.40-[1]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.40-[2]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がプラスチック製のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。)) (TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.59-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(スリッパ以外の室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.59-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又はコンポジションレザー製でくるぶしを覆うもの(室内用履物を除く。))(体操用・競技用履物等を除く。)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆うもの)(体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.99-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又 はコンポジションレザー製でくるぶしを覆 わないもの(室内用履物を除く。))(体操 用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.99-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆わないもの)(スリッパ及び体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%

			改立	E 案
税番	品 名	現行 実行税率	平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6404.19–1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底がゴム製又はプラスチック製でスポーツ用の履物等以外のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-2[1]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。)のキャンパスシューズ)(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	21.6%	21.1%	17.3%
6404.20-2[2]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。)のものでキャンパスシューズ以外のもの)(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.10-1ex	その他の履物(本底が革製で、甲がコンポジションレザー製のもの)(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[1]ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの)(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[2][i] ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底が革製のもの)(甲に毛皮を使用してないもので一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%

⁽注) 1. ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

^{2. 41}類及び64類の皮革・革靴については、平成7年1月1日から引下げを開始し、平成14年 1月1日から最終税率。

なお、基本税率は、現行のTQ2次税率とする。

別表 3 特恵関税改正品目

(1) 熱帯産品に係る特恵税率の引下げ

税番	品 名	現行特 恵税率	改正案
0804.50ex	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン (生鮮のもの)	4 %	無税
0810.90ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びご れんし(生鮮のもの)	_	2.5%
0811.90–2ex	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(冷凍のもの)(無糖のもの)	10%	3.6%
2001.90-2ex	マンゴー及びマンゴスチン(食酢調製等をしたもの)(無糖のもの)	5.6%	3 %
2008.19-2ex	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼ ルナット (調製等をしたもの) (無糖のもの) (パルプ状以外の もの)	8 %	4 %
2008.92-1-(2)ex	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル (無糖のもの)	9.6%	4.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ及びアボカドー (加糖のもの) (パルプ状のもの)	_	16.8%
2008.99-2-(1)ex	ベリー及びプルーン(加糖のもの)(パルプ状以外のもの)	_	8.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(加 糖のもの)(パルプ状以外のもの)(気密容器入りのもの)	12%	5.5%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(加 糖のもの)(パルプ状以外のもの)(気密容器入り以外のもの)	_	5.5%
2008.99-2-(1)ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びご れんし(加糖のもの)(パルプ状以外のもの)	_	7 %

(2) ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴う特恵税率の引下げ

税番	品 名	現行特恵税率	改正案	(参考) UR 合意実 施後の協定 税率
0307.91-4ex	赤貝(生きているもの)及びくらげ	8 %	7 %	7 %
0307.91-4ex	うに(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵のもの)	7.5%	7 %	7 %
0307.99 - 1 - (3)ex	うに (冷凍したもの)	7.5%	7 %	7 %
0307.99-1-(3)ex	くらげ(冷凍したもの)	8 %	7 %	7 %
0307.99-2-(3)ex	うに (その他のもの)	7.5%	7 %	7 %
0307.99-2-(3)ex	くらげ (その他のもの)	8 %	7 %	7 %
0508.00-1	さんご	5 %	無税	無税
0712.30ex	きのこ及びトリフ(乾燥したもの)(しいたけ以外	10%	9 %	9 %
	(のもの)			

税番	品名	現行特恵税率	改正案	(参考) UR合意実 施後の協定 税率
0712.90ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの(乾燥したもの)(たけのこ、ぜんまい、スイートコーン以外のもの)	10%	9 %	9 %
0802.11-2	スイートアーモンド(殻付きのもの)	3 %	2.4%	2.4%
0802.12-2	スイートアーモンド (殻を除いたもの)	3 %	2.4%	2.4%
0804.30ex	パイナップル (乾燥したもの)	10%	7.2%	7.2%
0804.40ex	アボカドー (生鮮のもの)	4 %	3 %	3 %
0807.20	パパイヤ (生鮮のもの)	3 %	2 %	2 %
0902.30ex	紅茶	14%	12%	12%
1521.90ex	昆虫ろう (みつろうを除く。)	7.5%	4.5%	4.5%
1602.20ex	動物の肝臓 (調製等をしたもの) (牛又は豚のもの以外のもの)	8 %	6 %	6 %
1602.31-2ex	七面鳥の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの) (牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含 有するもの以外のもの)	8 %	6 %	6 %
1802.39–2ex	家きんの肉等(七面鳥のものを除く。)(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8 %	6 %	6 %
1602.90–2ex	その他の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの) (牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含 有するもの以外のもの)	8 %	6 %	6 %
1604.20ex	たらの卵 (調製等をしたもの) (気密容器入りのもの)	9.6%	9 %	9 %
1605.10ex	かに(気密容器入りのもの)(くん製したものを除く。)	6.5%	5 %	5 %
1605.20ex	シュリンプ及びプローン (くん製したもの及び単に 水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、 塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のも の)	6 %	5.3%	5.3%
1605.30ex	ロブスター(くん製したもの及び単に水若しくは塩 水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水 漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの)	6 %	5 %	5 %
1605.40ex	えび (その他のもの) (くん製したもの及び単に水 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩 蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの)	6 %	5 %	5 %
1905.10	クリスプブレッド	9.5%	9 %	9 %
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた 物品	9.5%	9 %	9 %
1905.90-1	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品 (砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加 えたものを除く。)	9.5%	9 %	9 %

税番	品 名	現行特恵税率	改正案	(参考) UR 合 意 実 施後の協定 税率
2002.90-1	トマト (その他のもの) (加糖のもの)	14%	13.4%	13.4%
2003.10-1	きのこ (加糖のもの)	14%	13.4%	13.4%
2005.30-1	サワークラウト (加糖のもの)	14%	13.4%	13.4%
2005.40-1ex	えんどう (加糖のもの) (さや付きのもの)	14%	13.4%	13.4%
2005.59-1	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (その他のもの) (加糖のもの)	14%	13.4%	13.4%
2005.70ex-1	オリーブ(気密容器入りのもの)(容器ともの1個 の重量が10kg以下のもの)	5.6%	5.4%	5.4%
2005.90-1ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの(加糖のもの)(豆(さや付きのものを除く。)以外のもの)	14%	13.4%	13.4%
2005.90-2ex	にんにくの粉 (調製等をしたもの) (気密容器入りのもの) (容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)	12%	9.6%	9.6%
2006.00ex	マロングラッセ	12.8%	12.6%	12.6%
2008.19-1ex	カシューナット (加糖のもの) (パルプ状以外のもの)	12%	11%	11%
2008.19-1ex	くり (気密容器入りのもの) (容器ともの1個の重量が10kg以下のもの) (加糖のもの) (パルプ状以外のもの)	25%	16.8%	16.8%
2008.19–2ex	マカダミアナット (無糖のもの) (いったもの以外のもの) (パルプ状以外のもの)	6.4%	5 %	5 %
2008.40-2ex	なし (無糖のもの) (パルプ状以外のもの) (気密容 器入りのもの)	9.6%	9 %	9 %
2008.70-2ex	桃(無糖のもの)(パルプ状以外のもの)(気密容器 入りのもの)	9.6%	6.7%	6.7%
2008.91	パームハート	20%	15%	15%
2008.99–2–(2)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴ スチン (無糖のもの) (パルプ状以外のもの) (気密 容器入りのもの)	12%	9.6%	9.6%
2009.80-2-(1)	野菜ジュース (加糖のもの)	9.6%	8.1%	8.1%
2009.80-2-(2)ex	野菜ジュース(無糖のもの)(気密容器入りのもの)	8.0%	7.2%	7.2%
2009.90 - 2 - (1)	混合野菜ジュース (加糖のもの)	9.6%	8.1%	8.1%
2009.90 – 2 – (2)	混合野菜ジュース (無糖のもの)	5.6%	5.4%	5.4%
2102.20-1	酵母	4 %	3.8%	3.8%

(3) その他

税番	品 名	現行特恵 税率	改正案
0603.10	切花及び花芽 (生鮮のもの)	無稅	削除
0603.90	切花及び花芽 (その他のもの)	無稅	削除
0801.30	カシューナット	無稅	削除
0802.50	ピスタチオナット	無稅	削除
0904.12-2	ペッパー (破砕し又は粉砕したもの) (小売用の容器入り以外のもの)	無税	削除
0904,20-2-(2)	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、粉砕し又は粉砕したもの)(小売用の容器入り以外のもの)(破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
0907.00-2-(2)	丁字(果実、花及び花便)(小売用の容器入り以外のもの)(破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
0908.10-2-(2)	肉ずく (小売用の容器入り以外のもの) (破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
0908.20-2-(2)	肉ずく花 (小売用の容器入り以外のもの) (破砕し又は 粉砕したもの)	無税	削除
0908.30-2-(2)	カルダモン類 (小売用の容器入り以外のもの) (破砕し 又は粉砕したもの)	無税	削除
0910.20-2-(2)	サフラン (小売用の容器入り以外のもの) (破砕し又は 粉砕したもの)	無税	削除
0910.30-2-(2)	うこん(小売用の容器入り以外のもの)(破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
0910.40-2-(2)	月けい樹の葉及びタイム(小売用の容器入り以外のもの)(破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
0910.91-2	その他の香辛料 (この類の注 1 (b)の混合物) (小売用の 容器入り以外のもの)	無税	削除
0910.99–2–(2)	その他の香辛料(小売用の容器入り以外のもの)(破砕し又は粉砕したもの)	無税	削除
1301.10-2	シードラック	無稅	削除
1403.10	ほうきもろこし	無稅	削除
1521.10	植物性ろう	無稅	削除
1804.00	カカオ脂	無稅	削除
5001-00	繭(繰糸に適するもの)	70円/kg	TQ 1次 70円/kg 2次 特恵例外

別表 4 現行の実行税率を基本税率とする整理により難い品目

(1) 現行の国定税率を維持する品目

税番	品 名	税番	品 名
0207.39ex	鶏(ガルルス・ドメスティク ス)の骨付きのもも(生鮮の もの、冷蔵したもの)	0703.10ex	たまねぎ (課税価格67円/ kg超73円70銭/kg以下のも の)
0207.41ex	鶏 (ガルルス・ドメスティク ス) の骨付きのもも (冷凍し	0703.10ex	たまねぎ (課税価格73円70銭 /kg超のもの)
0207.50	たもの) 家きんの肝臓 (冷凍したもの)	0714.10-1ex	カッサバ芋 (粉又はミールのペレット) (飼料用のもの)
0302.70ex	にしんの卵 (生鮮のもの、冷 蔵したもの)	0714.10-2ex	カッサバ芋 (その他のもの) (飼料用のもの)
0303.50	にしん (冷凍したもの)	1004.00ex	オート(TQ1次)
0303.60	コッド (冷凍したもの)	1006.10	もみ
0303.78ex	ヘイク(メルルシウス属のも	1006.20	玄米
	の)(冷凍したもの)	1006.30	精米
0303.79ex	にしん及びたら(冷凍したも	1006.40	砕米
	(a)	1007.00ex	グレーンソルガム(その他の
0304.90ex	にしん及びたらの魚肉(冷凍		もの) (飼料用のもの)
	したもの)(たらのすり身を 除く。)	1106.20-1ex	カッサバ芋の粉及びミール (飼料用のもの)
0305.20ex	たらの卵(塩蔵等したもの)	1106.30-1ex	バナナの粉及びミール(飼料
0307.41	いか(生きているもの、生鮮		用のもの)
	のもの、冷蔵したもの)	1504.10	魚の肝油及びその分別物
0307.49-1ex 0307.91-3	もんごういか (冷凍したもの) いか (その他のもの) (生き	1504.30ex	海棲哺乳動物の油脂及びその 分別物 (その他のもの)
	ているもの、生鮮のもの、冷	1521.90ex	鯨ろう
	蔵したもの)	1702.90-4ex	ハイ・テスト・モラセス(そ
0307.99-1-(2)	いか(その他のもの)(冷凍 したもの)		の他のもの)(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
0406.10ex	フレッシュチーズ及びカード	1703.10ex	甘しや糖みつ(飼料用のもの)
	(プロセスチーズ原料用のも の) (TQ1次)	1703.10ex	甘しや糖みつ(アルコール製 造用のもの)(TQ1次)
0406.40ex	ブルーベインドチーズ (プロ	1702 00 ov	近用のもの) (1Q1人) その他糖みつ (飼料用のもの)
	セスチーズ原料用のもの) (TQ1次)	1703.90ex 1703.90ex	その他糖みつ(アルコール製
0406.90ex	(1010) その他のチーズ(プロセス		造用のもの) (TQ1次)
0400.50CA	チーズ原料用のもの) (TQ1	1806.20-2ex	チョコレート製造用ココア調製食料品(TQ1次)
0509.00ex	次) 動物性の海綿(課税価格	1901.20-3-(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物 及び練り生地(米粉調製品)
	3,600円/kg以上のもの)		(加糖のもの)(しよ糖の含有
0509.00ex	動物性の海綿(課税価格 3,600円/kg未満のもの)		量が15%以下のもの)

 税番	品 名	 税番	品 名
1901.20-3-(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物		硫黄分が0.3%超のも
	及び練り生地 (米粉調製品)		0
	(加糖のもの)(その他のもの)	2710.00-1(4)B	重油及び粗油 (比重が0.9037
1901.20–3–(2)ex	ベーカリー製品製造用混合物	5-7	超のもの)
	及び練り生地 (米粉調製品) (無糖のもの)(その他のもの)	[1]	製油用のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品(米粉調製品)	[2]	製油用以外のもののうち
1301.30 3 (1/ex	(加糖のもの)(しよ糖の含有	[i]	硫黄分が0.3%以下のも の
	量が全重量の15%以下のもの)	ſij٦	Í
1901.90-3-(1)ex	その他調製品(米粉調製品)	3503.00ex	硫黄分が0.3%超のもの ゼラチン(写真用のものを除
	(加糖のもの) (各成分のうち	5505.00ex	く。)及びにかわ(魚膠及び
	砂糖の重量が最大のもの)		アイシングラスを除く。)
1901.90–3–(1)ex	その他調製品(米粉調製品)	4104.10-2	全形の牛革(面積が2.6㎡以
	(加糖のもの)(その他のもの)		下のもの) (パーチメント仕
1901.90–3–(2)ex	その他調製品(米粉調製品)		上げをしたもの)
100410	(無糖のもの)(その他のもの)	4104.31-1	その他の牛馬革(フルグレー
1904.10ex	穀物又は穀物産品を膨張させ て又はいつて得た調製食料品		ン及びグレーンスプリット)
	(その他のもの)		(パーチメント仕上げをした もの)
2709.00	原油	4104.39-1	その他の牛馬革(その他のも
2710.00-1(1)C	その他の揮発油	4104.39-1	の) (パーチメント仕上げを
(a)	航空機用のもの		したもの)
[1]	比重が0.8017以下のもの	4105.20-1	羊革(パーチメント仕上げを
[2]	比重が0.8017超のもの		したもの)
(b)	その他のもの	4106.20-1	やぎ革(パーチメント仕上げ
[1]	石油化学製品及びガス製		をしたもの)
	造用のもの	4107.10-1	豚革(パーチメント仕上げを
[2]	燃料用のもの		したもの)
[3]	その他のもの	4107.29-1	昆虫類の革(パーチメント仕
2710.00 – 1(2) B	その他の灯油	4107.00 1	上げをしたもの) その他の動物革(パーチメン
[1]	ノルマルパラフィン	4107.90-1	ト仕上げをしたもの)
[2]	その他のもの	4110.00	革又はコンポジションレザー
2710.00-1(3)	軽油	4110.00	のくず及び革の粉
2710.00-1(4)A	重油及び粗油(比重が0.9037	4111.00	コンポジションレザー
5-7	以下のもの)	4203.10-1	革又はコンポジションレザー
[1]	製油用のもの		製の衣類(毛皮付き又は貴金
[2]	製油用以外のもののうち		属等を使用したもの)
[i]	農林漁業用のもの	4203.21-1	革又はコンポジションレザー
[ii]	農林漁業用以外のものの うち		製の手袋、ミトン及びミット
	プラー		(特に運動用に製造したもの)
			(毛皮付き又は貴金属等を使用したもの)
			/II U/C 8 47/

税番	品 名	税番	品 名
4203.29-1ex 4203.29-1ex	革製の手袋、ミトン及びミット(その他のもの)(毛皮付き又は貴金属等を使用したもの)	6401.91	防水性の履物(本底及び甲が ゴム製又はプラスチック製で 保護用の金属製トーキャップ を有しないもの)(ひざを覆 うもの)
4203.29–1ex	マステンションレザー製の手 袋、ミトン及びミット (その 他のもの) (毛皮付き又は貴 金属等を使用したもの)	6401.92ex	防水性の履物(本底及び甲が ゴム製又はプラスチック製で 保護用の金属製トーキャップ
4203.30-1	革又はコンポジションレザー 製のベルト及び負い革 (毛皮 付き又は貴金属等を使用した		を有しないもの)(くるぶしを覆うもの(スキー靴を除く。))
4203.40-1	もの) その他の革又はコンポジショ ンレザー製の衣類附属品(毛 皮付き又は貴金属等を使用し たもの)	6401.99	防水性の履物(本底及び甲が ゴム製又はプラスチック製で 保護用の金属製トーキャップ を有しないもの)(くるぶし を覆わないもの)
4204.00-1	革又はコンポジションレザー 製の機械用等のベルト、ベル チング等	6402.19	その他の本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製の履物 (スポーツ用の履物 (スキー
5007.20ex	網ノイル織物以外の絹織物 (網又はそのくずの重量が 85%以上のもの)(経緯糸の うちいずれか一方が合成繊維 又はアセテート繊維のもの)	6402.20	靴を除く。)) その他の本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製の履物 (甲の部分のストラップ又は ひもを本底にプラグ止めした もの)
5007.20ex	網ノイル織物以外の絹織物(絹又はそのくずの重量が85%以上のもの)(その他のもの)	6402.30	その他の本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製の履物 (保護用の金属製トーキャッ
5007.90ex	網ノイル織物以外の絹織物 (網又はそのくずの重量が 85%未満のもの)(経緯糸の うちいずれか一方が合成繊維 又はアセテート繊維のもの)	6402.91	プを有するもの) その他の本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製の履物 (その他のもの)(くるぶしを 覆うもの)
5007.90ex	親ノイル織物以外の絹織物 (親又はそのくずの重量が 85%未満のもの)(その他の もの)	6402.99	その他の本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製の履物 (その他のもの)(くるぶしを 覆わないもの)
6401.10ex	防水性の履物(本底及び甲が ゴム製又はプラスチック製で 保護用の金属製トーキャップ を有するもの(スキー靴を除 く。))	9113.90–1ex	革製又はコンポジションレザー製の携帯用時計バンド等 (毛皮付き又は貴金属等を使用したもの)

(2) 以下の関税割当対象品目等については、一次税率等について現行の暫定税率を維持し、基 本税率は二次税率等とする。

税番	品 名	税番	品 名
0102.90ex	牛(生きているもの)(純粋種の繁殖用のもの以外のもの)(水牛以外のもの)	2826.20ex	フルオロけい酸ナトリウム (人造クリオライト製造用の もの)
1005.90ex	(300kg/頭以下のもの) (TQ1次) とうもろこし (コーンスター	7402.00-[2]	粗銅及び電解精製用陽極銅 (課税価格が475円/kg超 490 円/kg以下のもの)
	チ製造用) (TQ1次)	7402.00-[3]	粗銅及び電解精製用陽極銅
1005.90ex	とうもろこし(単体飼料用) (TQ1次)		(課税価格が490円/kg超の もの)
1005.90ex	とうもろこし (コーンフレー ク、エチルアルコール又は蒸 留酒製造用) (TQ1次)	7403.11-[2]	精製銅(陰極銅及びその切断 片)(課税価格が485円/kg 超 500円/kg以下のもの)
1005.90ex	とうもろこし (その他のも の) (TQ1次)	7403.11-[3]	精製銅(陰極銅及びその切断 片)(課税価格が500円/kg
1107.10ex	麦芽 (いつてないもの) (TQ1次)	7403.12-[2]	超のもの) 精製銅(ワイヤバー)(課税
1107.20ex	麦芽 (いつたもの) (TQ1次)	7403.12-[2]	何数銅 (ケイ (バー) (床代 価格が485円/kg超 500円/kg以下のもの)
2002.90–2ex	トマトピューレー及びトマトペースト (気密容器入りのもの) (トマトケチャップその	7403.12-[3]	精製銅 (ワイヤバー) (課税 価格が500円/kg超のもの)
	他のトマトソース製造用) (TQ1次)	7403.13-[2]	精製銅(ビレット)(課税価 格が485円/kg超 500円/kg
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマト	Fo3	以下のもの)
	ペースト(気密容器入り以外のもの)(トマトケチャップ	7403.13-[3]	精製銅(ビレット)(課税価 格が500円/kg超のもの)
2207.10-2ex	その他のトマトソース製造 用)(TQ1次) エチルアルコール(アルコー	7403.19-[2]	その他の精製銅(課税価格が 485円/kg超 500円/kg以下 のもの)
2207.10 Zex	ル分80度以上90度未満)(アルコール飲料原料アルコール	7403.19-[3]	その他の精製銅 (課税価格が 500円/kg超のもの)
2208.40ex	製造用)(TQ1次) ラム及びタフィア(アルコー ル飲料原料アルコール製造	7403.22-[2]	銅・すず合金 (青銅) (課税 価格が485円/kg超 500円/ kg以下のもの)
2208.90-1-(2)ex	用)(TQ1次) エチルアルコール(アルコー	7403.22-[3]	銅・すず合金 (青銅) (課税 価格が500円/kg超のもの)
	ル分80度未満)(アルコール 飲料原料アルコール製造用) (TQ1次)	7403.23-[2]	銅・ニッケル合金及び銅・ ニッケル・亜鉛合金 (課税価 格が485円/kg超 500円/kg
2208.90-1-(2)ex	その他アルコール(アルコール分80度未満)(アルコール 飲料原料アルコール製造用) (TQ1次)	7403.23-[3]	以下のもの) 銅・ニッケル合金及び銅・ニッケル・亜鉛合金 (課税価格が500円/kg超のもの)

税番 ———	品名
7403.29-[2]	その他の銅合金 (課税価格が 485円/kg超 500円/kg以下 のもの)
7403.29-[3]	その他の銅合金(課税価格が 500円/kg超のもの)
7801.10-[2]	精製鉛(課税価格が172円/ kg超 180円/kg以下のもの)
7801.10-[3]	精製鉛(課税価格が180円/ kg超のもの)
7801.91ex	その他の鉛の塊(主にアンチ モンを含有するもの)(鉛の 含有量が95%超で電解精製用 のもの)(課税価格が165.37 円/kg超 170円/kg以下の もの)
7801.91ex	その他の鉛の塊(主にアンチ モンを含有するもの)(鉛の 含有量が95%超で電解精製用 のもの)(課税価格が170円/ kg超のもの)
7801.99-2(1)ex	その他の鉛の塊(その他のも の)(鉛の含有量が95%超で 電解精製用のもの)(課税価 格が165.37円/kg超 170円/ kg以下のもの)
7801.99–2(1)ex	その他の鉛の塊(その他のも の)(鉛の含有量が95%超で 電解精製用のもの)(課税価 格が170円/kg超のもの)
7801.99-2(2)[2]	その他の鉛の塊(その他のも の)(鉛の含有量が95%超で 電解精製用以外のもの)(課 税価格が172円/kg超 180円 /kg以下のもの)
7801.99-2(2)[3]	その他の鉛の塊(その他のも の)(鉛の含有量が95%超で 電解精製用以外のもの)(課 税価格が180円/kg超のもの)
7901.11-[2]	亜鉛の塊 (亜鉛の含有量が 99.99%以上のもの) (課税価 格が242円/kg超 250円/kg 以下のもの)
7901.11-[3]	亜鉛の塊 (亜鉛の含有量が 99.99%以上のもの) (課税価 格が250円/kg超のもの)

TV TV.	П
税番 	品 名
7901.12-[2]	亜鉛の塊 (亜鉛の含有量が 99.99%未満のもの) (課税価 格が242円/kg超 250円/kg 以下のもの)
7901.12-[3]	亜鉛の塊 (亜鉛の含有量が 99.99%未満のもの) (課税価 格が250円/kg超のもの)
8104.11ex	マグネシウムの塊(マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの)(課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの)
8104.11ex	マグネシウムの塊(マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの)(課税価格が670円/kg以下のもの)
8104.19ex	マグネシウムの塊(マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの)(課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの)
8104.19ex	マグネシウムの塊(マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの)(課税価格が670円/kg以下のもの)

(3) その他

			現行税率		改直	E 案
税番	品 名	基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
0302.65	さめ (生鮮のもの、冷蔵した もの)	10%	5 %	3.5%	5 %	
0302.69ex	バラクータ、キングクリップ 及びたい(生鮮のもの、冷蔵 したもの)	10%	5 %	3 %	5 %	
0303.75	さめ (冷凍したもの)	10%	5 %	3.5%	5 %	
0303.79ex	バラクータ、キングクリップ 及びたい(冷凍したもの)	10%	5 %	3 %	5 %	
0303.79ex	ししやも (冷凍したもの)	10%	5 %	4 %	5 %	
0304.10-2ex	バラクータ、キングクリップ 及びたいの魚肉(生鮮のもの、 冷蔵したもの)	10%	5 %	3 %	5 %	
0304.10-2ex	さめの魚肉(生鮮のもの、冷 蔵したもの)	10%	5 %	3.5 %	5 %	
0304.90ex	バラクータ、キングクリップ 又はたいの魚肉(冷凍したも の)	10%	5 %	3 %	5 %	
0304.90ex	さめの魚肉 (冷凍したもの)	10%	5 %	3.5%	5 %	
0304.90ex	ししやもの魚肉(冷凍したもの)	10%	5 %	4 %	5 %	
0306.11	いせえび科のえび(冷凍した もの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.12	ロブスター (冷凍したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.13	シュリンプ及びプローン (冷 凍したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.19ex	その他のえび(冷凍したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.21-1	いせえび科のえび(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.22-1	ロブスター (生きているもの、 生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.23-1	シュリンプ及びプローン (生きているもの、生鮮のもの、 冷蔵したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
0306.29–1ex	その他のえび (生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4 %	3 %	4 %	
1202.10ex	落花生 (殻付きのもの) (採油用)	20%又は14 円 / kg の 高い方	10%	無税	10%	
1202,20ex	落花生 (殻を除いたもの) (採油用)	20%又は14 円 / kg の 高い方	10%	無税	10%	
1512.21ex	綿実油及びその分別物(粗油)(輸出用の魚又は貝類の 缶詰製造用)	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	

			現行税率		改正	E 案
税番	品 名		70117 10 1	(参考)		- 714
		基本税率	暫定税率	協定税率	基本税率	暫定税率
1512,29ex	線実油及びその分別物 (その 他のもの) (輸出用の魚又は 貝類の缶詰製造用)	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	
2008.20-1ex	パイナップル調整品 (加糖の もの) (気密容器入りのもの) (細片等にしたものを除く。)	45%	TQ 1 次 無税 TQ 2 次 30%	30%	39円/kg	TQ1次 無税
2008.20-2ex	パイナップル調整品 (無糖の もの) (気密容器入りのもの) (細片等にしたものを除く。)	45%	TQ1次 無税 TQ2次 30%		39円/kg	TQ1次 無税
2402.20	紙巻たばこ (たばこを含有するもの)	90%	無税		8.5 % 及 び 290円70銭 /千本	無税
2825.80-[1]	三酸化アンチモン(課税価格が199円/kg未満のもの)	20%	12.8%又は 16.8円/kg のうちいず れか低い税 率	21円/kg	5.8%	8.5%
2936.10	プロビタミン	20%	4.6%	5.8%	無税	
2936.21	ビタミンA及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.22	ビタミンB1及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.23	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.24	D-パントテン酸及びDL-パ ントテン酸 (ビタミンB ₃ 又は ビタミンB ₅) 並びにこれらの 誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.25	ビタミンB ₆ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.26	ビタミンB ₁₂ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.27	ビタミンC及びその誘導体	20%	3.2%	4 %	無税	
2936.28	ビタミンE及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.29	その他のビタミン及びその誘 導体	20%	3.9%	4.9%	無税	
2936.90	その他のもの (天然のものを 濃縮したものを含む。)	20%	3.9%	4.9%	無税	
2937.10	脳下垂体前葉ホルモンその他 これに類するホルモン及びこ れらの誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	
2937.21	コルチゾン、ヒドロコルチゾ ン、プレドニゾン (デヒドロ コルチゾン) 及びプレドニゾ ロン (デヒドロヒドロコルチ ゾン)	20%	4.6%	5.8%	無税	
2937.22	副腎皮質ホルモンのハロゲン 化誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	
2937.29	その他の副腎皮質ホルモン及 びその誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	
2937.91	インスリン及びその塩	25%	4.8%	6.6%	無税	

-			現行税率		改立	 E 案
税番	品 名	基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
2937.92	エストロゲン及びプロゲスト ゲン	20%	4.6 %	5.8%	無税	
2937.99	その他のホルモン及びその誘 導体等	20%	4.6 %	5.8%	無税	
2939.10	あへんアルカロイド及びその 誘導体並びにこれらの塩	10%	4.6 %	5.8%	無税	
2939.30-2	カフェイン及びその塩(カフェイン無水物の含有量が 98.5%未満のカフェインを除 く。)	25%	6.6%	8.2%	無税	
2939.40	エフェドリン類及びその塩	20%	6.4%	8.2%	無税	
2939.70	ニコチン及びその塩	20%	6.2%	7.7%	無税	
2939.90-2[1]	コカ葉アルカロイド、1-フェ ニル-1-クロロ-2-メチルアミ ノプロパン等	20%	6.4%	8.2%	無税	
[2]	ベラドンナ葉の左旋性アルカ ロイド	20%	3.9%	4.9%	無税	
[3]	植物アルカロイド及びその塩 並びにその誘導体 (その他の もの)	20%	4.6%	5.8%	無税	
2941.10	ペニシリン及びその誘導体 (ペニシラン酸構造を有する ものに限る。) 並びにこれら の塩	20%	3 %	5.8%	無税	
3001.10-2	腺その他の器官(熊胆以外の もの)	10%	3 %	3.7%	無税	
3001.20	腺その他の器官又はその分泌 物の抽出物	10%	3 %	3.7%	無稅	
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	20%	3 %	5.1%	無税	
3001.90-3	その他の治療用又は予防用に 調整した動物の物質	10%	3 %	3.7%	無税	
3002.10-2	ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	20%	6.8%	8.5%	無税	
3002.10-4ex	その他の血液分画物(その他のもの)	10%	3 %	3.7%	無税	
3002.90-2	その他の人血、治療用、予防 用又は診断用に調整した動物 の血等に類する物品	10%	3 %	3.7%	無税	
3003.10-[1]	ペニシリン又はその誘導体を 含有する医薬品(治療用等に 混合した二以上の成分から成 るもので、投与量にしてない もの及び小売用にしてないも の。以下この項において同 じ。)	25%	3 %	5.8%	無税	
3003.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	
3003.39	ホルモンその他の物質を含有 する医薬品 (その他のもの)	20%	4.6%	5.8%	無税	

			現行税率		改工	E 案
税番	品 名			(参考)		
		基本税率	暫定税率	協定税率	基本税率	暫定税率
3003.40	アルカロイド又はその誘導体 を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	
3003.90-[1]	ビタミン製剤	20%	3.9%	4.9%	無税	
-[2]	その他の医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	
3004.10-[1]	ペニシリン又はその誘導体を 含有する医薬品(治療用等の もので、投与量にし又は小売 用にしたもの。以下この項に おいて同じ。)	25%	3 %	5.8%	無税	
3004.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	
3004.32	副腎皮質ホルモンを含有する 医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	
3004.39	ホルモンその他の物質を含有 する医薬品(その他のもの)	20%	4.6%	5.8%	無税	
3004.40	アルカロイド又はその誘導体 を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.50	ビタミンその他の物質を含有 する医薬品	20%	3.9%	4.9%	無税	
3004.90-[1]	麻薬、大麻又は覚せいアミン の医薬品	25%	6.4%	10%	無税	
-[2][i]	その他の医薬品(小売用のもの)	25%	5.3%	6.6%	無税	
-[2][ii]	その他の医薬品(小売用以外 のもの)	25%	4.6%	5.8%	無税	
3605.00-1	マッチ (70本以下入りのもの)	40銭/個	8銭/個	10銭/個	5.3%	

(出所) 大蔵省関税率審議会(平成6年9月22日) 答申

11-109 不当廉売関税の課税について

1994(平成6)年9月22日 関税率審議会総会

最近の関税を巡る諸問題

- (4) パキスタン産綿糸のダンピング調査の状況 イ. 経緯
 - (i) 昨年12月20日、日本紡績協会(柴田稔会長:当時)から、パキスタン産の20番手カード糸等綿糸について不当廉売関税(いわゆるアンチ・ダンピング関税)の課税を求める申請書が、大蔵省に提出された。
 - (ii) 本年2月18日、政府は、上記の申請書が①ダンピングの事実及び②それによる 我が国産業の損害の事実について十分な 証拠を備えていると判断し、政府による 調査を開始した。なお、本年3月には、

大蔵・通産両省職員からなる調査担当者 団を設置した。

(ii) その後、調査担当者団は、本年4月に パキスタン及び我が国の利害関係者に対 して質問状を送付し、パキスタンの生産 者・輸出者17社、我が国の生産者24社、 輸入者25社から回答を得た。

また、全パキスタン繊維工業者組合からの申し出に基づき、調査担当者団は、本年10月に対質及び証言の聴取を実施する予定である。

ロ、暫定措置の取扱い

不当廉売関税制度においては、調査終了前であっても、①ダンピングの事実が認められ、②それによる我が国産業の損害の事実が推定でき、かつ、③調査中の損害を防止するため必要があるときには、暫定的な関税の課税等の措置(暫定措置)をとるこ

とができることとされている (調査開始後6ヵ月以内を目途に決定)。

本件については、本年8月29日、現時点においては不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を確定できる状況になく、また、最近においては輸入が減少していることから、今後大幅な事情の変化が生じない限り、暫定措置はとらないことを決定し、その旨を公表した(翌30日)。

ハ. 今後の取扱い

- (i) ダンピング及び損害の事実については、 引き続き透明かつ公平・厳正に調査を行 うこととし、調査開始から1年を経過す る来年2月半ば頃を目途として調査を終 了し、最終決定を行う予定である。
- (ii) まず、重要なステップとして、11月に パキスタンの生産者・輸出者の現地調査 を行い既に提出されている質問状の回答 の内容を伝票、帳簿によって検証すると ともに、正常価格について具体的なデー タを収集することとしている。
- (ii) 調査の結果、ダンピング及び損害の事 実等が認められる場合には、関税率審議 会に諮った上で、不当廉売関税が課税さ れることになる。
- (注) ただし、
 - ① 輸出者から価格の修正等の約束の申出 があり、政府が受諾した場合
 - ② 申請者が申請を取り下げた場合 には、原則として調査を取りやめることと なる。
- (出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成6年 9月22日)資料6「最近の関税をめぐ る諸問題について」、「3. 我が国の関 税政策」11ページ

11-110 不当廉売関税の課税について

1995(平成7)年7月28日 関税率審議会総会

パキスタン産綿糸への不当廉売関税 (アンチ・ダンピング関税) の課税について

1. これまでの経緯

(1) 平成5年12月20日、日本紡績協会から、

- パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税の課税申請があり、平成6年2月18日、 ダンピング調査を開始した。
- (注)本事案は、平成5年の「中国産フェロシ リコ・マンガン事案」に次いで、2度目の 不当廉売関税課税事案。
- (2) 調査の結果、ダンピングの事実及び本 邦産業の損害等の事実が判明し、本件に ついては、不当廉売関税の課税要件を満 たしていることが認められた。
- (注)調査期間は原則1年間とされているが、 利害関係者からの証拠の提出が遅れたこと 等から、6カ月延長され、本年8月17日が 最終期限となっている。
- (3) 調査結果を踏まえ、本年5月12日、調査担当者団(大蔵省,通商産業省)は、利害関係者に対し、事前に調査結果を開示するとともに、外交上の配慮から、パキスタン政府に対してもこの結果を伝えた。
- (4) 本年7月7日、パキスタン政府からの 要請により、ガット協定に基づく二国間 協議を開催したが具体的な進展はなく、 同日協議を終了した。

2. 今後の予定

- (1) 以上の調査結果を踏まえ、本日、関税率審議会特殊関税部会において、以下のパキスタン産綿糸への不当廉売関税の課税についてお諮りしたところ、ご了承が得られた。
 - ① パキスタンの生産者については、政府が送付した質問状に対し、回答のあった17社のうち8社には、ダンピングの事実が認められなかったが、残りの9社にはダンピングの事実が認められたことから、これらの生産者からの輸入に対し、2.1%から7.9%の税率で不当廉売関税を課すること
 - ② また、未回答の生産者については、 回答した生産者が不利にならないよう ダンピングマージンを推計し、9.9% の税率で不当廉売関税を課すること
- (2) 本件に関しては、8月1日に閣議で決 定し、8月4日に政令を公布・施行の予 定である。

(参考1) パキスタン産綿糸に係るダンピング調査結果の概要

調査回答の有無	ダンピングの有無	アンチ・ダンピング 関税課税の必要性	損害等の事実
	無 (8社)	課税の必要なし (無税)	<u>損害の事実あり</u> 平成3年から平成5年にかけて本
有(17社) (注1)	有 (9社)	課税の必要有り 2.1%~7.9%	邦産業の ①売上高は半減 ②経常損益は依然赤字状態で推移
無 (259社) (計276社)	有 (259社)	課税の必要有り (9.9%) (注 2)	ダンピングと損害の因果関係あり ①ダンピングされたパキスタン産綿 糸の ・国内シェアは 60% → 64%に4%増加 (平成3年度→平成5年度) ・国内販売価格と国産糸の販売価 格との差は6,000円程度(平成5年度)存在 ②その他の要因として、為替の変動、 内需の減少等を考慮したが、ダン ピングの事実が更に損害を悪化さ せていると認められた。

- (注) 1. パキスタンからの全輸入量に占める回答企業の割合は約40%。
 - 2. 回答のなかった社のダンピング率は、回答のあった社からのデータをもとに回答した社が不利にならないように、平成5年に調査を終了した中国のフェロシリコ・マンガン事案の例にならって推計。

(参考2) 日本の不当廉売関税の課税申請事例と米国、EU等主要国の発動状況等

1. 日本の不当廉売関税の課税申請事例

	事 例	調査の概要
1	大韓民国産綿糸	 ・1982.12 日本紡績協会 課税申請 ・1983.7 日本紡績協会 輸出者側の自主規制措置を評価し、 申請取り下げ
2	ノールウェイ産及 びフランス産フェ ロシリコン	 ・1984. 3 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1984. 6 日本フェロアロイ協会 輸出者側の自主規制措置の 発表及び市況の回復を理由に申請取り下げ
3	大韓民国産ニット 製セーター類	 ・1988.10 日本ニット工業組合連合会 課税申請 ・1989.3 日本ニット工業組合連合会 輸出者側の自主規制措置を評価し、申請取り下げ
4	中国、南アフリカ 及びノールウェイ 産フェロシリコ・ マンガン	 ・1991.10 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1991.11 調査開始 ・1993.1 中国2社と価格約束 ・1993.2 中国産フェロシリコ・マンガンに対する不当廉売措置に関する政令公布

	事 例	調査の概要		
5	パキスタン産綿糸	 ・1993.12 日本紡績協会 課税申請 ・1994.2 調査開始 ・1995.8 パキスタン産綿糸に対する不当廉売措置に関する政令公布 		
		(予定)		

2. 米国、EU等主要国の不当廉売関税の発動状況(1994年6月現在)

発動国	対象国	賦課件数	主要対象品目
米 国	日本	54	移動電話、テレビ、フォークリフト、ベアリング、漁網、鉄鋼 等
	中 国	26	フェロシリコン、タングステン塊、料理器具、プリント布等
	台 湾	19	ガラス、テレビ、鉄鋼、セーター、電話機等
	ドイツ	18	ベアリング、レーヨン糸、鉄鋼、砂糖等
	韓国	17	セーター、鉄鋼、テレビ、アルバム、フィルム等
	中 国	23	自転車、酸化マグネシウム、ポリエステル、タングステン等
	日 本	16	ボールベアリング、コピー用紙、プリンター、オーディオカ
			セットテープ等
E U	韓国	8	カーラジオ、ポケットライター、カセットテープ、ポリエステ
			ル等
	台 湾	6	グルタミン酸、ポリエステル、繊維
	トルコ	4	綿糸、ポリエステル等
	米 国	12	ジャガイモ、レタス、ビール、タマネギ等
	韓国	8	鉄鋼、アルバム、ロープ、靴等
カナダ	台 湾	7	自転車、アルバム、鉄鋼、女性用履物等
	中 国	6	アルバム、女性用履物、ペイント用ブラシ、自転車等
	ブラジル	5	鉄鋼、女性用履物、紙等
	韓国	7	バッテリー、ポリスチレン、ポリエチレン等
	中 国	6	ピーチ缶詰、トマト缶詰、塩化ビニル、ガラス等
豪 州	シンガポール	6	ポリエチレン、ポリスチレン、サンフラワー油等
	ドイツ	5	ガラス、トリエタノールアミン、ジオクチルフタレート等
	マレーシア	5	バッテリー、サンフラワー油等
	米 国	5	塩化ビニル、トリエタノールアミン等

(資料) ガット・アンチ・ダンピング委員会報告書より作成。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成7年7月28日)資料3「パキスタン産綿糸への不当廉売関税 (アンチ・ダンピング関税)の課税について」1-5ページ